

第百九十八回国会 参議院 決算委員会 議録 第二号

平成三十一年四月四日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

二月六日

辞任

古賀 之士君

補欠選任

徳永 エリ君

二月七日

辞任

徳永 エリ君

補欠選任

古賀 之士君

杉 久武君

三浦 信祐君

二月八日

辞任

三浦 信祐君

補欠選任

杉 久武君

三月一日

辞任

石井 苗子君

補欠選任

片山 大介君

三月四日

辞任

古賀 之士君

補欠選任

大島九州男君

片山 大介君

石井 苗子君

三月五日

辞任

大島九州男君

補欠選任

古賀 之士君

杉 久武君

三浦 信祐君

石井 苗子君

儀間 光男君

仁比 聡平君

山下 芳生君

三月六日

辞任

三浦 信祐君

補欠選任

杉 久武君

儀間 光男君

石井 苗子君

高木かおり君

片山 大介君

吉良よし子君

仁比 聡平君

三月七日

辞任

補欠選任

三月八日

辞任

古賀 之士君

補欠選任

徳永 エリ君

三月十一日

辞任

宮本 周司君

補欠選任

徳永 エリ君

中野 正志君

三月十二日

辞任

島村 大君

補欠選任

中野 正志君

片山 大介君

三月十三日

辞任

片山さつき君

補欠選任

古賀 之士君

島村 大君

三月十四日

辞任

古賀 之士君

補欠選任

徳永 エリ君

古賀 之士君

三月十五日

辞任

高木かおり君

補欠選任

藤井 基之君

有村 治子君

三月十八日

辞任

大野 元裕君

矢田わか子君

新妻 秀規君

平木 大作君

藤巻 健史君

高木かおり君

仁比 聡平君

紙 智子君

三月二十日

辞任

伊藤 孝恵君

補欠選任

大島九州男君

三月二十二日

辞任

大島九州男君

補欠選任

藤巻 健史君

伊藤 孝恵君

三月二十五日

辞任

矢田わか子君

補欠選任

大野 元裕君

三月二十六日

辞任

大野 元裕君

補欠選任

二之湯 智君

吉川ゆうみ君

四月三日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

宮本 周司君

進藤金日子君

風間 直樹君

補欠選任

古賀 之士君

小川 敏夫君

四月四日

辞任

杉 久武君

補欠選任

高木かおり君

清水 貴之君

佐藤 啓君

徳茂 雅之君

進藤金日子君

中西 哲君

磯崎 哲史君

古賀 之士君

出席者は左のとおり。

委員長

石井みどり君

理事

委員

国務大臣

内閣総理大臣

岩井 茂樹君
豊田 俊郎君
西田 昌司君
伊藤 孝恵君
竹谷とし子君
仁比 聡平君
石井 浩郎君
佐藤 啓君
島村 大君
進藤金日子君
そのだ修光君
徳茂 雅之君
中西 哲君
中西 祐介君
馬場 成志君
福岡 資麿君
藤井 基之君
古川 俊治君
松下 新平君
吉川ゆうみ君
小川 勝也君
小川 敏夫君
又市 征治君
磯崎 哲史君
古賀 之士君
矢田わか子君
新妻 秀規君
若松 謙維君
石井 苗子君
清水 貴之君
吉良よし子君
安倍 晋三君

財務大臣 (内閣府特命担当大臣)	麻生 太郎君	国務大臣 (内閣府特命担当大臣)	平井 卓也君	厚生労働省職業安定局長	土屋 喜久君
総務大臣 (内閣府特命担当大臣)	石田 真敏君	知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策)	片山さつき君	厚生労働省雇用環境・均等局長	小林 洋司君
法務大臣 (内閣府特命担当大臣)	山下 貴司君	国務大臣 (内閣府特命担当大臣)	櫻田 義孝君	厚生労働省子ども家庭局長	瀨谷 浩樹君
外務大臣	河野 太郎君	当大臣(規制改革、地方創生、男女共同参画)	鈴木 馨祐君	厚生労働省老健局長	大島 一博君
文部科学大臣	柴山 昌彦君	国務大臣	塚田 一郎君	厚生労働省保険局長	榎見 英樹君
厚生労働大臣	根本 匠君	財務副大臣	あきもと司君	経済産業大臣官房原子力事故災害対処審議官	新川 達也君
農林水産大臣	吉川 貴盛君	国土交通副大臣	柳 麻理君	経済産業大臣官房審議官	吉田 博史君
経済産業大臣 (内閣府特命担当大臣)	世耕 弘成君	環境副大臣	横畠 裕介君	資源エネルギー庁省エネ部	島田 勘資君
国土交通大臣	石井 啓一君	会計検査院長	笹嶋 正君	資源エネルギー庁電力・ガス事業部長	松山 泰浩君
環境大臣	原田 義昭君	政府特別補佐人	吉岡 秀弥君	国土交通省総合政策局長	栗田 卓也君
防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	岩屋 毅君	内閣法制局長官	高橋 文昭君	国土交通省道路局長	野村 正史君
国務大臣 (内閣官房長官)	菅 義偉君	内閣官房内閣参事官	嶋田 裕光君	国土交通省住宅局長	池田 豊人君
国務大臣 (復興大臣)	渡辺 博道君	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	山野 謙君	国土交通省鉄道局長	石田 優君
国家公安委員会委員長 (内閣府特命担当大臣)	山本 順三君	総括審議官	海堀 安喜君	国土交通省自動車局長	蒲生 篤実君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣)	茂木 敏充君	内閣府地方分権改革推進室次長	山内 由光君	環境大臣官房環境保健部長	奥田 哲也君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣)	宮腰 光寛君	法務大臣官房審議官	小野瀬 厚君	環境省環境再生・資源循環局長	梅田 珠実君
当大臣(沖縄及び北方対策、消費生活、少子化対策、海洋政策)		法務省民事局長	佐々木聖子君	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官	森山 誠二君
		出入国在留管理庁長官	可部 哲生君		片山 啓君
		財務省理財局長	並木 稔君		
		国税庁次長			

参考人	日本銀行総裁	黒田 東彦君
-----	--------	--------

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百九十七回国会内閣提出)

○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、杉久武君、高木かおり君、風間直樹君、古賀之士君、二之湯智君、藤末健三君及び宮本周司君が委員を辞任され、その補欠として若松謙維君、清水貴之君、小川敏夫君、磯崎哲史君、吉川ゆうみ君、進藤金日子君及び佐藤啓君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

三

なんだと、そういうところをやつぱりこの際整理をしないといけないと思ふんですけれども、総理の御所見をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 物事には作用と反作用があるんだらうと、こう思います。

冷戦、ソビエト連邦が崩壊をして、まさに平成の時代に冷戦構造がこれ大きく変わるわけですが、その中において、例として挙げられたレーガン大統領とサッチャー首相によって進められたいわゆる新自由主義でありましたが、例えばサッチャー首相の場合は、それまでイギリスは英国病と言われていたわけでありました。確かに、揺り籠から墓場までという社会保障制度を確立をしたわけでありましたが、その中で様々なものが余りにも社会主義的になっていったのではないかと、保守党自身がそういう政策の中に浸っていたのではないかと、それによつて英国の活力が失われたという大きな問題意識で、自立の精神を大切にすべきだというのがサッチャリズムのこれ中核だろうと思ふいます。

同時に、レーガン大統領もジョンソン大統領以来のいわゆるグレートソサエティという、この同じような社会保障政策を非常に手厚くしていた、この方向としては言わば日本が進んできた方向と同じなんです、それがあつた種行き過ぎて、本来のアメリカのアメリカンドリームを目指していくというこの活力を失つていたのではないかと、うち中において競争政策をより強化しただろうと、こう思ふいます。

しかし、その中で、それがグローバル化する中においてある種行き過ぎた面があつたのは事実なんだらうと。日本はどちらに大きく振れていたというよりも、うまく中庸の道を取りつつあるんだらうと、こう思ふわけですが、しかし、あくまでも、日本においてもこの自立の精神を大切にしながらお互いに助け合つていく国づくり、日本らしい瑞穂の国の市場主義、資本主義を目指していきたいと、こう思つているところでございます。

○西田昌司君 イギリス、アメリカの場合、まさに総理がおっしゃつたとおりだと思ふんですね。要するに、物事は行き過ぎると困つちゃうと、あのときにはそういう状態あつたので、私は全部これ否定するわけじゃないんですけれども、要するに、片一方に引つ張られてつとそのまま行つちゃうと、時代が変わつたときにもまだそのままその政策は続けていくと、これが一番問題だということをお願いしたいんですね。

特に、これから私言いたいのは緊縮財政ということなんです。今、アベノミクスの下で、このアベノミクスは機動的財政出動という話を一番の看板に上げていられるんです、本来緊縮財政ではないはずなんです、なんです、しかし現実には私は十分に財政出動ができていらないと思つておりません。というの、いわゆるPB目標ですね、ブライマリーバランス黒字化、これは先延ばしにしましたものの、財政再建というのが非常に大きなテーマになつていられるんです。

財政再建が必要だと思つていられる国民もたくさんいるんですけれども、現実には、この掲げた緊縮財政、それがむしろデフレをつくつて財政を悪化させていると。ここを今日はしっかり話をしたいんです。

実は、私、この「財務省からアベノミクスを救う」という、挑戦的な名前ですけれども、私が付けたんじゃないんです、出版社が書いたんですが、題名は、中身は大変、自分で言うのもなんですが、いいことを書いていられるんですよ。ですから、是非皆さん方も読んでください。自民党の先生にはみんな渡したんですが、ほとんど読まずに机の上に置いてあるだけだということで、これは困つたものなんです。

じゃ、そこで、その中身を言いますと、要するに、ここで私が言いたいのは、結局、財政再建論者の一番の誤りは、貨幣の本質が何かということ、を勘違いしているわけですね。貨幣というのは、元々金貨、そういうものがありましたから、いわゆる物です。物と交換できる、かつては兌換

紙幣というのが主流だったわけですね。ところが、これアメリカのドルが、ドルの金との交換をやめてしまつてから、もう兌換紙幣というのはないわけですね。だから、金は、通貨は、貨幣はいわゆる物じゃないわけですね。ところが、いまだにこの貨幣を物と同じように考えている。これ、専門用語で言うところの商品貨幣論と言ふんですけれども、物と、商品と同じようにこの通貨を考えると、それがリフレ理論の一番の中心なんです。いわゆる通貨の発行を増やせば物より通貨の量が増える、そうすると逆に通貨の値打ちが下がる、つまり物価が上がると、こういう論法なんです。これがいわゆるアベノミクスの基にも実はなつているところなんです。

日銀の異次元金融緩和で、お金を出せばできる。ところが、実際には日銀の異次元金融緩和で、いわゆるベースマネーですね、マネタリーベース、この日銀の当座預金残高は増やすことができたんですけれども、実際には貨幣というのはいわゆる日銀のお札だけじゃなくて銀行預金そのものなんです。つまり、銀行預金というのが実際の大宗を成す実際の貨幣、つまりマネーサプライというものです。マネーサプライは、じゃ、増えたかという、大して増えなかつたという現実があるわけなんです。

マネーサプライを増やすには、結局は、日銀が貸し出すとかどうじゃなくて、金融機関、銀行がお金を貸し出す以外にないわけなんです。お金を金融機関が貸そうと思つても、しかし借り手がなかつたらこれ増えないわけなんです。今の日本の状態はここにありまして、異次元の金融緩和しているんだけれども、要は、超低金利にもかかわらず貸出しが増えないと。そして、その結果何が起こつていられるかというと、民間金融機関が非常に私営的に圧迫されているという、この現実を我々は共通認識しなければならぬと思ふんです。つまり、金利がゼロですからね。ゼロに近い金利で貸し出し、それも、増えれば収入が入ってきますが、増えないんですから。ということにな

ると、銀行が軒並み経営が圧迫されて、特に地方の金融機関は合併の話がいろいろ出ていますけれども、まさにこれが原因なんです。

これを放置すると何が起こるかという、金融機関が経営破綻することにもなりかねない。もしも何かインシデント、いろんな出来事が起きたり外交的な問題や大きな災害やそういう事態が起きたときに、金融機関がいわゆる不良債権を抱えてしまふという事態は十分あり得るんです。そうすると金融機関が破綻してしまふ。

金融決済ができなくなれば経済は破綻してしまふということ、要するに、この異次元金融緩和を日銀がどんどんやつていけば日銀が潰れるとか、これ以上国債を出せば政府が潰れるとか、そういうことを心配する人がいますが、それは違うんです。それは絶対に自国建て通貨で出している限りあり得ないんですが、問題は、金融機関に物すごいこれは経営的な圧迫を加えていると、経営を非常に困難ならしめているということなんです。

ですから、もしも銀行が破綻したら、これとんでもない、本当にこれは経済潰れます。しかし、そのときに日銀が恐らくお金を貸して助けるでしょう。しかし、助けても、結局は、金利を上げてあげない限り金融機関は利益出ませんから、助からないんです。本当の不況になつてしまつたときに金利を上げると、こんなことはできませんから。だから、今、その前にアベノミクスも違う方法を考えなきゃいけないわけです。まさに今、アベノミクスは最大の私はピンチになつてい

るということをお願いしたいと思ふんです。これを救うには、政府が財政拡大をして民間に需要をつくることなんです。長期計画を示すことなんです。特に、私が言つていふのは新幹線ネットワークですね。十年間、十五年間の間に、今、北陸新幹線やつていますが、山陰もやれば中国もや、中国縦貫もや、それから四国もや、それから羽越もやるとか、そういう全体の、全国の、奥羽新幹線も含め、やつていけば何が起

こるかと。まさに長期的な日本の姿がみんなに分
かり、その投資が増えるのは間違いないと思
うんです。そうすれば、民間投資も増えますから、
銀行の貸出しも増え、そして金利を上げられる環
境になってくることだと思ふんです。

そういうことになると思ふんですけれども、ま
ず、これは今私述べましたけれども、日銀総裁お
られますね。黒田総裁に、今述べました、今の、
要するに、アベノミクスが抱えているこの金融機
関に対する非常に大きな経営的な問題が掛かって
くるんじゃないかというその懸念事項、その他私
が今申し上げましたことにつきましての日銀総裁
の御所見をお聞かせいただきたい。

○参考人(黒田東彦) まず、金融機関の状況で
ございますけれども、御指摘のように、地域銀行
について基本的な収益が低下しているのではない
かということが指摘されておまして、その背景
には、やはり人口や企業数の減少に加えて低
金利環境の長期化ということで、趨勢的に基礎的
収益力が低下しているということが指摘されてお
ります。

ただ、そうした中でも、現状、地域銀行は十分
な資本と流動性を備えておまして、銀行貸出し
などの金融仲介活動に引き続き積極的に取り組ん
でおります。実は、大手銀行よりも地域銀行の貸
出しの伸びの方が高くなっております。

ただ、確かに、今後とも地域の人口減少などの
構造要因が収益力の下押しあるいは押し下げ要因
として働くことと見込まれますので、将来的に金融機
関の資本基盤あるいはリスクテーク能力が制約を
受けて金融仲介機能に悪影響を及ぼすことがない
か、やはりしっかりと点検していく必要があると
思っております。

そういう意味で、金融政策面では、物価安定の
目標の実現になお時間を要すると見込まれる中
で、現在の強力な金融緩和を粘り強く続けていく
ことが必要だと考えておりますが、一方で、金融
政策の運営の観点から重視すべきリスクの点検を
常に行いまして、経済、物価だけでなく、金融

情勢も十分勘案しながら進めてまいりたいと思
っております。

なお、金融政策そのものにつきましては、御案
内のとおり、二〇一三年一月の政府・日本銀行の
共同声明でそれぞれの役割が明確になっておりま
して、日本銀行は、金融緩和を推進し、二%の物
価安定の目標をできるだけ早期に実現するという
ことを目指すことになっております。

そういった意味で、引き続き、金融情勢にも十
分配意しながらデフレ脱却に向けて最大限の努力
を継続してまいりたいと思っております。

○西田昌司君 今、日銀が一生懸命やっている
ということはおっしゃるんですけれども、問題は、
要するに、この経済、日本の経済全体の話です
からね、これ金融政策だけではどうしようもない
です。ある種の金融政策の限界に今来ているわ
けです。金利を下げて、金融緩和して、それでマ
ネーサプライが伸びないというのは、これは財政
の問題の責任があるわけなんです。

そこで、私が申し上げたいのは、財政出動を
ずっと要求しているんですけれども、結局、財政
再建論があつて、一番の問題は、要は、財政出動
するためには例えば国債を発行しなきゃならな
い、今でもたくさん発行しているのにこれ以上ど
んどん出していつて大丈夫なのか。要は、お金
が、今、預貯金の額と国債、これは家計の預貯金
が減ってきて、金融、民間企業の預貯金があるか
ら今は何とか国債は買ってもらえなければならな
い、それ以上国債発行したらそれ買ってもらえな
い、そのときに大変な事態が起きるんじゃないか
と、こういう話を言うわけなんです。

しかし、これが全く本質からずれている話でし
て、要するに、お金の正体というのは何かといえ
ば、銀行が集めたお金をですよ、集めたお金を例
えば貸すというんだつたらそうなんです。皆さ
ん方から預貯金集めて、そのお金で銀行が例えば
貸すというんだつたらこれは分かりませんが、現実
はそうじゃないんです。銀行は、預貯金で貸して
いるんじゃないんです。要するに信用創造して、この

会社は立派な会社だ、お金貸せると思えば十億で
も百億でも出せるんですよ。出したら何が起こ
るかという、その分は誰かの口座にこの銀行預金
が入っていますから、つまり、借入れが増えれば
貸付けとしての預貯金が増える。この二つの仕組
みなんです。これが現実問題起こっている話な
んですよ。

まず、だから、日銀総裁に聞きますが、銀行は
集めたお金で貸しているんじゃないんです。貸付け
は、焦げ付かない限り、返済可能な限り幾らでも
無限に出せるんです。現実には日銀に準備預金で
預けなきゃならないところはありますけれども、
まず、そういうことが現実じゃないかと。それか
ら、事実上の通貨の大宗は先ほど言いましたよう
に預貯金ですから、預貯金を増やそうと思えば、
銀行の信用創造、つまり銀行が貸出しする以外な
いということ、この二つは事実だと思ひますの
で、まず、日銀総裁、この二つのことだけ答えて
ください。

○参考人(黒田東彦) まず第一に、いわゆるマ
ネー・ストックあるいはマネー・サプライというもの
は企業や家計などが保有する現金と預金を幅広く
集計したものです。その大宗は確かに銀行預金
から成っております。

そして第二点ですが、こうした銀行預金は、企
業や家計の資金需要を受けて銀行などが貸出しな
どの与信行動、信用を与える行動、すなわち信用
創造を行うことにより増加することになるという
ことで、この点も委員御指摘のとおりでありま
す。

○西田昌司君 今、日銀総裁が明確に言ってい
ました。つまり、お金は、あるものを貸すんじゃ
なくて、ないところから貸出しによって、信用創
造によって増えるという話なんです。ですから、
預金額が借入額を下回ってしまつて借入れが
できなくなつてしまつてしまうようなことは起こ
り得ないんです。これが大事な話なんです。

要するに、自国建て通貨でお金をどんどん出し
ていけば政府は絶対破綻することがないと、こう

いうことを私何度も言ってきましたけれども、
最近、いわゆるMMTという、モダン・マネタ
リー・セオリーと言われるんですけど、MMTな
んという名前ありますから、何かいかがわしいそ
ういふ金融理論のように言われますが、本質は、
言っているのはこなんですよ。要するに、信用
創造によって通貨は成り立っているんだと。だか
ら、そのところを考えると、同じく国債につい
ても同じことが言えるわけです。国債をこれ以上
出したら引受手がないと、引受手がないからその
ときには破綻してしまつて、金利が上がつてしま
う、どうするんだと、こういう話になるんです
よ。

ところが、そうじゃないんです。国債を政府
が発行して事業をすることによって、これを海外
に出すんだつたら別ですが、国内でお金を出すん
ですから、政府の借金は増えているけれども、民
間の、国民の資産が増えるわけです。預貯金が増
えるわけなんです。だから、いつまでたつても
破綻しないんです。これ。これが今言っている、
日銀総裁が言われた信用創造と同じことなんで
す。

つまり、これは何かというと、元々借金は預金
を集めてそれを借金すると思つていましたが、そ
うじゃなくて、預金は誰かが借金することによ
つて出てくるんだと、こういうまさに天動説から地
動説なんです。これは、これが理解できない
と、今の日本の何で陥つていくかというこの一番
の謎が分からないわけです。つまり、天動説を財
務省は訴えてきたわけです。つまり、ほつておい
たら、このままどんどん借金残高が膨ら
んできたらいずれ破綻する、いずれ金利が上が
つてしまつて、いずれ通貨が物すごく落ちてしま
うと、こう言つてきましたね。しかし、二十年間こ
れ言っているんですよ。二十年間言つて落ちない
い。まさにこれオカミ少年話ですよ。

何でこういうことになつたのか。それは、自
分たちが使つてきた経済の学説が間違っているん
ですよ。つまり、現実を見ていないわけです。

先ほど言ったように、通貨が物だったら、商品だったら、それはそういうことになるわけですが、これは。そうじゃなくて、通貨は信用創造によってできているわけですよ。だから、問題は、需要さえつくれば信用創造幾らでもできるわけ。そうするとお金は回り出すということなんです。このところに戻らないと、天動説から地動説に大転換する、これが実は一番大事なところなんです。そこで、このところをまず財務大臣、それから日銀総裁に、要するに、今言いましたように、貨幣の本質は物ではなくて信用創造によってできていると、これがMMTの一番の肝の話なんです。が、お二人、その見解をちょっとお聞かせいたいただきたいと思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) MMTといういかかわしい名前はいかにかなものかという御意見だったので、近代若しくは現代貨幣理論、多分直訳すればそういう単語だと思いますが、モダン・マネタリー・セオリーという話が出てこられましたので、これは、最近ではアレクサンドリア・コルテスですかね、この辺りがよく話をしていて、これは、それで、それを叫んで下院議員に当選したりしておりますので、ちょっと名前としては、このMMTという名前出てきたのが最近かな、そんな記憶だとは思いますが。

言っていることは、自国通貨を持つていて、自国で貨幣を、通貨を発行しておるんだから、今のニシムラ先生の話で、通貨というのは限度なく発行ができるんだから、まあ早い話がデフォルトなんか陥ることはありませんよ。ですから、したがって、債務の、何というか、政府債務の最高残高が増えなくても関係ない、簡単に言えばそういう話を言っておられるんだと思いますが、これは一つの理論として、例えば自国で国債を発行している、自国通貨だけで発行している国、例えばドルとかユーロとかいうのに頼らず自国通貨だけで発行している国はアメリカと日本と、どこですかね、デンマーク、ほかには何か国、あと世界で四つぐらいしかないと記憶しますけれども、そう

いった意味では、その実験に最も適しているのは日本じゃないかという話もよくしている人がおられますけれども。

こういうった考え方あるということを我々が知らないわけではありませんが、他方、そういうたものに対して、例えばグリーンズパンとか、何でしようね、ローレンス・サマーズとかいろいろおられますけど、そういうた方々とは、この意見とは全く違う意見なんだと思いますが、今そういう意見があるというのは私ども知らないわけではありませんが、こういうた話は、これ、ほたつておけば常識的にはインフレが起きることになるんだと思いますが、極めて否定的な見解がその人たちからは示されておるんですが。

私も、少なくとも世界二百か国近くの国相手にグローバルな市場で金融とかマーケットとかいうものを運営しておりますので、これは市場からも受け入れられてもらえるようなものでやらないと、極端な議論に陥るということになります。これは財政規律を緩めるということでこれは極めて危険なことになり得る。そういうた実験に最も適しているからといって、この日本という国をその実験場にするというような考え方を今私どもは持っているわけではありません。

○参考人(黒田東彦君) 委員御指摘のとおり、マネーストック、マネーサプライのほとんどが銀行預金から構成されておまして、これが民間銀行による信用創造活動を通じて増加するということはそのとおりであります。

その上で、いわゆるMMTの評価については、これが必ずしも体系化された理論ではなくて、全体の把握が容易でないということ、その本質をつかむことはなかなか難しいのではないかと感じておりますが、MMTの基本的な主張について、自国通貨建て政府債務はデフォルトすることがないので、財政政策は財政赤字や債務残高などを考慮せずに景気安定化に専念すべきであるというふうに理解いたしますと、このように財政赤字や債務残高を考慮しないという考え方は極端な主張で

あり、なかなか受け入れられないのではないかと、いうふうに考えております。

○西田昌司君 今、日銀総裁、要するに信用創造によって貨幣はできるという話、それ言われましたね。そして、麻生副総理も同じようなことをおっしゃっている。それを認めた上で、このMMT、マネタリー、現代貨幣論を、これを採用、実験するようなつもりはないとおっしゃっているんですが、それは大間違いで、実はしているんです、もう既に、日本は。

総理、いいですか。この二十年間、要するにずっと、二十年前、まだ債務が四百兆円ぐらいのときからですよ、こんな調子でGDPと変わらない債務を出していたら、金利が上がって通貨は激安してとんでもないことになる、これ言っていたんです。それは何で言っているかという、通貨を、先ほど言いましたように、商品と考える商品貨幣論に立つて言っていたからです。ところが、現実、いつまでたっても上がらないんですよ。金利も上がらなけりや物価も上がらない、円高の方になつていくぐらいですよ。何でか説明できないんですよ。いや、いつか起こるはずですよと言っているんですよ。

ところが、私が言っているのは逆なんですよ、起こるはずがない。既にもう金融貨幣論に基づいた政策をやってしまったんですよ、気が付かないうちに。要するに、自分がそれをやっているのに、その理屈が分かっていない。要するに、自分たちが学んだ理屈に現実を合わせようとするから間違いで、現実を見て理屈が合わないんだから、理屈が間違っているということに気が付かなきゃいけないわけですよ。

かつてコペルニクスが、ガリレオが天体観測して、天が回っていると思っていたんだけれども、観測するとうちと違ふねと、それで気が付いたのが地動説なんです。今も同じことなんです。それでも地球は回っている、それでもお金は回っている、国債は発行できているんですよ。どう説明するんですか、これを。ここを説明できるん

だったからおっしゃっていただきたいし、総理に、今のお二人の話も聞かれてどう思われますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、二〇一二年に私が総裁選挙に出たとき、いわゆるこの今言われているアベノミクスの原型、大胆な金融緩和等について主張したときに、随分これマスコミも含めて、それをやったら国債は暴落を、円も暴落すると、こう言われたんですね。実際は、国債の金利は下がったわけでありまして。もちろん、行き過ぎた円安は是正されましたが、別に円が暴落したわけではないということなんです。

ですから、基本的に、かつて日本が格付において相当下げられたときに、その下げていた理由の一つとしてデフォルトするということを言われた。でもしかし、それはデフォルトしないんだというこの反論においては、このMMTで言われている一つの理論として、自国建ての通貨であるということ、日本は反論しているのは事実でありますから、これはそうなんだろうと、こういうことだろうと思えます。

しかし、だから債務残高がどれだけ増えても問題がないのかということでもあります。これは、言わば非常に純粋な理論としておっしゃっているわけですが、政府としては厳に無駄な支出はしっかりとこれは戒めていかなければならないわけでございますし、実際、この債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指していますから、言わば我々がMMTの論理を実行しているということではないということでもあります。

一方、ただ、日本の場合は自国通貨で、政府の国債を、自国通貨であるということでございますが、同時に、ほとんどこれは、日本銀行もそうなんです、日本人が保有しているということもこの日本の一つの特徴であろうと、こう思います。と同時に、日本国政府の持っている資産、これは大きなものがあるわけでありまして、ネットで見ればどれぐらいの負債があるかということについても、米国の余りこれは、世界のレベルでも遜色はそれほどないだろうと、こう思っております。

す。

であるからこそ、日本の通貨、危機があれば日本の言わば円が買われるということでありますから、日本の信用は十分にあるということでありますが、同時に、財政再建は進めていきたい、こう思っております。

まず、そのために、しかし、経済を成長させ、経済を成長させ果実を得つつ、財政をも健全化していきたいと、こういうことでございまして、当然、その中で必要な財政出動はしっかりと機動的に行っていくと、新幹線も含めてインフラはしっかりと整備していきたいと、こう考えております。

○西田昌司君 新幹線は是非やりたいと思いますので、総理にも御理解いただきたいと思ひます。今、いい御発言いただきましたが、しかし問題は、問題は、結局、要するに、今総理も認められておられますように、要するにいつまでたつても、アベノミクスがやったときに大批判されたけれども、これは通貨も暴落しなければ金利が暴騰することにもならない、何でもかというその理屈を、総理も半分私の話聞いてそうだなと思ひながら、あれ、そんなことであるのかなど、こういう話になっている。

天動説から地動説に変わるときってそんなものなんです、総理、これは。だから、これ素直に、素直に現実を見る、そこから始まるんですよ。ところが、官僚とかインテリとか一番困るのは、その今まで言っていた自説を変えることできないんですよ。変えるのは、ガリレオも異端と言われましてけれども、私は別に異端ではないんですけれどもね、異端だと言われてもやっていくと、こういう姿勢でこれからもこのお話を進めていきたいと思ひます。

そうすると、私は、今の状態からいうと、まだ本当にデフレから完全に脱却していないので、この消費税、これいざいざ上げなさいけれども、消費税というのは元々昭和の時代につくったものですよ、発想は。

昭和の時代というのは、物価がインフレでずっと上がっていくんです。だから、給料も上がっていくと。だから、余り累進制ばかりやっておくと累進課税きつくなり過ぎるから、だからこの物価の隙間に消費税を入れて、みんなに広く薄くつくろうという仕組みが考えられたんですよ。

ところが、今、平成の世の中はその大前提が壊れているんですよ。給料が上がらなければ物価も上がらない。ここに消費税入れるというのは私はどうなのかなと。

だから、むしろこれは、次、十月から一応なっていますが、MMTということも頭の片隅に置いて考えられると、別に赤字国債今出しても全く大丈夫だということを含めて、もう少し消費税のこの値上げについては考えるべきではないかと思ひますが、いかがですか、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このMMT理論が、言わば国債は円、自国通貨建てであり、かつその国債の大宗は日本人が持っているという、日本にこそふさわしいという西田理論だろと。西田理論ですから、新しい西田セオリー、NTと言つてもいいと思ひますが。

ただ、私も、伸びていく社会保障費に対応するため安定財源が必要でございますから、ただ、もちろん、我々の経済政策によつてこの税収は六十二・五兆円と、今年度の税収は過去最高となりました。十月からの上がつていく税収分を除いても過去最高になるのでございしますが、しかし、さらに、急速に進んでいく高齢化、医療費、年金、そうした介護費用を賄つていく安定財源のために、消費税を引き上げていく、そしてまた同時に、思い切つて全世代型社会保障制度を構築していくために、子育て世代そして子供たちに投資をする、二兆円の新たな投資を行います、そのためには消費税を引き上げさせていただきます、この思つておりますが、同時に、機動的な財政支出動としてしっかりと金、大胆な金融政策、黒田総裁の下で行っている金融政策、相まった中において成長をしっかりと確保していきたいと考えて

おります。

○西田昌司君 この問題は今日言つてすぐできると思ひませんが、MMTがNNTとは知りませんでした。ありがとうございます。

それで、要するにレジームチェンジが必要なんです、私の敬愛してました西部邁先生、この方が私にいつもこう言つていたんですね。西田君、デモクラシー、民主制というのは少数が議論を通じて多数になる過程のことを言うんだと、こうおっしゃいましたので、私もこれからしっかりとこの議論を進めて、多数をつくるようにやっていきたいと思ひます。

さて、そこで、もう一つ、要するに、消費税も大事なんです、問題は、私はこの今のデフレのもう一つ大事な問題は、いわゆる人件費がどんどん下がつちやつたと。総理も、総理も春闘のたびに、とにかくベースアップしてくださないと、こうおっしゃっているわけです。これは本当に正しい立派なことだと思ひますが、しかし、それにもかかわらず、給料が上がつていっていません、いわゆる労働分配率ですね、企業の付加価値の中でどれだけ人件費払つているかということですよ。これは、悲しいかな、二十年間ずっと下がりが続いているわけです。

逆に、企業の内部留保、これ上場企業を中心にどんと増えていまして、今四百四十六兆円と言われていますね。これが最大の私は問題だと思ひます。もつとこれを払つて、そして給料を増やしてもらつたら消費も増えるんですよ。子育てでもできれば結婚もできるし、子供も産んでいこうと、こういう気になるんですよ。

そのためには、私は、もう大胆に法人税を三兆円ばかり増税しまして、企業にたまっているんですよ、その分出していただけて、それを例えば子ども手当のような形で給付していくと。民主党時代にはこういうことを言われまして、民主党の問題は、財源なしでやると言っているからできないんですよ。ところが、これ財源をしっかりとやれば、事実上これは給料アップと同じなんです

よ、企業の分から国民に回すんですからね。そうすれば、必ず消費も増えるし、そしてデフレから脱却できる、少子化問題も大きくこれは歯止め掛けられると思ひますよ。

今回これをしっかりと決断してやるべきだと思ひますが、いかがですか、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 経済界の方々には今の西田議員の発言をしっかりと聞いていただきたいと思ひます。

こういう自民党の、資金が伸びていかなかったり投資が進んでいかないと西田議員のような有力な議員からこういう発言が出るということでありますが、政府の考え方をちょっと申し上げますと、法人税については国内企業の活力と国際競争力を維持強化する観点から見直しを行つてきておりまして、近年の法人税改革においては、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることにより、法人課税を成長志向型に改革をしたところでございます。これは海外からは評価をされているところだろと、こう思つております。

さらに、平成三十年度税制改正において、過去最高水準の企業収益をしっかりと賃上げや設備投資につなげていくために、賃上げ等に積極的な企業の税負担を引き下げる一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げや投資に消極的な企業には研究開発税制などの適用を停止するなど、メリ張りを付けた見直しを行つております。

言わば国際、グローバル経済というのは現実でございます、その中で日本が勝ち抜いていく上においては、海外の市場また海外の企業から評価され、その投資を呼び込む必要もあると考えておりますし、また日本の企業が逆に外に出ていかないうようにしていく、しかし同時に、今申し上げましたようなメリ張りをつけていくということでございます、今後の法人税制の在り方については、こうした改正の効果を見極めるとともに、経済社会情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要があります、また、子育て世代への支援等については、企業

等の皆様から拠出をいただいた、今回拠出をいただきました、拠出をいただいた財源も活用して児童手当の支給などを行ってききましたが、世界で最も速いスピードで進む少子高齢化に真つ正面から取り組むために、消費税率の引上げによる増収分の使い方を見直しまして、また企業からの新たな拠出金も得て、二兆円規模の恒久財源を子供たち、子育て世代に大胆に投資をし、教育無償化や待機児童の解消に取り組んでいくこととしております。

ですから、そういう意味におきましては経団連始め経済界からも御協力もいただいているということも、彼らの名譽のためにも紹介をさせていただきますと、このように思います。

○西田昌司君 総理のその思いは私は同意します。それで、そのとおりだと思ふんですがね、結局、そういう総理の優しいお心を感じない経営者もたくさんいるわけなんです。むしろ、だから、政府というのは予算と税と二つの、この取るのと使うのと両方できるんですから、ここまで言ってもならないんだつたら最後はやっぱり税と予算を活用して再分配していくと、これも一つの大きな私は選択肢だと思ふし、今の時代を解決するにはやっぱりその方が一番早いです。(発言する者あり) はい、ありがとうございます。ということで、野党の皆さん方もそうおっしゃっていますので、よろしく願ひしたいと思ふます。

さて、最後に、新しい元号についてなんです。令和というのができました。これは私も、非常にいい元号で、国民もほとんどの人が好意的に受け止めておられると思ふます。

しかし、その中で、何か新聞記事見ましたら、河野大臣、河野大臣が言われたように書いているんですけどね、外務省は、新元号と同時に、要するに省内の文書には西暦で統一すると、こういうことを言っておられたわけですか。これが事実だつたら、これはちよつと、せつかく、つまり、西暦と元号があることによって、グローバルにも、そして自分たちの国の文化も、天皇陛下

の御在位というこの時代観を共有することによって、世界と日本のこの融合なんです。これが日本が一番いいところなのに、外務省は、外国と交渉するの、外国に合わせるのが仕事じゃなくて、自分たちの国、これを守って文化を伝えるのもまた仕事なのに、それがそういうことを言われたというのはちよつと残念であります。

ちよつと時間がないので私はもう言いつ放しで言いますが、だから、そこは是非そういうことにならないように、二つのところを併記でやっていた方がいいということ、もう一つ、国民の皆さん方に言うと、この元号を西暦と直すのになかなか面倒なことは面倒です、確かに。しかし、大体みんな分かっているんですよ。例えば、昭和だつたら、西暦から二十五を引いたら昭和になるわけですよ。そして、平成の場合にはどうするかというと、西暦から十二足すわけですね。そうするとこれは平成になると。

令和は何かと。令和というのは、十八を西暦から引くと令和になるわけですね。二〇一九年ですから、令和、十八引くと。これはまたうまくだきているなと思つたんですね。令和というのは零と一と八ですからね、十八なんです。だから、令和、ここで十八を西暦から引く。また、令和に十八、令和を足すと西暦になると。こういうことをちゃんと頭の中でみんな訓練すれば、何も統一する必要はないんですよ。

だから、そんなところ、もう時間二分しかないですが、一分で答えられますでしょうか、河野大臣。

○国務大臣(河野太郎君) 報道の一人に責任は持たせなければ、外務省が外国と交渉をする、外国とやり取りをするときに元号を使うことはあります。これは西暦でやるわけでございます。そのやり取りを公電などの文書に、あるいはメモにする、あるいはプレスリリースにするときに、それを一々和暦に直す必要はないというのがこれまでの外務省の方針でございますし、それはこれからもそのようにやっていきたい、そういう

ことでございます。

○西田昌司君 今までと同じようにやっていくというんでしたらそれで結構ですけども、是非、この令和の元号とあり、要するに、これはそのまゝ読むと和たらしめるということですよ。要するに、和をもつて貴しとなせと言っているような精神で、まさに聖徳太子の十七条の憲法そのものの精神で、非常に本当にいい元号を選んでいただいたと思つています。

以上で私、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(石井みどり君) 関連質疑を許します。

○豊田俊郎君 自由民主党・国民の声の豊田俊郎でございます。

本日は、我が国の土地に関する基本的な法制度について質問をさせていただきます。

その前に、今の我が国の土地の状況はどういう状況であるかということについてお話をしたいというふうに思います。

小学校の復習になるかもしれませんが、日本の国土の面積は三十七万八千方キロメートル、国別で面積をランキングに表しますと百九十五か国中六十一番目に位置しております。広さが近い国は、ドイツ、フィンランド、ベトナム、マレーシアとほとんど同じ広さだということになります。世界の最大の面積を有している国はロシア、これは日本の四十五倍、次がカナダ、これは二十七倍と。ちなみに、アメリカは日本の国の二十五倍だそうでございます。

日本の最北端、これは択捉島、そして南の最南端でございますけど、沖ノ鳥島ということになります。南北の長さは二千七百九十八キロメートル、東西の長さは三千四百四十六キロメートル。

実は、この中に、筆といういわゆる単位がございます。何筆あるかということなんですけど、日本の国の中には一億八千万筆、筆数があると言われております。この筆を所有している人の数でございますけれども、四千万人とも言われているわけ

でございます。

土地にまつわる争いというもののは古今東西途絶えることがない。特に遺産の相続、また境界の争い、こういうことも頻繁に起こっておりますし、また土地の売り買い、売買によって大金持ちになったり大損をして破滅したりと、悲喜こもごもであるというふうに思います。

成田闘争のときに、一坪地主という言葉がはやったとか、そういう言葉が出てまいりました。この一坪地主というのは、反対のツールとして、土地を細かく分筆をいたしまして、それを反対をしている人たちの名義に変更いたしまして、このことによって反対運動を展開したという、そういう歴史もございますし、もちろん区画整理等においてもこのようなことが起こった事実もあるわけでございます。

本日に、土地は、親兄弟を不仲にしたり、土地のために村八分になったりとか災害の対応が遅れたりとか、まさにある意味では魔物が潜んでいるとも言えるというふうに思います。もちろん、土地は私たちに大きな恵み、恩恵を与えていることも承知をいたしておりますのでございます。

そこで、質問に入らせていただきます。

我が国の土地に関する法制度を考える上で、まず憲法第二十九条に触れておく必要があるのではないかと思います。憲法第二十九条では、「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と定められております。

ここで言う財産権には土地所有権も含まれると考えますが、土地所有権と公共の福祉との関係について国交省の見解を伺います。

○政府参考人(野村正史君) お答えをいたします。

国土交通省におきましては、人口減少社会における土地に関する基本制度の在り方について、国

土審議会土地政策分科会に特別部会を設けて検討を進め、この二月末に取りまとめを公表いたしました。

この取りまとめでは、憲法第二十九条において、委員御指摘のとおり、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」とされていることから、土地所有権は公共の福祉による制約を受けるものであり、そして土地基本法第二条においては、土地の特性に鑑み、土地については公共の福祉が優先されるものとされていることが確認されております。

取りまとめにおいては、この観点から、土地の適切な利用、管理の確保のため、土地所有権が制限を受ける場面があり得ると考えられるとの提言がされたところでございます。

○豊田俊郎君 我が国の土地に関する法制度として、平成元年に土地基本法が制定されております。この土地基本法第一条では、法の目的として、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地の利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するとしておるところでございます。

これは、当時、いわゆるバブル景気における有機的な土地取引対策、土地の高騰を抑制するために制定された法律であり、土地等の利用規制について定めているものの、土地の管理について責務を定めたものとはなっておりません。現在の人口減少社会における空き家の増加の問題、所有者が分らない土地の増加の問題が顕在化した状況に対応したものとなっておりません。

国土交通省の国土審議会土地政策分科会特別部会においては、昨年九月から、所有者不明土地の発生抑制、解消に向けた土地に関する基本制度の見直しについて検討を行い、本年二月末に取りま

とめが公表されましたが、その内容と今後の見直しに向けた検討状況について国交大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 委員御指摘の取りまとめであります。土地の適切な利用、管理が公共の福祉の観点から必要であり、そのための役割分担といたしまして、所有者が第一次的な責務を負うこと、所有者による利用、管理が困難な場合には近隣住民や地域コミュニティがそれを補完すること、国、地方公共団体はそれを支援し、必要な場合には自ら対応することを明確化することとされております。

また、土地の適切な利用、管理を確保するための基本的施策といたしまして、土地の適切な利用、管理を促す措置、共有者や隣人による利用、管理を円滑化する措置、登記の促進や地籍調査など、情報基盤の整備が必要であるとされております。

国土交通省といたしましては、本取りまとめを踏まえて更に検討を深め、人口減少社会に対応して土地政策を再構築するため、二〇二〇年までに土地基本法等の改正を実現してまいりたいと考えております。

○豊田俊郎君 どうも御答弁ありがとうございます。

所有者が土地の利用、管理についての責務を負うことや管理が困難な場合の所有権は制限され得ることとございしますが、そもそもございませうけれども、現在直面している問題は誰がその土地の持ち主なのか分からないものがあるということとでありまして、平成二十八年度の地籍調査では不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合が国全体の約二〇％に上っており、公共事業を行う場合などでは、所有者の特定等のために多大なコストを要し、円滑な事業推進、事業の実施への大きな支障となっております。所有者不明土地を放置していれば、二〇四〇年には面積にして今度は北海道と同じ規模になるというような試算も出ております。

このような状況を受け、昨年六月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定をされ、昨年十一月からは所有者の探索において原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査するなどの合理化を実施するとされてきております。しかしながら、土地については相続等が発生した場合に登記簿の変更登記が義務付けられていないため、必ずしも現在の所有者を示したものとなっております。

今国会では、登記簿の表題部における所有者の氏名、住所が正常に記録されていない変則型登記、いわゆる分らない表題部に記載された所有者、この解消を促すために法律案が提出されていることは承知をいたしております。このことですが、そもそも相続等が発生した場合に登記を義務付けし所有関係が明確にされるべきと私自身は考えておりますけれども、法務大臣の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(山下貴司君) まず、豊田委員におかれましては、自民党の所有者不明土地対策の特別委員会の役員などとして日頃から御指摘や御提言をいただいていること、法務省としても心から感謝しております。

そして、御指摘のいわゆる所有者不明土地問題への対応は、民間の土地取引や公共事業の用地取得、森林の管理等を始め様々な分野で問題となっており、政府全体として取り組むべき重要な問題と認識しております。

所有者不明土地が発生する大きな要因として、御指摘の相続登記が未了のまま放置されていることが挙げられており、その対応策の一つとして相続登記を義務化すべきであるとの指摘があるものと承知しております。

そこで、私としても、民法等の基本法制の在り方について審議する法制審議会に対し、本年二月十四日、私から、所有者不明土地問題の解決に向けて、まず一つに相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、第二に所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早

急に整備するため、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問をさせていただいたところでございます。

御指摘の相続登記の義務化を含めた相続の発生を適時に登記に反映させるための方策はその主要な検討課題とされており、諮問においても具体的に検討されるべき項目として取り上げさせていただいたところであります。今後、法制審議会に新たに設置された民法・不動産登記法部会において充実した審議が行われることを期待しております。

○豊田俊郎君 よろしくお伺いをしたいというふうに思います。日本の国の中にはいろんな土地の形態がございます。また、法務省においても、この今の日本の制度をいろんな形で海外にも展開、広めているということも伺っております。

登記制度に関してお伺いをいたします。法務省は、アジアの発展途上国からの要請を受け、外務省、JICAなどと協力して、その国の基盤となる法令整備の支援をODAとして行っております。実際、カンボジアでは、一九九九年から法制度整備プロジェクトとして法令の起草等が行われ、その成果として民法や民事訴訟法等が制定されたこととあります。二〇一七年からは不動産登記法などを起草するプロジェクトが開始されました。

まず、カンボジアでの事例の進捗状況も含め、この支援事業の実績について法務省にお伺いをいたします。

○政府参考人(山内由光君) 法務省では、JICAなど関係機関と協力いたしまして、アジアの開発途上国に対して法令の起草や人材育成などを支援する法制度整備支援というのを実施しているところでございますが、委員御指摘のカンボジアにつきましては、約二十年間にわたりました法制度整備支援を行っておりまして、平成二十九年四月からは不動産登記法を含む民事関連法令の整備、普及に向けた支援を行っているところでです。

不動産登記につきましては、カンボジアにおきましては、現在、不動産登記手続などについて規定する省令などは制定されているものであります。が、法律が制定されていないことから、手続の見直しを含めて新たな不動産登記法の制定に向けた支援活動を行っているところであります。

また、カンボジア以外にも、ベトナムあるいはラオス、ミャンマー、東ティモールといった国々に對して、不動産登記に関する法令の制定、改正、あるいは運用改善などといったニーズ、これが高まっております。法務省といたしましても各国の実情に応じた支援を展開しているところでございます。

○豊田俊郎君 OD Aで積極的に海外国を支援することは、我が国の企業が海外へ展開しやすき環境の整備にもつながりますし、何より国際社会における我が国のプレゼンスの向上に資するものと思います。

しかし、私は、我が国においてもこれだけの所有者不明土地問題が生じている状況、また、現在の登記制度をすばらしいものとして海外に紹介してよいのか、実は懸念をしております。他国における制度設計はその国の責任において実施していくことは承知をいたしておりますが、紹介する以上、課題を生じさせないようにしていただきたい。なお、我が国の登記制度は抜本的に見直ししていく必要があるのではないかと実は考えておりますので、このことは大臣よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

続きまして、土地のある形態の中で、離島等における土地の登記の取扱いについて伺いたいというふうに思います。竹島、尖閣といった国境離島などがあるわけでございますけど、特に今日は北方領土について、土地の所有権を表す登記はどのように処理をされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

私は、ビザなし交流で二度ほど北方領土を訪問させていただきました。実は、現地では土地の売買がされておるわけでございます。我が国固有の

領土が売買されていることに違和感を覚えたわけでございますけれども、北方領土の土地の登記については、根室の法務局に登記簿があると伺っておりますが、所有者の相続等による登記簿の変更も当然あったかと思いますが、北方領土における登記の取扱いについてお伺いをしたいというふうに思います。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、北方領土地域に所在する土地及び建物についての従前の登記簿及び台帳は、現在、釧路地方法務局根室支局において保管されております。もともと、北方領土地域につきましては、戦後、我が国の行政権の行使が事実上不可能な状況に置かれておりますことから、当該地域に所在する不動産についての登記事務は行われておりません。

しかしながら、北方領土地域に所在する土地及び建物の登記簿及び台帳上の所有名義人について相続関係を明確にしておくことが適当であると考えられますことから、昭和四十五年五月一日以降、根室支局におきまして、相続登記に準ずる事務処理、具体的には所定の用紙に相続登記の登記事項と同様の内容を記載する処理を行っているところでございます。

○豊田俊郎君 いろんな形の、形態の土地がこの日本の国の中にはある。その一つが、米軍基地として提供しているいわゆる軍用地についても同じことが言えるというふうに思います。

多くの地主がおられます。政府が日米安全保障条約に基づいて米軍基地として提供する必要から、これらの地主は国と賃貸借契約を締結し、賃借料を得ています。沖縄県の公表資料によれば、国は賃借料として地主に年間約八百六十六億円、これは平成二十九年の実績でございますけれども、支払っており、その額は年を追うごとに増加しております。軍用地は国が借地しているため、返還されない限りは毎年決まった収入を得ることができると安定性などから、良質の投資物件として人気が高いとも言われており、一般の土地と同じ

く売却や相続もできるものとなっております。軍用地として提供されている土地の中には所有者不明の土地があるのではないかとというふうに思います。また、外国人も所有が可能ということになるわけでございますけれども、防衛省にこの辺をお伺いしたいというふうに思います。

○政府参考人(中村吉利君) お答え申し上げます。

米軍専用の施設・区域は、本年一月一日現在、全国で約二百六十三平方キロメートルございまして、このうち、沖縄県には百八十五平方キロメートルでございます。委員お尋ねの所有者不明の土地は沖縄県にのみ存在をしております。嘉手納弾薬庫地区など八の施設におきまして合計三十六筆、面積にいたしますと約〇・〇〇四平方キロメートルでございます。

これらの所有者不明の土地の取扱いにつきまして、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第六十二条の規定に基づきまして、県又は市町村が管理をすることとされております。このため、防衛省といたしましては、これらの土地を借り上げるに当たっては、管理者であります沖縄県及び関係市町村と賃貸借契約を締結して、使用権原を取得して用いるところでございます。

また、軍用地の所有者に外国人がいるか否か、お尋ねがございました。

防衛省におきましては、土地所有者の特定は登記簿等により行っているところでございますけれども、この登記記録には名義人の国籍の記載がございません。したがって、土地所有者が外国人か否かを把握することは困難な状況となっております。

しかしながら、外国人所有者の有無などによりまして、現時点により米軍の施設・区域の安定的な使用に問題が生じているというわけではございません。

○豊田俊郎君 安全保障上の問題で、基地の周りの土地の所有、また水源地等における外国人の所有の問題等々の課題もあることも承知をいたして

おりますけれども、これが登記情報として把握できないところには私は課題があるというふうに思います。

これらを解決する一つのツールとして、地籍調査についてお伺いをします。

地籍調査は昭和二十六年から行われており、その開始から半世紀以上が過ぎております。しかしながら、平成二十九年年度末時点における地籍調査の進捗状況は五二％にとどまっております。特に、都市部及び山村部において地籍調査が進捗していません。調査の完了が見込めない状況でございます。人口減少社会において土地の管理の在り方が問われている中で、地籍という肝腎なデータが欠如していると言わざるを得ません。

地籍調査については国の責任でしっかりと進めなければならぬと思いますが、現状の調査の在り方を見直す必要があるのではないのでしょうか。地籍調査の現状について認識と、今後の調査の在り方について国土交通大臣にお伺いをしたいと思います。

○国土交通大臣(石井啓二君) 地籍調査の実施によりまして土地の境界を明確にしておくことは、災害後の迅速な復旧復興、社会資本の整備、土地取引の円滑化などに資するため、大変重要と認識をしております。

しかしながら、平成二十九年年度末時点での全国地籍調査の進捗率は五二％にとどまり、地籍調査の更なる円滑化、迅速化が課題となっております。

このため、国土交通省では、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議で決定をいたしました基本方針に基づきまして、地籍調査の円滑化、迅速化のための方策について国土審議会で検討を進めております。本年二月の二十七日に公表されました中間取りまとめでは、所有者不明の場合でも円滑に調査を進めるための調査手続の見直しや、都市部、山村部の地域特性に応じた迅速化方策が示されております。

今後は、この中間取りまとめで示された検討の

方向性に基づき、二〇二〇年の国土調査法等の改正に向けまして検討を進めてまいりたいと考えています。

○豊田俊郎君 大臣の御答弁、しっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

いろんな土地の形態があるということはお分かりをいただけたというふうに思いますが、実は国土交通省の方で土地に関する国民の意識調査をいたしております。(資料提示)

国土交通省においては、毎年、土地問題に関する国民の意識調査を行っております。その中の問いに、あなたは土地は預貯金や株式などに比べて有利な資産であるとお考えですかというものがありまして、ここにパネルで示させていただきます。

ですけれども、平成五年の調査では、そう思うが六一・八％、そう思わないが二一・三％と、土地を有利な資産と思う方が思わない方の約三倍だったのですが、最近の平成二十九年の調査では、そう思うが三〇・二％に減少し、そう思わないが四〇・五％に増加しています。土地を有利な資産であるとは思わない方が多い状況です。これは、土地などの不動産に対する国民の価値観の変化が生じているということではないでしょうか。

二番目のパネルを御覧ください。

次に、住宅について見ますと、土地に対する国民の価値観が変化しているにもかかわらず、我が国の総住宅数は増加することが見込まれております。二〇一三年には六千六百三十三万戸でありましたが、二〇一三年には七千二百六十六万戸に増加するとの予測があります。この予測では、空き家数は、今、八百二十万戸から二百六十六万戸に増加し、空き家率は、今、パーセンテージで表しますと一三・五％となっておりますけれども、これが三〇・四％まで上昇すると。

この予測の意味するところは、少子高齢化、人口減少社会が進んでいるにもかかわらず、このままではこのように新しい住宅が供給され続け、空き家となった古い住宅の放置が深刻化することが示されているのではないのでしょうか。まさか、自由

経済国家でございましてので新築住宅を認めないというわけにはまいりませんので、この辺の対策も急がれるというふうに思います。

三枚目のパネルを御覧ください。

また、これ分譲マンションでございましてけれども、今後、築後三十年、四十年、五十年を迎える分譲マンションの数が増え、二〇三七年には五百四十五万戸が築三十年を超えるとなると見込まれております。分譲マンションにおいては建て替える必要性も出てきますが、空き家が増加すれば建て替えが進まないといったことも容易に想定され、資産価値が著しく落ちることも想定されますし、廃墟化するマンションも続出するのではないのでしょうか。

もしこの土地や住宅の問題を放置したとすれば、今後社会の大きな問題となることと思えます。このような事態にならないよう、政府は土地に関する法制度の見直しを、国土強靱化も大事です、またこれと同時に早急に行い、対策を講じる必要があると考えますが、この土地や住宅の問題について安倍総理はどのようにお考えでしょうか、御認識を伺いたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘のとおり、高齢化や人口減少が進み、土地を有利な資産と考える方が減少する中において、空き家、また老朽マンションや所有者不明土地、管理不全の土地が増加しています。これらは、今後相続の機会が増加する中で問題が更に深刻化する懸念がありまして、政府としても対策は喫緊の課題であると認識をしております。

このため、空き家については、地域の実情に応じて、活用できるものは活用し、そして除却すべきものは除却するという考えの下、空き家法に基づき対策を推進しているところであります。

また、老朽化マンションについては、適正な管理の確保を図るとともに、耐震性不足のマンション建て替えや売却を容易化するなど、再生手法の多様化を図ってきたところであります。

所有者不明土地については、その利用を円滑化

するため、昨年、所有者不明土地法を制定したところでありますが、さらに、発生抑制や解消に向けて、関係閣僚会議において登記制度や土地所有の在り方といった土地に関する基本制度にまで踏み込んで検討を進めているところであります。二〇二〇年までの制度改正の実現に向けて政府一体となって取組を推進しているところでございまして、引き続き今後の人口減少を見据えた土地住宅政策を推進していきたいと思っております。

○豊田俊郎君 よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。微力ではありますが、私も今日まで培ってきた経験、こういうものを是非、法の中にも生かしてまいりたいというふうに思っています。

話を少し視点を変えまして、昨年十二月に入国管理法が改正され、外国人労働者受入れの方針が定められました。今後はこれまで以上に多くの外国の方が我が国にお住まいになるかと思えます。ただ、そのような外国の方を地域に受け入れる際の課題について今般指摘をされております。在住外国人の中には、言葉や文化の違いにより、生活に必要な情報が十分得られず困っている人や近隣住民と摩擦が起きてしまっている人もおられます。

私が千葉県の八千代市で市長を務めておりました平成二十二年に、多文化共生社会の構築に向けて、在住外国人交流支援事業として八千代市多文化交流センターを開設をいたしました。市内に比較的多く在住しているポルトガル語、スペイン語、英国圏内の人たちのために通訳を配置し、相談に応じてきました。ただ、相談を受ける人員の増強が難しいという課題がございました。

法務省においては、入国管理法の改正を受けて、地方公共団体における多文化交流センターの運営に対し一千万円を上限に支援する事業を本年度から行っておりますが、交付要領の発表からほとんど日数もないままに事業が開始されております。余りにも性急ではないかという声が上がっております。また、地域の実態に合っていないとこ

ろもあるのではないかと思います。

例えば、十一言語対応といったところは、通訳する機械等を導入するにしても市町村では十分な対応が難しいのではないかと思います。また、国による一層の支援が必要と考えますが、これ、法務大臣の御見解を伺いたいというふうに思います。――結構です、法務省の見解です。

○政府参考人(佐々木聖子君) 法務省におきましては、外国人受入環境整備交付金に関して、整備費については二月十三日から三月十五日まで、運営費については三月一日から三月二十日までそれぞれ一次募集を行った結果、整備費を申請された地方公共団体は三十七団体、運営費を申請された地方公共団体は六十二団体でした。

しかしながら、地方公共団体が相談窓口を整備するに当たられましては、整備計画を策定したり、受け取ることとなる交付金を予算に計上して議会の承認を得るなど所要の手続を行う必要があります、そのような事情から一次募集の申請期間中に申請に至らなかった団体もあると伺っております。

申請されなかった地方公共団体のうち、現時点で、整備費については約五十の団体、運営費については約二十の団体が申請の御意向をお持ちと承知をしております。こうした団体にも対応できるように、整備費及び運営費について本年の四月一日から六月二十八日までそれぞれ二次募集を行っているところでございます。

この相談窓口につきましては、ただいま御紹介をいただきましたように十一言語以上の多言語で相談対応することをお願いしておりますけれども、通訳の確保だけではなく、今様々な製品が開発されております多言語アプリの活用等にもこの交付金を御利用いただきたいと思っております。その途上で何かお困りのことがありましたら、この四月一日から全国の地方出入国在留管理局に新たに配置をいたしました受入環境整備の推進担当官に御相談をいただければと思います。

なお、法務省としては、これらの地方自治

体のみならず、今回交付金の申請ができる資格要件を満たさなかった地方公共団体に対しても、地方出入国在留管理局の職員を相談員として適宜派遣をしたり、在留外国人向け相談窓口業務に従事する地方公共団体職員の皆様に対する情報提供や研修を実施するなどして、また、既に国で作成をいたしました生活・就労ガイドブックの更なる多言語化を進めるなど、地方公共団体の皆様の御意見、御要望を踏まえまして適切に支援を行ってまいりたいと考えております。

○豊田俊郎君 ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

現場から直接聞いた話を幾つか紹介しておきます。受入れ側からすれば、手続や管理書類のほとんどが紙ベースであるわけでございまして、データ管理できるようなシステムとしてほしいという要望や、一週間に一度記入する実習記録、取得単位の計算や集計が煩雑であり、分かりやすい集計方法にしてほしいとか、技能実習生、特定技能生、建築就労者等、幾つか種類があるわけですが、その種類と規定が細かくて分かりにくいとかですね。

また、実習生側からの意見も出ております。出身国のコミュニティや実習生のコミュニティの場合が欲しいとか、日本語を学べる場所や日本の文化に触れられる機会もつくっていただきたいというふうな要望も出ておりますので、要望として付けさせていただきたいというふうに思います。最後の質問になりますけれども、地方創生、人口減少社会への対応策を伺います。

我が国が現在抱えております多くの問題、先ほども取り上げました所有者不明土地の問題や空き家の問題、そのほかにも年金等の社会保障の問題については、急激な少子高齢化の進展に伴う人口減少がその原因であり、人口が増加する社会になれば多くの問題が解決できるという方もいらっしゃいます。

今般、我が国では人口増加を目的とする政策を

進めてきております。幼児教育の無償化や、都市からふるさと等地方への移住支援といったいわゆる地方創生の施策も、地域の経済が活性化することと地域の人口増加につながるものではないかと考えます。地方へ本店や工場を移転した場合、地方公共団体が受け取れる固定資産税分を国が支援するといった取組もあることも承知をいたしております。

ただ、この地方創生の取組によっても、人口の首都圏への集中は止まっているとは言えませんし、人口減少社会という流れについても改善するには至っておりません。これといった特効薬はないと言っても過言ではないというふうに思いますけれども、そこで、今後の人口減少対策についてどのように取り組んでいかれるのか、最後に総理にお聞きしたいんですけれども、先人というか、中国の老子の教えの中に、大国を治むる者は小鮮を煮るがごとしという、こういう教えがございまして。小魚を煮る際は、ひつかり回したら頭も尾も皆取れてしまうように、大国を治めるには形を崩さないように無為自然に治める方がよいという考えもあるようでございますけれども、総理の御見解を最後に伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 東京一極集中の是正は、これは大きな課題であります。東京圏への転入の超過は、これは景気が良くなると増えていく傾向があります。景気が良くなると、実は東京への転入はほとんど減っていくわけでございます。

先般、今回の景気回復期は最長となったのではないかと、こう言われておるわけでありますが、この転入超過については、バブル期、バブル崩壊後のピーク、これは第一次安倍政権のときであります。十五万五千人よりも少なく抑えられています。なぜ少なく抑えられているかといえは、それは史上初めて都道府県で有効求人倍率が一倍を超えて、地方にも働く場所ができたということではないか。それでも、委員がおっしゃったよう

に、転入が続いているのは事実であります。減少させるまでには至っていない。更なる取組が必要なんだろうと思います。

そこで、確かに特効薬というのはいないんですが、しかしポイントはあるわけであります。ポイントは何かといえば、転入超過の大半を十代後半、二十代の若者が占めていることを考えれば、いかに若者たちを地方に呼び込むか。若者たちの意識もこれ大きく変わってきたわけであります。十五年前、東京から地方への移住相談はその半分近くが六十歳代以上、つまり、そろそろ第一線をリタイアして年金生活に入る上においてはまあ八千代市にでも帰ろうかと、こういうことになると、足下では九割が五十歳代以下の現役世代で、三十歳未満の若者の相談は実は五十倍に増加をしています。言わば私のような世代が、そろそろ、じゃ、ちょっと引退して山口県にでも帰ろうかと、こう思っていた時代から、ここにいるような若い皆さんが、また更に地方にチャンスがあるなと、そう思う時代に変わりは始めている、こう思います。

地方には魅力的な農林水産物や観光資源、そして地場企業などがありまして、地方にこそチャンスがあると感じる若者が増えていて、そうならなければこの三十歳未満の若者の相談が五十倍以上には増えないだろうと思っております。

若者たちでも意識が変わってきた今こそ、このチャンスを生かさなければいけないと。魅力あふれる地方大学づくりや、言わば大学に行くというので東京に集まってくる、ですから地方に魅力ある大学をつくっていくことによって地方にとどまるといふこともなると思いますし、また、地域におき協力隊の八千人規模の更なる拡充も行い、また、地方へ移住し、起業、就業をスタートする際に最大三百万円を支給する新しい制度によって、こうした若者たちの背中を後押しをしていきます。

本年は二〇二〇年度以降の地方創生の第二期総

合戦略の策定に向けた検討を進めることとしておりまして、若い皆さんが魅力ある地方の大学に行く、あるいは、そこに残ってそこで学ぶ、あるいはまた、起業しようという方々が、千葉県は食べ物もおいしいし、チャンスもいっぱいあるし、何といったも皆さんの人柄がいいということ、そこに移って新たに仕事を始めていくという、そういう形で地方にもっともっと人の流れ、新しい人の流れをつくっていききたいと、こう思っております。

○豊田俊郎君 終わります。

○委員長(石井みどり君) 関連質疑を許します。

吉川ゆうみ君。

○吉川ゆうみ君 おはようございます。自由民主党、吉川ゆうみでございます。

本日は、諸先輩方、また同僚の皆様の御配慮をいただき、決算委員会にて質問させていただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、地元を回っておりますと、社会保障は大丈夫なの、子育てにお金が掛かり過ぎる、インフラ整備が遅れていて災害対策が不安、企業からは人が足りない、会社の承継がうまくいかないなどの深刻な声が多く聞かれます。私は、生活をしていく、子育てをしていく、商売をしていく、様々なことを営んでいく上で、安心、そして持続可能性、サステナビリティを確保する政策がまさに今我が国では求められているのではないかと考えています。

本日は、この安心、そしてサステナビリティをキーワードに、様々な分野について御質問させていただきます。

現在、最大の国難は少子化であると言われております。少子化対策は、子育て世代の支援だけでなく、社会保障の担い手、そして経済の担い手、また地域の担い手を増やすことであり、総理が所信演説において、全世代型社会保障とは、高齢化の方々の福祉サービスを削減することだけでは全くなく、ことではなく、むしろ高齢者の方々に引き続き安心してもらえることが大前提であると

しゃったとおりです。

このような中、小泉進次郎事務局長の下、若手国会議員で、政治は子供、子育て世代にもっと目を向けなければならないとの思いで、こども保険など全世代型社会保障を提唱させていただいてまいりました。それらを受けて、新しい経済政策パッケージのづくり革命において、念願であった幼児教育無償化、また三歳以上の保育の無償化、保育士、介護士の方々の処遇改善などを打ち出させていただきました。地域を、そして未来を支える人に予算を向けてくださったことに心から感謝申し上げます。

他方、地元で子育て世代や御高齢の方々とお話をさせていただいておりますと、この予算に加えて、支援する仕組みの大切さを痛感しております。今、私は地元で子育て世代のお母さん方と子どもさんを連れて参加できるワークショップを定期的に開催しておりますが、お母さんから出るお話、これは、少子化対策、子育て支援と言っているけれども、子育てしやすい環境にない、仕組みがない、あるいは仕組みがあっても使い勝手が悪いという声が多数でございます。

ネウボラという、フィンランドで一九四四年に法制化された、妊娠期から就学期まで同じ保健師が親の精神面も含めて切れ目なく支援していく仕組みがあります。私の地元名張市におきまして、五年前から名張版ネウボラとして、地域の高齢者の方々や地域づくり組織などが積極的に取り組む、世代を超えた町づくりの子育て支援が運用されています。

痛ましい事件が続く児童虐待、そしてこのオンラインジリボン、一八九のダイヤル、法改正も含め、根絶の対策が急務ではあります。このネウボラは、少子化対策にもつながる、そして児童虐待にもつながり、高齢化の方々の活躍の場にもなる非常に重要な取組であると思っております。

また、介護の現場でも、三重県の老人福祉施設協会が医療介護総合確保基金を活用し全国に先駆けた介護助手の制度のように、リタイアした方々

が介護助手として活躍をいただくことで高齢者の方々の就業の場を確保する、健康寿命が延びる、そして介護士は介護の仕事に専念できるという複合的なメリットが出る事例もあります。あるいは、社会保障の課題と財政面での課題を克服するために、行政と民間の知恵、また医師会や歯科医師会、薬剤師会などがつながり課題解決を行っていくSIB、ソーシャル・インパクト・ボンドのような仕組みもあります。

総理にお伺いをいたします。限られた財源の中で、全世代における社会保障を安心感が持てる、そして持続可能な仕組みにしていくためには、従来のように介護あるいは高齢者の施策又は子育ての施策というふうに縦割りの原理で行うのではなく、ネウボラや介護助手なども含め、サービスの受け手の目線に立った複合的な政策を考えていくべきではないかというふうに思っております。

この点につきまして、総理の御見解をお伺いしますとともに、高齢世代を始め全ての世代の方々ととって、年金などの社会保障政策が将来にわたって安心してできるというメッセージと併せて、総理のお考え、そして御決意をお伺いできればと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員御指摘のとおり、全世代型社会保障への転換を進めるに当たっては、制度の利用者の目線に立つ必要があり、サービスをしっかりと届けていくことが大切であろうと、こう思っております。予算を作るだけ、あるいは仕組みをつくるだけではなくて、果たしてその仕組みを通じて必要なサービスが届いているかどうか、必要な予算がそこに届いているかどうかというのを考えながら政策を進めていくことが重要だと思っております。また、少子高齢化が急速に進む中で、これまでの社会保障システムの改善にとどまらず、必要な財源も確保しながらシステム自体の改革を進めていくことが不可欠であろうと、こう思っております。そして、本年十月からの幼児教育無償化は社会

保障を全世代型に転換するための重要な第一歩でありまして、生涯現役時代の雇用制度改革を行つた上で、医療、年金も含めた社会保障全般にわたる改革を行う考えであります。こうしたシステム全般にわたる改革を進める中で、給付と負担のバランスについてもしっかりと検討していきたい、言わばこの全世代型の社会保障としての給付と負担のバランスを考えていく必要があるんだろうと、こう思っております。

また、先ほどネウボラについてお話がございましたが、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターについて二〇二〇年度末までに全国展開を図るとともに、例えば三重県、御紹介いただきましたが、などで先進的に進められている介護助手など、元気で意欲ある高齢者の方々に介護分野で参加をしていただく取組を進めていきます。こうした取組によって、高齢者はもちろんのこと、子供から若者、子育て世代、現役世代、全ての世代が安心できる社会保障制度へと改革を進めていく考えであります。

その中で、今おっしゃったように、介護、子育て、それぞれ別々ではなくて、子育てをしながらか介護もしなければならぬお母さんあるいはお父さんもおられるわけであります。そういう全体を見据えながらしっかりと政策を進めていきたいと、このように思います。

○吉川ゆうみ君 総理、ありがとうございます。是非とも、自分たちはしっかりと目を向けてもらっているんだという安心感を持った政策を引き続きお願いしたいと思えます。

さて、近年、農業分野と福祉分野が連携した農福連携が盛んになっております。農福連携の取組は、働きたいのに働く場所がない数百万人の障害者などの活躍の場や生きがいの場となるだけではなく、過疎化や労働力不足などの問題を抱える農業、農村地帯にとっても、働き手の確保、あるいは地域農業の維持、そして地域活性化にもつながる非常に重要な施策であり、更なる推進が求めら

れます。

三重県でも、名張市やいなべ市など、行政や多くの企業そして社会福祉法人などが農福連携に取り組んでいます。農福連携により障害者施設への作業委託で経営が安定化した事例、あるいは、担い手がいない農家を社会福祉法人が引き継いだり、農福連携の農場に地域の御高齢の方がこれ以上維持できなくなった農地が集約され、高齢化が進む農業地域の中心的存在となるなど、様々な効果が出てきております。

この農福連携を進めるには、農業者側と障害者側、それぞれのニーズのマッチングが重要であります。障害者が得意な作業に従事できるよう、効率かつ効果的な方策を考えるコーディネーターとしての人材が欠かせません。

三重県障がい者就業促進協議会では、企業と障害者をつなぐ農業ジョブトレナー養成講座を行っています。農業者、障害者双方の教育によりお互いの理解が深まることで農福連携の第一歩となりますが、残念ながらこのような人材はまだまだ極端に少ないのが現状です。

また、三重県農業大学校では、福祉に関する知識習得などを目的とした農業と福祉というカリキュラムで、障害者福祉の基礎の習得、障害者との農作業を通じた交流を積極的に行っています。このカリキュラムをきっかけに、福祉事業所で障害者に農業を教える仕事に就く、あるいは新規就農し、農作業の一部を障害者に委託するなどの好事例が出てきております。

他方、特別学校のキャリア教育の一環としても、作業学習に農業を取り入れる学校が増えております。特別支援学校では、障害の状態によって医療的ケアが必要な子供たちがいます。学習を行うに当たり、医療的ケアに当たる看護士などが配置されており、農福連携による作業学習をより円滑に進めていくためには、これまで以上に医療的ケアをしつかりと充実させていく、このような重要性が出てきております。まず、吉川大臣にお伺いいたします。農業者へ

の福祉教育、あるいは障害者への農業教育に対する支援策、また、コディネーターに関して国は新しく予算を付ける方法と聞いておりますが、どのような支援策を考えていらっしゃるのか。

そして、柴山大臣にもお伺いさせていただきます。作業学習には欠かせない、特別支援学校に勤務する看護師の重要性はますます増しております。この看護師等の働く環境の支援、そして充実に対してどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせをいただければと存じます。

○国務大臣(吉川貴盛君) 農福連携を推進するためには、作物の種類が多岐にわたり、播種、収穫、出荷調整等の多様な作業が必要となる農業側の特性と、個々の障害者が異なる適性を有するという福祉側の特性に並び、それぞれの分野の特性を踏まえながら対策を講じていく必要があると考えております。したがって、委員の御指摘のとおり、農業と福祉の双方に知見を有する者を育成していくことが最も重要であると認識をいたしております。

具体的支援策といたしましては、平成三十一年度の当初予算におきまして、農業と福祉双方に知見を有する者をコディネーターと位置付け、こうした人材を育成していくため、一つは農業技術の指導、二つ目には障害者の障害特性を踏まえた分業化、三つ目でありましても、作業手順のマニュアル作成、四つ目には農業者と福祉事業者のマッチング手法の能力向上を図る研修等に対する支援を新たに盛り込んでいくところでもございます。また、農林水産省の研修所に障害者の方を雇用いたしました、農業法人や福祉施設スタッフ等を対象とした農福連携の研修を実施するための農業用ハウス等の整備も行うこととしております。

こうした支援を進めるとともに、農福連携の認知度向上のための情報発信の強化を図ることによりまして、今後とも関係省庁と連携をしながら農福連携の取組を推進してまいりたいと存じます。

○国務大臣(柴山昌彦君) おっしゃるとおり、医

療的ケアを必要とする児童生徒などが学校教育を受ける機会を確保する上で、看護師が果たす役割が大変重要だと認識をしております。

文部科学省では、二〇二三年度から医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助してまいりましたけれども、今度、二〇一九年度予算では看護師の人数を千五百名から千八百名に拡充をいたしました。また、今年度新たに、学校に配置される看護師の専門性の向上を図るために、厚労省や日本看護協会などの御協力もいただきまして、医療的ケアを行う看護師等を対象とした研修会を私どもも企画をいたしまして、実施をすることとしております。

文部科学省といたしましては、都道府県教育委員会等と連携をして、今後ともこうした看護師の確保と質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。農福連携の更なる推進、そして障害児の子供たちを支える看護師さん、これは処遇改善も含めてしっかりと取組をしていただければというふうに思っています。

さて、人材不足が深刻でございます。特に地方を支える中小企業は、経済の好循環により、仕事量は地域による差はあれ確実に増えておりますが、人手不足のために仕事を受けることができない事態も多く見られます。

働き手に関しましては、昨年末の入管法改正あるいは生産性向上のための方策により、今後改善されていくことも期待されます。先日、地元三重県において私の後援会主催で入管法改正セミナーを開催いたしました、非常に多くの方々に興味を示してくださり、人材不足の深刻さを感じたところでございます。

他方、今、地方を支える中小・小規模事業者の経営者が、半分以上は事業を承継する平均と言われる七十歳を超えようとしています。事業を引き継ぐことができず会社を畳まざるを得ない、深刻な状況でもあります。

この状況に鑑み、使い勝手が悪いとされてきた事業承継税制の改善を求め、事業承継税制改正の取りまとめ責任者である宮本周司先生を始め衆参の議員の活動を行い、平成三十年税制改正においては、宮沢税調会長の御判断の下、法人版事業承継税制の抜本的改革をいたしましたのに続き、平成三十一年度改正におきましても、個人版事業承継税制が創設されることとなっております。御理解をいただいた麻生大臣に心から御礼を申し上げます。

事業承継税制の抜本的改正により、拡充前には十一年でたったの二千五百件であった申請が、拡充後は僅か十か月で二千件を超える申請となっており、効果が上がってきています。しかし、地元の経営者と話をすると、まだまだこの事業承継税制が知られていない、あるいは、この税制改正への不安が残る、税理士などに相談したけれども最終的に活用するのをやめたという事例が大変多く聞かれ、残念に思っております。国も、制度を活用してもらえよう、周知徹底に向けた手だてをしつかりと考えていく必要があると思っております。

三重県においては、事業承継を目的に、これまでの公的機関によるマッチングに加え、ビジネスマッチングサイトを運営するビズリーチ社と包括提携を結び、後継者難に直面する県内の中小企業、そして会社を譲り受けた事業者とをサイトを介してマッチングする取組を始めております。県内の金融機関とも協力していただき、事業承継の支援を進めております。また、三重県、愛知県、岐阜県、そして名古屋など、県域を越えた事業承継支援で連携を図るなどの取組も行っております。

この深刻な状況に対し、国は円滑な事業承継のために、経済産業局なども含めた更なる後方支援、あるいは国と地方自治体との連携などをしっかりと進める総合的な措置を行うべきであると思っておりますが、どのようにお考えか、世耕経済産業大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(世耕弘成君) お答えいたします。不安だからこの事業承継税制使わなかったというお話をいただきましたが、まさに改正前の状況が不安を持たれても仕方がない面があったので、今回、不安を解消するという視点で、元々承継時の相続税が飛んでくる可能性があったのが、あくまでも売却した場合は売却時の相続税しか掛かりませんよとか、あるいは、雇用要件があったんですけれども、これも、後になって外れてしまった結局フルに払わなきゃいけないというようなことがならないように、これも緩和をするというような対応をさせていただいたところではありますが、まだ不安を持っている方が多いということであれば、これは我々も更に周知徹底を頑張っていかなければいけない。

特に支援機関、税理士とか地方銀行、ここでの事例が幾つも出てきておりますので、こういったことを水平展開したいと思いますし、お地元の三重県で取り組んでおられるような、やはり民間のマッチング機能を使うということも重要で、吉川議員のように金融機関で過去コンサルでこういうマッチングをやった方々にもまたこういう施策をアピールしていただくことも重要かと思っております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。まだまだ不安が残る中で、経済産業省、また地域、国を挙げてしっかりとこの地域を支え手の中小・小規模事業者、支えていきたいというふうに思っています。

さて、近年の自然災害の頻発化、激甚化により、国民の大切な生命、そして生活や経済に大きな影響を及ぼす事態が多発しております。また、先月末の南海トラフ地震が起きる可能性が高まったという政府発表もあり、海岸線の延長が南北で千八百キロある三重県でも、津波、そして地震の心配の危惧が高まっております。国民の命、そして財産を守る防災・減災、国土強靱化や老朽対策など、インフラ整備は一層重要性を増しております、まさに待ったなしの状態であります。

地元三重県を見ましても、私が当選をさせていただきまして平成二十五年、県内の特に北部地域においてはほとんどの国のインフラ事業が、必要性が高いにもかかわらず、遅れているか止まっているか、事業化はされているものの工事が全く進んでいないという状況でございました。私は、何よりもこの災害対策、そして安全、安心のために、また生活の利便性確保のために、そして地域経済の発展のために、何よりもインフラ整備をしなければならない、インフラ整備は全ての基本であるという思いで、自民、公明の皆さんや首長の皆さん、そして地元の皆さんとともに活動を続けてまいりました。

そして、結果として、災害対策や経済性や渋滞解消などの必要性について政府の適切な御判断をいただくことができ、遅れていた四日市・いなばポートライン、昨年四月に開通。そして、中勢バイパスや北勢バイパスも工事が進み、事業化から実に二十年以上がたっても三重県の部分のみ工事が始まっていなかった東海環状道路は、先月、やっと二つ目のインターまでつながりました。

昭和五十一年の架け替えの事業化から実に四十一年間も工事が始まらなかった国道一号伊勢大橋、こちらも工事を始めていただいております。そして、先月十七日には、全国でも有数の大渋滞地帯である東名阪自動車道、この渋滞緩和機能としても大切な新名神、三十年の月日を経て、石井大臣も御臨席を賜り、開通をいたしました。そして、先月一日には、紀伊半島高速道路でぐるりと一周することができるよう近畿自動車道の事業化の発表もしていただきました。

道路だけではなく、鈴鹿川水系や伊勢市の勢田川など、河川対策もしっかりと進めていただいております。心より感謝を申し上げますとともに、まだまだつながっていない部分はたくさんございます。命と、そして地域を守るインフラ整備を更に進めていただく必要があると思っております。そのような中、政府は、緊急に実施すべきハード、ソフト対策として、集中的に三年間で七兆円

の予算を確保するとしていただいております。予算が通ったところであり、発注などこれからはございますけれども、当然三年間で我が国の強靱化対策が完結するものではございません。強靱化に加えて老朽化対策も喫緊の課題ではございますが、今回、この臨時特別措置には老朽化対策は含まれておりません。

国土交通大臣にお伺いをさせていただきます。国土強靱化に加え、老朽化対策の予算確保など、今後の我が国の総合的なインフラ整備についてどのようにお考えか、お聞かせをいただければと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 社会資本の整備は未来への投資であり、これまでも国民の暮らしや我が国の経済成長を支えてまいりました。

まず、気候変動の影響により更なる頻発化、激甚化が懸念をされる風水害等や南海トラフ地震等の大規模地震などから国民の安全、安心を確保することは、国土交通行政の最も重要な使命であります。ソフト対策、ハード対策を総動員いたしました防災・減災対策を進めていくことが必要であります。

また、高度経済成長期以降に整備いたしました社会資本が今後一斉に老朽化する中、社会資本の維持管理、更新を計画的に行っていくことも重要な課題であります。さらに、人口減少や高齢化が進む中におきまして、生産性を向上させる社会資本を重点整備することで地域経済の産業、雇用を支え、経済成長を実現することも重要であります。

例えば、今委員から御紹介をいただきました先月十七日に開通をいたしました新名神高速道路でありますけれども、その開通により、東名阪道で慢性化しておりました渋滞が大幅に減少するとともに、三重県において企業立地が更に進むなど、地域経済の発展に寄与することが期待をされているところでございます。

社会資本は我が国の経済成長や地域の活性化、国民の安全、安心の確保といった重要な役割を

担っているものであり、今後とも、必要な予算の確保に努めながら、全力で社会資本整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

新名神の開通により、大臣がおっしゃっていたように、渋滞、大幅に緩和されました。そして、これまでにはなかったマイカーの利用というのが明らかに増えているというふうに思っております。新しい地域経済の活性化にもしっかりとつながるとともに、防災への対策としてもどんな活用されていくというふうに思っております。

さて、まずこのインフラ需要は増えていくと思います。国土交通省さん、また様々な省庁の皆様が力を合わせていただき、この命を守るインフラ整備を進めていただいております。ここではございますが、我が国の財政状況を考えれば、全ての必要なインフラ対策を直ちに予算付けすることは現実的には極めて困難なものではないかと思っております。

私は、以前金融の世界にいましたけれども、このインフラ投資の分野において、公の資金のみで整備するという従来の常識を転換し、民間の資金でもっとも整備をしていくという発想に転換していく、新たなエコシステムを確立していく必要があるのではないかと思います。国でも既にPPPやPFI、あるいはコンセッションという形で民間の力を入れていく部分はございますが、これは基本的にオペレーションにおける民間活用でございまして、これらを一歩進めて、所有とオペレーション、そしてファイナンスを切り離した大胆な民間資金を活用するスキーム、こういったものを検討すべきではないでしょうか。

レベニューボンドのような直接投資の発想も必要ではないかと思っております。特定事業の収益などを元利償還の原資として発行されるレベニューボンドは、米国では、発行額は米国地方債の全体の約六割、実に約二千億ドルにも上り、地方債市場において中核的な地位を占めております。

我が国においては、私の同僚であります上月参議院議員が茨城県の副知事時代に、茨城県環境保全事業団がレベニューボンド、こちらは信託によって資金調達をした事例がございます。しかし、我が国にはレベニューボンド、債券の仕組みが存在しなかったために、非常に複雑な手続を取り、信託により調達をせざるを得なかったという事例がございます。我が国においても、レベニューボンドのような仕組みやプロジェクトごとのSPCに直接投資を行うような仕組みを検討していきたい、スピード感を持って効率的かつ効果的な命を守るインフラ整備をしていく必要があると思っております。

今、企業の内部留保が議論されております。国債の長期の利回りは御存じのとおりで、投資する場所がないというのも一因です。民間資金と二一ツをつなぎ、ウイン・ウインの状況をつくることのできる環境にあると思っております。

また、企業は自社の事業継続、BCPのために様々な設備投資をしなければなりません。堤防や道路など公共インフラが整備されていれば、自社内で投資をする必要はなくなります。自社のBCP対策としても、公共インフラに対する投資のインセンティブは働くかと思っております。

また、企業は生産性向上のために多額の設備投資を行っております。しかし、物流の根幹となる道路が慢性的に渋滞する場合、一分一秒を争ってコストを掛けて上げてきた生産性は、三十分、一時間の渋滞によりあつという間に阻害されてしまいます。そういった意味においても、企業が自社の経済活動を上げていくためにインフラ整備に投資するというインセンティブは働くかと思っております。

例えば、昨年度、三重県で、全国で初めて、民間事業者が費用を負担して民間施設と直結するスマートインターチェンジを整備するという事業がスタートいたしました。制度を変え、非課税措置を講じたことにより、民間資金でインフラ整備ができる。インフラ整備のコストより自社のメリッ

トの方が大きいと企業判断が働いた良い事例であるかと思っております。

問題は、いかにリターンを生み出すか、確保していくかということですが、例えば、港を整備していく防波堤整備とともにヨットハーバーを造り使用料を得ていくなど、インフラから直接リターンを生み出す。又は、広義のリターンという観点からは、SDGsであったり、あるいは、以前総理にも御質問させていただきましたESG投資のような世界的潮流を考えれば、自社の事業のみならず、社会的貢献にもつながるサステナビリティーの取組の一環としてインフラ投資をすることが、投資家が評価をしていく、又はBCP対策の引き当てコストとしてみならず、あるいは法人税の優遇措置を行うなど、株主への責任、説明も果たせる様々な方策がリターンとしても考えられると思います。

消費税増税を目前に、国民の皆様からも御負担をいただくこととなりますが、同時に、国も新しい枠組みの中で国民の皆様からの負担を最小限に抑えていく、そして最大限に効果的な新しい仕組みを考えていく、そのような必要があるかと思っております。

今年の二月、経済財政諮問会議でインフラ投資の発言をされている鈴木財務副大臣に御見解をお聞かせいただければと思います。

○副大臣 鈴木馨祐君 吉川委員御指摘のように、民間の資金をどう活用するか、これ極めてこれから大事な課題であるかと思えます。特に吉川委員におかれましては、銀行での経験を生かされて、ESGのPTの座長を務められ提言をまわめていただく、あるいは様々なインフラファイナンスについても様々な御活躍をいただいているというふうに承知しております。

そうした中で、今日は大変大事な御指摘をいただいたと思っております。財務省といたしましても、私が麻生大臣の代理で出席をした諮問会議での発言の繰り返しになりますけれども、インフラ投資の推進に関しまして、従来より、コンセン

ション等を通じてオペレーションを中心に民間のノウハウの活用を図ってきたところでありますけれども、厳しい財政事情、これを鑑みれば、民間の創意工夫を生かして質の高いインフラを効率的に整備する観点から、様々な方法で民間資金をしっかりと積極的に活用していくことが重要であり必要であるというふうに考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。そのような指摘の下、国が進めていっていただくことができればというふうに思っておりますけれども、最後に安倍総理、このような新しい枠組み、国の予算を抑えながらしっかりとスピード感を持ってインフラ整備などを進めていく、このような枠組みについて総理の御見解、あるいは今後に向けての決意のようなものをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 財源が限られている中において、他方、膨大なこのインフラの需要もあるのも事実であります。しっかりと、例えば国土強靱化については七兆円の事業規模の施策をしっかりと進めていきたいと思っておりますが、同時に、今、吉川ゆうみ議員からは、かつて民間の金融機関において官民ファンドを創設をしたという経験の中から、大変失礼に富んだお話をいただいたと思えます。

インフラ整備を迅速に進める上で民間資金の活用は極めて重要でありまして、安倍内閣では、高速道路におけるインターチェンジや国際港湾のターミナル整備、これは、今たくさんクルーズ船が日本に入ってくるようになりまして、相当のこれは需要が見込まれるわけでございまして、国際港湾のターミナル整備などこれまでも積極的に新しい仕組みを導入してきたところであります。本日、御議論も踏まえまして、今後とも民間資金の活用に向けた様々な手法について内閣府を中心に関係省庁でよく検討させていきたい、このように考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。財政が様々な課題に直面している中、このよう

な形で国のお金、そして民間の活力、様々なものを活用して様々な課題に、解決につなげていただく、これをまさに我が国でも是非とも前向きに検討していただきたいと思いますし、今世界での潮流でございましてSDGsあるいはサステナビリティ、ESG投資といった様々な社会的課題に企業が取り組んでいく、それによって様々な課題が解決していく。企業の、あるいは投資家の利益を追求するだけではなく、それがひいては社会のプラスになるんだと、そういう仕組みを我が国でもどんどん進めていっていただきたいと思えます。

コレクティブインパクトという言葉があります。これは、一つのセクターではなく、行政、そして民間あるいは企業、そしてNPOなど、様々なセクターがしっかりと手を組み、社会的課題に立ち向かっていくことによって、公の、あるいは行政の負担を減らし、一方で社会的課題を解決し、そしてしっかりと企業も利益を得ることができる、この好循環を私は日本こそが進めていく、リードしていくことができる、そのような国であるというふうに思っております。

総理におかれましては、是非ともリーダーシップを取っていただきまして、我が国の地方創生、そしてこのセクターを超えた活躍、このような世界を実現していただきますことを心からお願いをさせていただきます。私の貴重な機会をいただきました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

誠にありがとうございます。

○又市征治君 立憲民主党・民友会・希望の会所属の社民党の又市です。

まず、決算審査に臨む政府の姿勢について伺っておきたいと思っております。参議院は、国会本来の役割を果たすべく、決算委員会の審議を重視をして、巨額な行政府の財政執行等が適法に目的どおり行われているかどうか、各府省の執行状況等を厳しく審査をし、不当、不適切なものがあれば、これを内閣に警告な

いはし措置要求をするなどして、翌年度の予算、財政執行に反映されるように努力をすべきでした。ちなみに、あの伏魔殿とも言われた特別会計の改革というのは、参議院の努力に負うところが大きかったことは周知のとおりであります。

こうした決算審査の役割から、毎年十一月に検査報告が出れば、速やかに本会議質疑と翌年度総予算の審議終了までに決算委員会の全般的質疑を行うことを全会派が申し合わせて、政府もこれに協力をするというふうにしてまいりました。しかし、最近、政府の審議への協力姿勢が極めて消極的と受け止めざるを得ません。ここ三年間、総予算の審議が終わってから結局は三年間経けてこの全般的質疑ということになっているわけで、改めてこの決算審査を重く受け止めて、翌年度の財政執行等に的確に反映させていく、その姿勢について伺っておきたいと思えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国会における決算の審査は、執行された予算が所期の目的を果たしているか等について御審議をいただき、その後の予算編成等に反映させていくものでありまして、極めて重要なものと認識をしております。このため、政府としては、決算書の早期国会提出に努めているところであります。

決算審議の日程や進め方に関しては国会における御判断によるものと認識をしておりますが、政府としても、決算審議に当たっては、今後とも最大限努力を、協力をしてまいりたいと思えます。

○又市征治君 この参議院改革協の合意事項というのを改めて申し上げておくと、内閣に対し決算を秋の臨時会に提出するよう求め、これは総理、今言いました、臨時会中の本会議における概要報告の聴取及び質疑を可能とすること、もう一つは、本院予算委員会の総予算の基本的質疑終了後、予算委員会終了までに決算委員会の全般的質疑の一日を行うこと、こういうふうになっているわけでありまして、これがゆるがせになっているということだから申し上げているわけで、是非この合意に基づいて政府側がしっかりと対応いただ

くように求めておきたいと思っています。

第二に、昨年の警告決議がどう生かされたか、これについて伺いたいと思います。

本院は、昨年六月、八件の警告決議を全会一致で行いました。その中には、森友学園への国有地の売却について、「財務省が、国会において事実に基づかない答弁を行い、決裁文書の改ざんや交渉記録を廃棄したことなどにより、国会審議の前提が覆され、国民の信頼を著しく失わせたことは、極めて遺憾である。」というふうに指摘をし、政府に痛切な反省を求めております。

そこで、改めてお聞きをします。

第一に、鑑定価格から八割以上も値引きして土地を学園に売却した理由及びなぜ価格を非公開にしたのか。第二に、会計検査院にその資料を提出し、国会にも改ざん資料の提出と虚偽答弁を繰り返したのはなぜか。その上に立って、第三に、財務省は警告決議を受けて何をどう改革したのか。この点については簡潔に、財務大臣、御説明をいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 森友学園の国有地の売却につきましては、これは知見を有します大阪航空局に対して見積りを依頼した上で、それを基に売却価格を設定し、相手側からの要請を受けて価格を公表しなかったものであります。

決裁文書の改ざん等については、極めてゆゆしいことであり、誠に遺憾と思っております。その主たる目的につきましては、昨年六月に公表した調査報告書に明記をしておりますところであります。平成二十九年二月以降の国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、更なる質問につながる材料を極力少なくすることであると認定をしており、この点を踏まえ、昨年六月、関与した職員に対し厳正な処分を行わさせていただきました。

今回の事態を真摯に反省し、今後二度とこうしたことが起こさないよう、国有財産の管理処分手続等の見直しを行い、公文書管理の徹底や電子決裁への移行等を進めるとともに、問題行為の発生

を許した風土、いわゆる組織風土の改革を改めて、結果、信頼回復にも努めていかねばならぬと思っております次第であります。

○又市征治君 つまり、いろいろとおっしゃったが、安倍総理が一昨年二月に、私や妻が関係していたら総理大臣も国会議員も辞めると、こう答弁をされた。改ざん前の決裁文書には五か所にわたって安倍昭恵さんの名前が記されて、その関与が疑われた。だから、それを隠蔽するために公文書を改ざんし、虚偽答弁を繰り返したということがこの問題の本質というか原由でしょう。

そこで、昨年六月、麻生大臣は、今もありましたけれども、これらを主導したとして前理財局長の停職三か月を始め、二十人の職員を処分をした。しかし、麻生大臣、あなたはこの前代未聞の不祥事を主導したこの局長を適材適所だとずっとかばい続けてきた。だから、そういう意味でいえば大臣も彼と同罪ではありませんかと、国民の中ではそういう声が当然のこと起こってくる。しかも、部下に自殺者まで出ている。だけれども、あなたは大臣給与百七十万円の返納で終わったということですから、だから多くの国民も、あるいは野党もこぞって、麻生大臣は責任を取っていない、こう批判しているんですよ。

この点について、改めてあなたの認識を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) これ度々申し上げさせていただきましたが、文書改ざんなどの問題はこれは極めてゆゆしいことなんであって、誠に遺憾の極みと思つて、深くおわびを申し上げねばならないと申し上げさせていただいております。

昨年六月、この問題の経緯に関する調査結果を公表し、関与した職員に対して厳正な処分を行い、私自身も閣僚給与を自主返納させていただいております。

今回の事態を真摯に反省し、二度とこうしたことが起こさないよう、公文書管理の徹底、電子決裁への移行等を進めるとともに、問題行為の発生を許した組織風土の改革を改めて信頼回復に向け

た取組を行っていくことで大臣としての職責を果たしていきたいと考えております。

○又市征治君 これまで、大きな不祥事があれば大臣が責任を取って辞任をする、そして国民に謝罪し様を正してきた。全容解明とか再発防止を理由に居座る政治家を蔑んできたのが歴代政権の常識、政治家の矜持だったのではないかと。そういう点でいえば、大政治家、麻生さんのこの対応は大変残念だな、こう申し上げなきゃならぬと思います。

その後も、働き方改革に係るデータ捏造、障害者雇用の水増し問題、外国人技能実習生のデータ捏造、そして今日、毎月勤労統計の不正調査、もう次々と政策決定と国会審議の前提を覆すような不祥事が発覚をしております。まさにこれらは国民と民主主義への背信行為です。

しかし、安倍政権は、この財務省の不祥事への対処を前例に、その責任を全て官僚に押し付けて、政治家は誰一人責任を取らない。政治モラルの低下に国民の批判は依然として強いわけです。これは総理の認識を問うておきたいと思うんです。

あわせて、特に、この障害者雇用率未達成の事業主に対しては、不足人数掛ける月額五万円、つまり年間というとなんと六十万円の障害者雇用納付金を課しておきながら、未達成の省庁は何のおとがめもなしということとは全く理解し難い、こういう声が多く寄せられています。この点についても、総理、国民に説明をしてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 行政をめぐる様々な問題について国民の信頼を揺るがす事態が起ったことに対し、行政の長として大きな責任を痛感しており、率直におわびをいたします。真摯な反省の上に、二度とこうしたことが起こらないように、全力を挙げて再発の防止に向け、関係大臣とともに総理大臣としての責任を果たしていく覚悟であります。行政の長として一層身を引き締め政権運営に当たることにより、国民の信頼、皆様の信頼を取り戻してまいります。

今回の厚生労働省における毎月勤労統計調査に関する問題については、事案の重大性を踏まえ、厚生労働省の政務三役が、厚生労働行政を担う政治家としてけじめを付ける観点から、就任以来の給与等を自主返納したところであります。その他の事案についても、その事案に応じてしかるべき対応を行っているところであります。

そして、障害者雇用に関する問題でございますが、国の行政機関の多くで障害者の法定雇用率を達成していないことが明らかとなり、検証委員会からは、障害者雇用を促進する姿勢に欠けていたなど、大変厳しい指摘を受けました。

このため、私から各大臣に対し、この事態を深く反省し真摯に受け止め、組織に、組織全体として再発防止にしっかりと取り組むよう強く指示をしたところであります。これを受け、全大臣から各省事務方に対し、二度とこのような事態が生じることのないよう、また障害のある方の雇用の推進に全力で取り組むよう注意、指導が行われたところであります。

今国会に提出をした障害者雇用促進法の改正法案などにより、各府省の責任体制の更なる明確化や再発防止策の徹底を政府一体となつて推進すること責任を果たしてまいりたいと思っております。

○又市征治君 全く納得できません。

本日に政治家がしっかりと責任を取らない、そういうことがこんなことを何度も繰り返しているという感じがしないですか。特に申し上げておきたいのは、この一連の問題というのは、官僚機構が国民に奉仕するという立場から離れて権力に服従、奉仕をする、こんなふうに変質をしてくている、このことを正すことが今政治に求められていることだということをしっかりと申し上げておきたいと思っております。

そして、この安倍政権の下におけるこうした、去年からそんなくが何とか大賞になるようなばかな話がありますけれども、そうしたことが続き、このようにデータの捏造やら改ざんやら、本当にこんなことがどんどんどんどん続いている。

ついは、後ほど同僚の小川委員が指摘をいたしますが、塚田国交副大臣、総理と副総理にそんなくをして道路の調査をやることにしたんだと。何度もそんなく、そんなくと、こんなことを公然と選挙の集会で何度も言う。もうたるみつ放しじゃないですか、これ。(発言する者あり)与党議員からも、そうだとおっしゃっているじゃないですか。

本場にそういう意味では、利益誘導で票を集めようなどという、こういうことはあつてはならない不見識だし、まして、そんなくによる政策決定があつてはならない。本場にそう思うのなら、総理、塚田さん、直ちにこれを更迭すべきじゃありませんか。そのことをはっきりと答弁願いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 発言の詳細は承知をしておりますが、本人も事実と異なる発言と認めておりますし、そうした発言をしたことは問題であります。

既に本人から撤回し謝罪したところと承知をしておりますが、まずは本人からしっかりと説明すべきであり、そのことを肝に銘じて職責を果たしてもらいたいと考えております。

○又市征治君 いやいや、おかしい話じゃないですか。本人は、事実と異なる。じゃ、うそをついて票を集める、そういう利益誘導まがいのことをやったということになるんじゃないですか。ちゃんと、そんなことはしっかりとだして、まず任命責任者がはっきりとさせるべきじゃないですか。全く納得できません。この問題は、この後、小川議員に譲りますからこれ以上追及しませんが、そのことを、更迭を強く求めておきたいと思っています。

第三に、防衛省の不適切な、あるいは不明朗な支出問題について伺いますが、その前に、まず昨年度の会計検査院の検査報告、国費の不適切支出などを掲記されたものは三百七十四件、指摘金額は一千五百五十六億円に上るわけで、依然として巨額であります。中でも防衛省分は全体の半分以上

の六百三十九億円にも上るわけですが、まずこの全体の受け止めに総理から伺いたいと思います。○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十九年検査報告におきまして、会計検査院から、御指摘のありましたとおり、三百七十四件、一千五百五十六億円の指摘を受けたということは誠に遺憾なことでありま

す。検査報告を受けまして、まず十一月、昨年の十一月十三日の閣僚懇談会におきまして、私の方から各大臣に対し、予算の厳正かつ効率的な執行と経理の適正な処理を求めるように要請を行ったところでありま

す。平成三十一年度予算でいえば、例えば日本年金機構による住民情報の照会について、指摘事項を踏まえて対象者を限定することにより経費を削減するなど、各事業において検査報告のいわゆる内容を適切に反映させたところでもあります。

今後とも、決算やいわゆる検査報告というものを予算編成や予算執行に適切に反映させるよう努力させていきたいと思っております。

○又市征治君 また、この防衛費をめぐる不適切、不明朗な支出は再三指摘をされて、一昨年も検査院から二件報告をされました。

特に、アメリカの対外有償軍事援助、いわゆるFMSによる武器購入は、代金は先払いで価格、納期はアメリカ任せ、この不平等な契約で、日本が購入を決めたのを見計らってアメリカ側が値段をつり上げてきた疑いが指摘をされてきました。今やその契約金額は、二〇一一年度の四百三十二億円から、一八年度には十倍の四千四百三十二億円、一九年度は十六倍の七千億円が予定をされてい

ます。アメリカの言い値で莫大な国費が浪費されている疑いであり、参議院は、昨年も会計検査院に防衛装備品等の調達状況の検査要請を行いました。

防衛大臣、この不平等、不明朗なFMSによる防衛装備品等の購入契約をどう改善をされたのか、分かります御説明ください。○国務大臣(岩屋毅君) その前に、先ほど先生が

指摘をされた会計検査院からの指摘事項は、防衛省に対する指摘事項は合計八件、金額にすると約六百三十九億円でした。しかし、その九割の六百十六億円につきましては、装備品等の重要物品に関する書類作成の不備を指摘されたものでございまして、国に金銭的な損害を与えたものではございません。いずれにしても、改善をすべく直ちに措置を行ったところでございます。

そして、ただいま御指摘の、FMS調達をどのように改善してきたかというお尋ねでございますが、このFMS調達に関しては会計検査院より指摘を受けましたのは、その計算書と受領検査調書との照合につきまして不一致があるところ、これは、米

国政府に対して原因調査を求めたところ、主たる原因が受領検査調書に添付される出荷証書の記載不備にあることが分かりました。

私ももとしましては、米側にこの対策を講じるよう今要請をしておりますが、本年一月に防衛装備庁長官とカウンターパートであります米国防安全保障協力庁長官との間で協議をさせているところでござい

ます。このほか、今先生から御指摘ありました価格の透明性の確保、生産遅延など、様々な問題がございますので、この一月、私も米国のシヤナハン国防長官代行との間で、FMSに関する諸課題の改善に關しまして協議を行っていくという話をさせて

いただいたところでございます。引き続き、日米間で一層緊密に連携を図りながら、FMS調達の適正化に向けて対応してまいりたいと思

います。○又市征治君 大臣、何も昨日おつたこれが問題になったんじゃないんですよ。前から言われていた、私も何度もこれは追及してきた。しかし、現実、先に前払で、代金は前払で、価格と納期はアメリカ任せと。これ変わったんですか。ここ

をしている、こう指摘をしているわけです。そんな単なる決意だけ述べられていては駄目です。具体的などういふふう改善されたかを明確に国会に報告していただくことを求めています。

そして、依然このFMSによるこうした不明朗な契約がある下で、政府は先頃、防衛調達に關して、財政法が定める国庫債務負担行為の五年間の年限を超えて、最長十年まで延ばす特措法を押し

通しました。憲法八十六条は、財政民主主義の原則から予算単年度主義をうたっています。それは、過去の侵略戦争で、軍費を単年度主義の例外として、戦費調達のために大量の国債を発行するなどして国の財政と国民の生活を破綻させたという苦い経験から、教訓からそのようにしてきたわけです。

その中で、たまたま例外規定のこの五年ということにしてみても、国会議員の任期からいえば衆議院は四年しかない。そういう点でいうならば、この五年でも国会のチェックが利くのか問題なの

に十年まで延ばしますというの、まさに財政民主主義に反し、国会の予算審議権を侵害をし、財政を硬直化させる暴挙であり、やっぱり元に戻すべきだということを強く求めておきたいと思

います。また、国会としては、兵器の爆買や軍事大国化はやっぱ厳しく監視をしていかなきゃならぬ、そんな決意を新たにさせられました。そこで、次に、この関連でイージス・アショア

の導入について伺います。政府は、一昨年十二月、中期防や防衛大綱にも入っていないミサイル防衛システム、イージス・アショアの導入を突如決めて、国会論議も経な

まま地元説明を進めて、五年後の配備を予定しています。理由は、北朝鮮の数百発の弾道ミサイル保有、これが理由だということですが、しかし、よく考えてみれば、一昨年の十二月、し

かし今日の情勢、昨年の六月の米朝首脳会談によつて、政府自身が、日本にいつミサイルが向

かつてくるか分からない状況は明らかになくなつた、官房長官が談話でこう表明されたように、情勢は大きく転換をしている。二月の再会談は成果がなかったようだけれども、しかし対話は継続しておつて、この春の大規模な米韓合同軍事演習も中止になりました。

また、トランプ大統領は、安倍総理からノーベル平和賞に推薦されたのは、日本の領土を飛び越えるようなミサイルが発射されていたが、今は突如として日本人は安心を実感しているから安倍さんがこういうふうには私を推薦してくれたんだとも発信をしている。

こうした事態を勘案すれば、五年後のイージス・アショアの配備というのは全く情勢に適應したものとはいえないし、むしろこれを取りやめて、米朝の対話に加わつて非核化の流れを推進することが賢明なんじゃないですか。

総理は、今度は私が金委員長と会う、話し合う、こう表明されているけれども、配備中止というのはその格好の材料になるんですか。この点は、総理、どうお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) トランプ大統領は、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向け果敢に対応されていると考えています。先般の首脳会談に際して、朝鮮半島の非核化を実現するとの強い決意の下、安易な譲歩は行わず、同時に、建設的な議論を続け、北朝鮮の具体的な行動を促していくとのトランプ大統領の決断を全面的に支持をしております。

同時に、我が国の防衛を考える上では、我が国を射程に収める数百発の弾道ミサイルが現実存在しているという事実から目を背けることはできません。米国の認識も同様であり、シヤナハン国防長官代行は、第二回首脳会談後の本年三月、米議会において、北朝鮮の核、ミサイルは引き続き米本土及び同盟国にとって脅威であるとの見解を示しているものと承知をしています。また、本年、米国防省が公表した公文書にあるミサイル防衛レビューにおいても、同様の認識が示されています。

るものと承知をしております。

いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、政府の最も重要な責務であります。防衛装備品については、事態が切迫してから取得をしようとしても間に合いません。そのため、いかなる事態にも対応し得るよう、平素から万全の備えをしていくことが必要であります。イージス・アショア二基の導入により、我が国全域を二十四時間三百六十五日、長期にわたり切れ目なく防護することが可能となり、また隊員の負担も大きく軽減されます。

イージス・アショアについては、このような考え方の下、我が国の主體的な判断により導入を決定したものであり、この方針には変更はございません。

○又市征治君 軍事技術面の問題はこれこそで議論をいたしません、イージス・アショアは一基で二十四発しかミサイル防衛できない。日本全土をそれでやるわけがないということになるわけで、今のところについては私は大変なまやかしたと言わざるを得ません。もつと言うならば、総額六千億円にも上る高い買物、今更トランプ大統領に断れないということじゃないかと。そんなことをやっている、日朝首脳会談の実現さえ危ぶまれるな、こんな感じを申し上げておきたいと思うんです。

そこで、イージス・アショアの配備場所について防衛大臣に伺います。

軍事専門家から、東京や大阪の防衛であるというのならば、ミサイル軌道のほぼ真下の能登半島や隠岐島周辺に配備するのが常識だけれども、秋田はハワイ、山口はグアムへのミサイルの軌道の下なので、つまりはアメリカの基地防衛に日本が巨費を投じて配備するのではないかというふうな批判がされています。

なぜ秋田や山口なのか、よく分かりません。○国務大臣(岩屋毅君) イージス・アショアの導入は、あくまでも我が国を守るためのもの、でございます。

そして、候補地につきましては、可及的速やかに配備するという観点から、全国の自衛隊の施設を対象として検討させていただきました。そのときの条件は、バランス良く我が国全域を防護できる、それから遮蔽がなく広くて平たんな敷地を確保できる、さらには電力等のインフラの確保が見込めるといった条件を満たす場所として、秋田県の新屋演習場及び山口県のむつみ演習場の二か所を候補地として選定したものでございます。

この候補地につきましては、あくまでも東京や大阪を含め我が国全域を防護する観点から決定したものでございまして、一部指摘されているような、ハワイやグアム、米国の防護とは関係がございません。

○又市征治君 いずれにしても、ここは技術論の問題が随分ありますから、むしろ安保、防衛委員会などでしっかりと議論をされるべきだと思いますが、いずれにしても、現地での大反対を踏まえて、壮大な無駄遣い、取りやめるべきだと、今の情勢から言うならば、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

時間がなくなつてまいりましたから、最後に、使用済核燃料の最終処分場問題、お聞きをさせていただきます。

政府は、東電福島第一原発事故の原因究明もありません、原発安全神話に逆戻りをして、原発を成長戦略に位置付けて再稼働と輸出に躍起になつていますが、輸出そのものはもうほぼ破綻をしたというふうに思ひます。

ところで、この原発からの危険な使用済核燃料、今や一万九千トンに上る、こういう状況にあるんですが、しかし、稼働から半世紀たった、いまだに最終処分場はない、その意味でトイレなきマンション状態だと、こう言われてきました。これについて経産省は、処分地選定に二十年、その後、処分施設の操業までに五十年、つまり現職国会議員は誰一人この政治の場にいらない約七十年後の操業見込みと、こう啞然とするような答弁を行つてきました。

そこで、確認しますが、最終処分場の操業で七十年掛かるということではいいのかわるか。一方、総理は私の問いに対して、処分場確保は私たちの世代の責任だと、こういうふうにお答えになつておられる。そこで、総理、私たちの世代の責任だとすれば、その操業はいつ頃を指すということになるのか、また、その造成に電気事業者の負担はどうしようと考えているのか、この点について明確にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(世耕弘成君) 過去、政府の答弁で五十年と述べたのは、これ操業期間も含めてでありまして、操業開始まで二十プラス五十で七十年ということではないので、そこは御理解いただきたいと思ひます。

最終的に高レベル放射性廃棄物の最終処分場を確保するということは、これは現世代の責任として、次の世代に先送りをしてはいけない課題だと思つております。そういう意味で、国が前面に立つて対処すべく、二〇一七年七月に科学的特性マップを公表以降、精力的に対話活動を行つております。

フィンランドが今、唯一工事が進んでいる、世界で唯一例ですけれども、ここでもやはり国民の理解、地域の理解を得るために一定程度時間を掛けてやってきている。このことに学びながら、我々も丁寧に進めたいというふうに思つております。

また、費用については、これは最終処分法という法律がありまして、原子力事業者などが発電電力量に応じて、毎年度、処分事業の実施主体であります原子力発電環境整備機構、NUMOに拠出する制度となつていて、建設費総額で三兆円ぐらいを見ていますけれども、うち、もう一兆円程度は積み立つていてという状況であります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま世耕大臣から答弁したとおりでございます。○又市征治君 政府の考えで今の答弁だとすると、操業までに約三十年ということですよ。これ一体全体、我々の世代の解決ということに三十

年もたつてなるんですか。そのことについて、もつとやっぱりしつかりと、総理はおっしゃったことに對して責任を持つてやっていたきたい。三十年後の操業、そんな格好では話になりませんよ。

以上を申し上げて、時間が参りましたから、改めてこの問題は委員会を追及していきたいと思ひます。終わります。

○委員長(石井みどり君) 関連質疑を許します。

小川敏夫君。

○小川敏夫君 立憲民主党・民友会・希望の会の小川敏夫でございます。

まず最初に、下関北九州道路に関する国交副大臣の発言についてお尋ねいたしますが、この発言、よく分析しますと、私は、総理とか副総理はそんなことは言えませんが、この発言がある、この言葉の趣旨に非常に重大な意味があると思うんですね。すなわち、副大臣のところに頼みに来たのは自民党の政治家でありますけれども、しかし、内容は、実は総理とか副総理が望んでいる、言っていることなんでしょう、総理や副総理が自分の口では言えないから、だから代わりに自分たちが来たんだと、こういうやり取りというふうに理解できるわけです。

ですから、これはそんなくじゃなくて、あうんの呼吸で、総理や副総理の御要望を伝えに来た人を通じて、うん、分かったということだと思ふんですが、総理、この国交副大臣の発言について、どのようにお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 発言の詳細は承知をしておりますが、本人も事実と異なる発言と認めておりました、そうした発言をしたことは問題であります。

既に本人から撤回をし謝罪したところと承知をしておりますが、まずは本人からしつかりと説明すべきであり、そのことを肝に銘じて職責を果たしてもらいたいと考えております。

○小川敏夫君 発言したことは事実、ただ、発言の身は記憶違い、勘違いと言つても、都合が悪

いからそういうことにしているんだというふうに疑念を抱かざるを得ない。特に、発言の内容が、例えばこの下北道路が棚上げになっていた、それから国直轄で四千万円の予算が付いたと、まさに事実に至っているわけでありまして、そして依頼に来た自民党の議員の個名もあって、非常に具体的な話の内容になっている。とても記憶違いあるいは作り事で話せる内容ではなくて、非常に現実的な話になっている。まさにこの発言の内容からすると、結局発言の内容のとおり事実であつて、それを記憶違いと言ふのは責任逃れの、国民に對してうそを言っているのではないかと、このような疑念を抱かざるを得ない。

そこで、基本的なことをお尋ねしますが、安倍総理はこれまでの政治家としての活動の中で下北道路についてどのように取り組んでいらつしやいましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 下北道路というふうには言っていないんですが、下関九州横断道路ですか、かつて、かつて第二関門橋と、こう呼んでいたんですが、三十年ぐらい前ですね。

これはもう三十年来ぐらゐからそういうことを、話があつたのは事実でございます。一国会議員としてそういう可能性を追求していきたいということは私は申ししてきましたが、かつてあつたわけでございますが、総理大臣でございますから、総理大臣として当然そういう要望をすることはないわけでございます。もちろん、地元の陳情等は伺つたことはあると、こういうことでございま

す。

○小川敏夫君 取り組んできたことがあるということ、すなわち、総理は、やはりこの下関北九州道路ですか、これについて積極的にやりたいという意思であるというふうには私がかえましてけれども、財務大臣、副総理はこの道路に関してどのような取組をこれまで政治家として行つてきたか。

○国務大臣(麻生太郎君) 私も下北道路という名前は余りそんな詳しくないんで、第二関門橋とい

う名前で呼んでいたんだという記憶が、私もその点は安倍総理と同じです。

三十年、もつと、これはもうちょっと前で、大分最近トンネルが開鎖になる、通行止めになるという頻度の回数が多くなつて、年間何十％か閉まつているんで、これ何とかなないかという話がずっとあつていたということではないかという話があつたんですが、これはかつて私、選挙区だったのが今は選挙区じゃないものですから、余りその種の話は直接私のところに来たという記憶は最近ではなかったと思ひますけれども、財務大臣になりましたから、御意見がいろいろ各県でしておられましたので、両県でしておられましたということとは知つております。

○小川敏夫君 これまで具体的に、総理そして財務大臣にお尋ねしますが、名前は私は下関北九州というところで下北と言ひましたが、この道路の設置につきましては、具体的に政治家として、例えば要望を取り次いだりとかあるいはそういうことを促進する集會に参加したとか、そうしたことの具体的な政治活動をしたことはありますかとお尋ねしたわけでありまして、そうした、具体的に政治家としてこの道路建設を促進するそのような催しに加つたことはあるのかないのか、もう一度具体的に答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほども申し上げましたように、かつては第二関門橋と言つておりました、私の父の時代からそういう活動を、地域の議員が全部集まつて活動をしていただくと、この記憶をしております。そして、私が議員になりましたから以降も、九州・山口経済連合会等々も要望としていたのではないかと。

そういう単独の要望というのはいないんですが、御承知のように、県あるいは地域で幾つかの要望を出しますから、そういう要望を実現していただくという会合にはもちろん出席をしたことがあります。単独というものは、余り御存じないかもしれませんが、それはないんですよ、普通。幾つかの要望があつて、こういう要望を達成していただく、こういうことだったのではないかと、こう思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) ほぼ同じですけれども、これだけの単独の大会というのを開かれたかどうかはもう知らないぐらゐ、したがって行ったことはありません。

それから、陳情を受けたことがあるかといえ、このことに関しての予算の照会等々は、ほかの下関、それから、下関じゃなかった、山口県、福岡県等々の合同の県の中に一つとしてあつたと思ひますが、これだけの陳情があつたかといふと、ちよつと正直、陳情幾つも来ますので、これだけのものではあつたという記憶はございません。

○小川敏夫君 総理、端的にお尋ねしますが、この道路について、総理としてはやはり建設したいとお考えをお持ちなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 総理として建設したいかどうかということは、まさにこれは事実上、私がここでそういうことを申し上げると、そういう、まあ小川先生としてはそういうプレッシャーを掛けられているのではないかと誤解を呼びますから、私はそういうことは申し上げませんが、しかし、私は議員個人として、先ほど麻生大臣が述べられたように、関門トンネルはこれ相当古いものでありまして、しよつちゅう工事をしていて片側一車線あるいは閉鎖になっているときが非常に多いわけでありまして、九州と本州をつなぐ大事な幹線がそういう状況になっている。

もちろん、一方、関門橋もありますけれども、橋もありますけれども、もう一つの方はそうなつていてということ、これでいいのかということという問題意識はずっとこれは持っていたわけでありまして、例えば本州と四国をつなぐ橋は三本架かっているわけでありまして、人口規模としては相当大きな九州とつなぐ道路がそこだけ、あるいは大地震が起つたときに果たしてそれでいいのかどうか。

九州で大きな例えば火山の噴火等があつたときに、本州とつなぐもの、そこであれが、関門トン

ネルが不通になっているときに、橋の状況も厳しくなつたときにそれでいいのかということは、随分これは議論になつていたわけ……（発言する者あり）ちよつと、いや、説明してくれと言われたので説明をさせていただいているところでございまして、それはそういうことが、議論があり、私も地元の議員としてはそれはよく承知をしているところでございますし、理解もしているところでございます。

○小川敏夫君 私は説明を求めたんじゃないんで、総理があるいは一人の政治家として望んでいますかというふうに言つたので、望んでいるかどうかをお答えいただければいいので、説明は要りません。

いづれにしろ、午前中の時間ですので質問はこれでまとめますけれども、総理とか副総理はそんなことを言えませんが、この言葉の意味は大変重要であつて、要するに、総理とか副総理の話なんだけれども、自分じゃ言えないから代わりに来たよと言つて、副大臣のところに挨拶に来た政治家が言つた言葉だという、まさにあうんの呼吸でこのようなことが行われたんだというふうに理解できるということを行つて、取りあへず午前中はこれで終わります。

○委員長（石井みどり君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

午後一時開会

○委員長（石井みどり君） ただいまから決算委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、進藤金日子君及び佐藤啓君が委員を辞任され、その補欠として中西哲君及び徳茂雅之君が選任されました。

○委員長（石井みどり君） 休憩前に引き続き、平

成二十九年年度決算外二件を議題とし、全般質疑を行います。

○小川敏夫君 午前に引き続き質問いたします。

塚田国交副大臣の発言は、自民党型の利益誘導政治あるいは利益誘導選挙というものを実に如実に表した貴重な証言であるというふうに思つております。この重要な発言について事実でなかつたという副大臣の弁明は、その弁明自体がうそであるというふうに思わざるを得ない。

そこで、改めて総理にお尋ねします。この塚田国交副大臣を罷免しないんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 発言の詳細は承知をしておりますが、本人も事実と異なる発言と認めており、そうした発言をしたことは問題であります。

既に本人から撤回し、謝罪したところと承知をしておりますが、まずは本人からしっかりと説明すべきであり、そのことを肝に銘じて職責を果たしていただきたいと考えております。

○小川敏夫君 しっかりと説明するということは、発言した内容を更に深めてこの利益誘導型政治の内幕を詳細に説明していただきたいというふうに思います。副大臣、一言お尋ねしますが、御自分から責任を取つて辞任する意思はないんですか。

○副大臣（塚田一郎君） まず、改めまして、今回、四月一日の日に私が事実と異なる発言をいたしましたことで多くの皆様に多大なる御迷惑をお掛けすることになりました。改めまして撤回を申し上げ、国民の皆様は謝罪を申し上げたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

私の発言につきましては、菅官房長官、石井国土交通大臣に御説明申し上げ、それぞれ厳重注意をいただき、しっかりと説明責任を果たすように御指示をいただいたところでございます。

私自身は、説明責任をしっかりと果たすことによつて職責を全うしてまいりたいと考えております。

○小川敏夫君 辞めないというのとはとても信じられない。国民の気持ちをそんたくするといひますか、国民の気持ちを理解してしっかりと責任ある対応をしていただきたいということを総理あるいは副大臣に申し上げます。

話題を変えます。森友の件についてお尋ねいたします。（資料提示）

質問の趣旨を若干説明いたしますと、地下三八メートルの深いところにごみが多量にあるということで、膨大な撤去費用が試算されました。その三八メートルの試掘、ごみがあるという根拠はこの試掘でありまして、この表の一番上にある図面が業者が提出した試掘位置図でございます。

下にある写真は、かつて財務省が資料を廃棄した、しかし廃棄した資料が復元されたという資料の中に、二十八年四月五日の応接記録にとじられている写真でございます。この写真から、この試掘位置図の虚偽性というものが如実に明らかになりました。

具体的に言いますと、この試掘位置図の図面にある六、七、八番の試掘、これには穴の写真や穴から出たごみ土の山が写っている写真がこの報告書に添付されておるわけですが、この六、七、八番の試掘がある位置を撮影したのがこの一番下の二十三番の写真でございます。掘削に試掘の穴はありませぬ。ごみ土の山もありません。すなわち、六、七、八の試掘というものは存在しないんです。ないものがあるかのように言つて勝手に作つた、これが膨大なごみ撤去費用を積算する根拠となつた重要な資料でございます。

この事実を踏まえて、国交大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣（石井啓二君） 当時、大阪航空局が見積りを行う際に材料の一つといたしましたのは、四月五日の後に事業者から提出されました試掘報告書でありまして、その試掘報告書におきましては、八か所の試掘の穴が示されているものと承知をしております。今パネルで示していただいた一

番上の図であります。

他方、委員御指摘の写真につきましては、これは近畿財務局の職員が平成二十八年四月五日の現地確認について作成したものと承知をしておりますので、国土交通省としてこれを正確に解釈するのは難しい面があることは御理解いただきたいと思ひますが、この資料を作成した財務省からは、これまで国会において、近畿財務局は具体的かつ正確に穴の位置を確認していたわけではなく、あくまで全体のごみの状況を確認したものであると。それとまた別の位置図がありますが、近畿財務局が写真を撮つた位置図がありますが、その四月五日当日、写真を撮つた近畿財務局の職員が職場に戻つた後で記憶に基づき作成したもので、どこまで正確に作成したか分からないとの答弁があつたものと承知をしております。

このため、国土交通省といたしましては、御指摘の写真だけで試掘穴がないといった断定をすることは難しいと考えております。

その上で申し上げます、この近畿財務局撮影の写真について、一番下の写真については、確かに写真の背景からおおよその撮影した位置や方向は分かると思ひますが、御指摘の写真は白黒であり、非常に写りも不鮮明であることから、この写真をもつて穴が写っているか写っていないかについて明確に断定することはできないと考えております。

いづれにいたしましても、委員御指摘のように、試掘穴の掘削の件につきましては、平成三十一年三月一日の衆議院財務金融委員会の理事會における御議論を踏まえまして、三月十二日に大阪航空局より設計業者に確認文書を出したところでありまして、これに対する事業者からの回答の中で明らかに部分もあると認識をしております。

○小川敏夫君 言葉でごまかしちゃいけませんよ。位置が分からないといつたつて、背景に写っているマンシヨンや民家の位置から、この位置は絶対間違いないという客観事実です。そして、不

鮮明だから分らない、確かに不鮮明ではあるけれども、しかし、穴がないこと、そして穴を掘ったごみ山の山がないことはこの写真から明らかじゃないですか。皆さん見てください。この写真を見て、穴がありますか、ごみ山がありますか。テレビで見ている国民の皆さんもこの写真を見てください。フェンスの溝があつて、木まで木材があつて、全部フェンス際があるけど、フェンスの際に試掘の穴も一個もないし、試掘から出たごみ山の山、全くないじゃないですか。この客観的事実を言葉でごまかして何やら責任を免れようとする、そんな姿勢は絶対に許されない。まさに三八メートルのごみ山の試掘の根拠が崩れた。

ほかに、もう既に写真の使い回しなどが出てくる。この根拠が崩れたということ、この森友学園のこの不正払下げ問題については更に追及してまいります。

総理に一つお尋ねいたします。

総理は、平成二十四年九月に森友学園に講演に行く約束をしていました。それについては、急遽総裁選挙に出るということでお断りになって行っておりませんが、その際に、総理は、署名が入った文書を、そういうことで行かれなくなった、改めて必ず伺いますからという文書を森友学園側に送っていませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の手紙については詳しくは覚えておりませんが、そのような手紙を恐らくファクスが何かで送ったことはあつたかもしれないと思います。

いずれにいたしましても、講演についてはお断りをして、籠池氏とは一対一などでお目にかかったこともなく、個人的な関係はないことはもうこれまででも国会で何回も答弁をしているとおりであります。

○小川敏夫君 その手紙というのは、資料でお付けしました、この安倍晋三さんのこの署名が入ったこの手紙ということでよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 正直言つて、七年前のことでありまして、総裁選挙に出る前の日の

話でございまして、様々な日程を変更する中における一つでございまして、詳しくは覚えておりませんが、手紙というか、ファクスで出したのではないかと事務所は言っております。

○小川敏夫君 私の意見も入りますがね、この文章ですと、後日、必ず挨拶させていただきますと、総理は固い約束をしている。しかし、その後、総理になられて、総理自身は森友学園に行っておりませんが、総理の奥様は三回行つていらっしゃる。私は、総理が行くと約束したけど、御自身が行かないから、代わりに奥さんが行かれたんではないかと、このように推測するんですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは小川さんの推測だろうと思いますし、もう私、総裁になりましてから、恐らく先方ももう無理だということだったんだろうと、こう思いますね。

○小川敏夫君 じゃ、質問を変えますが、さっきのツクダ国交副大臣の発言の中で……(発言する者あり) 塚田、はい、一つ事実と違う発言がありまして、この道路の廃止を決めたのは、計画の中止を決めたのは自民党時代のことですけれども、塚田副大臣の発言見ますと、民主党政権が止めた。まさに悪魔の時代だというように、事実を誤った上で民主党を誹謗するような趣旨がございました。その民主党が悪魔、悪魔だという、総理の発言の中で、民主党時代は悪魔の時代だったというふうな、国民生活が悪魔だったというような趣旨のお話がございました。

それで、改めて、アベノミクスこそ本当に国民に悪夢を強いているということを具体的に根拠を持って指摘させていただきま。

この表、資料見てください。

まず、実質賃金です。厚生労働省の毎月賃金統計。まさにアベノミクスが始まってから、勤労者の平均賃金は下がっているんですよ。上がっているんじゃないんで、下がっているんですよ。総理、あなたが悪夢の時代と呼んだ民主党時代から更に三・三ポイント以上も実質的に下がっている。ま

さに民主党時代が悪夢なら、アベノミクスはその上を行く巨大悪夢じゃないですか。

この毎勤統計に基づく実質賃金が下がっているというお話をすると、これまでも総理の説明を聞いてきました。総理は、いや、生活が落ち着いたから奥さんがパートに出ると、すると、パートに出た奥さんの給料は安い、だから平均すると下がってしまったんだという総理の説明を、まあ私から言えば弁解ですけども、何回も聞いてきました。それで、そういう説明が、総理の説明やあるいは弁解が実は間違っている、当たらないということを示すために、この二つ目の表を付けさせていただきます。

これは、総務省の家計調査。勤労者世帯の世帯主の勤め収入です。勤労者世帯の世帯主ですから、奥様がパートに出たとしてもその奥様の分は入っていません。勤労者世帯の世帯主のその賃金がどうなったのか。やっぱり下がっていますよ。だから、奥さんがパート云々は関係なくて、まさに勤労者の、世帯主の賃金が下がっている、これがアベノミクスの実態じゃないですか。

こういう下がっている数字を見ますと、統計上何とか上げたいたなど。何か毎月勤労統計は、前年は統計の取り方を変えてしまつて、そして、それを戻すといつても、去年のそのまた前年との比較の上において同じ調査をすれば、本当はマイナスなんです、私どもが計算すればね。しかし、厚生労働省はその参考値を出さない。しかし、そういう統計の調査の変更がなかった勤労調査の方を見た

ら、昨年はぐくつと下がっているじゃないですか。やっぱり実質的に勤労者の賃金は下がっているのが正しい統計だというふうに思っております。

そこで、ただ勤め人の勤労者の賃金を上げる上げると言つても、企業が払えないんなら、これはしょうがない。賃金を上げたために会社の経営が成り立たないんだつたら、それはしょうがないから、それは合理的な範囲で決めなくちゃいけない。

そこで、私が付けさせていただきました、この一番下の資料、これは財務省の法人企業統計から出した企業の利益準備金、いわゆる内部留保です。増える一方じゃないですか。しかも、これは平成二十九年。平成三十年は更に増えています。しかも、この数字には多少からくりがあつて、金融・保険業が入っていない。金融・保険業を加えると、もう既に五百数十兆円もの含み益を法人が持っている。

すなわち、働く人の賃金は下がった、しかし、その分企業の利益として膨らんでいるんだから企業は働く人の賃金を上げる力があるのに、結局払っていない。これは政治が悪いんじゃないか。それをやったのは、まさにこの賃金が下がり続ける平成十年頃に派遣労働を大幅に解禁した、まさに雇用を不安定化したからだということになります。

総理、このようにアベノミクスは働く人の賃金を下げているというこの厳然たる事実について、どのようにお考えですか。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、真ん中のグラフから説明をさせていただきますと、二人以上の世帯ということでありまして、これは必ずしも御主人が働いて奥さんがいるという家庭には限りません。例えば、何というか、女性が世帯主になることもあるわけでありまして。さらには、お年寄りの家庭でどちらも働いていなかった家庭から高齢者でも活躍をするようになる、こういう状態が生まれている。

さらには、テレワークによる仕事が生まれる、そして企業もフレックスタイム制を導入するなど、多様な働き方が拡大して雇用環境が大きく変化している状況では、誰もが均質な労働力を同じ時間提供している場合の計算上の一人当たり賃金よりも、日本経済全体で見ても総雇用者所得が伸びているかどうか、これを見た方が経済の実態を見るのに適切と考えております。この総雇用者所得につきましては、名目、実質共に二〇一五年半以降増加傾向が続いておりまして、国民生活に密

接な雇用・所得環境は着実に改善をしていると。

内部留保の話がありました、賃上げ行われていないのかといいますが、連合の調査でも今世紀に入って最も高い水準の賃上げが昨年まで五年連続で実現しておりまして、今年も賃上げの流れは続いております。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指名でございますので答弁させていただきますが、それは、今全く、先ほど毎月勤労統計についての私の反論という、事実上論破をさせていただいたと思っておりますが、それに対するまた再反論だったと思っておりますが、構造は同じなんです。

家計調査では、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の実収入が昨年から実質で減少に転じている、これは高齢者を世帯主とする世帯の割合が上昇しているんです。世帯構造がこれ変化をしている中なんですね。好調な雇用情勢を反映して再雇用などで働く高齢者の就業が増えたことにより、こうした高齢者の世帯が無職世帯ではなくて新たに勤労者世帯としてカウントされるようになった結果であります。

なお、この数値を世帯主年齢が六十歳未満で見ますと名目でも実質でも増加をしております、家族全体の稼ぎは増加をしております。さらに、世帯主本人の収入を見ても、六十歳未満では名目でも実質でも増加をしているということでございます。

○小川敏夫君 答弁で時間を使われてしまつて時間がないので指摘するだけで終わりますが、給料が下がっているだけじゃないので、このように、消費者物価、民主党政権からアベノミクスに変わって、消費者物価は5%も上がっているのに年金の基礎額も生活扶助も下がっている。まさに国民を苦しめているのがアベノミクスじゃないですか。まさに巨大な悪夢政治がアベノミクスです。

終わります。

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史でございます。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

上げます。

今決算委員会、平成の時代の最後の決算委員会であり、また、新たな時代、令和の時代の最初の決算委員会となっております。やはり、この懸け橋となるこの決算委員会、しっかりと、平成の時代、政治、しっかりと振り返って次の時代につなげられるような、そういう質疑を今日はしっかりと私自身もしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そんな平成の時代を象徴するかのようなどいいますか、つい最近の出来事にはなりますが、そんなくという言葉、こうした言葉がまた発せられて問題と今なっております。

冒頭、まず、このそんなく発言について、改めて国交副大臣にお伺いをしたいと思います。今日は副大臣にも来ていただきました。

まず、副大臣に確認なんですけれども、間違つて集會で何をお話しされてしまつたんでしょうか。この点について事実を確認させていただきたいと思ひます。

○副大臣(塚田一郎君) 四月一日、福岡県の会合におきまして、下関北九州道路をめぐる発言をいたしました。この発言の内容が事実と異なつたため、翌日撤回し、謝罪を申し上げました。大変申し訳ございませんでした。

具体的には、私がそんなくをしたという発言を申し上げたことは事実とは異なります。また、吉田参議院議員自由民主党幹事長の発言部分を引用させていただきまして部分についても、事実とは異なりますので撤回をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○磯崎哲史君 議員の個人名までは私は聞こうとは思っていないんですけれども、そうはいいまして、やはり重要なそんなくをされた方がいらつしやると思ひます。誰に対してどんなそんなくをしたと御発言をされたんでしょうか。そこをこのところだけ、もう一度確認をさせていただきます。

○副大臣(塚田一郎君) 発言の中で、安倍総理、麻生副総理のことについてそんなくをしたという趣旨の発言をしてしまいました。それは事実とは異なるということで撤回をさせていただきます。

○磯崎哲史君 今、総理と副総理のお名前が出ました。お二人のことをおもんばかつて、そんなくをして、下関北九州道路の調査が進むようにという思いをそんなくをされたということであります。

なぜ事実と違う発言をしてしまつたんでしょうか。その点についても確認をさせていただきます。

○副大臣(塚田一郎君) 当日、福岡県の集會におきまして、大変大勢の方がいらつしやる中での発言でございます。私もその場内の雰囲気の中で、許されることではございませんが、事実とは違つた発言をしてしまつたということで、大変申し訳なく思っております。

○磯崎哲史君 事実関係は今お話しされたことだと思ひます。なぜそういう発言をされてしまつたのか、その点についていま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(塚田一郎君) 大勢の方のいる会合でございましたので、地元の既に決定をした事業案件について御説明をする際に、私が、許されることはありませんけれども、事実と異なる表現をしてしまつたということで、大変に申し訳なく思っております。改めておわび申し上げます。

○磯崎哲史君 なぜという部分にやはりお答えをいただけないんですけれども、事実と違う発言をしたということは認識をされていた。つまりは、自分はそのことを言っているということを認識しながらお話をされたんでしょうか。

○副大臣(塚田一郎君) 発言をいたしましたときの内容につきまして翌四月二日に報道されているという事実を知りまして、改めて自分の発言内容を思い起こしまして、その内容が事実と異なる内容であったということの認識に至りましたので、二日の時点で発言を撤回をし、謝罪をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○磯崎哲史君 副大臣、お話しされているとき

に、自分が何をしゃべっているか認識されていなかったんですか。

○副大臣(塚田一郎君) 発言をしたときは、先ほど申し上げたとおり、大変大勢の方の会合だったものですから、熱が入つてしまい、発言をしてしまつたということでございます。

許されることではございませんが、事実でないことを発言をしてしまつたことについては本当に心よりおわびを申し上げます。誠にございません。大変申し訳ございませんでした。

○磯崎哲史君 繰り返しになりますけれども、うそをついたという認識はございますか。

○副大臣(塚田一郎君) 発言のときは、今申し上げたような状況の中でございました。うそを言っているという認識で発言をしたわけではございませんが、改めて発言を翌日に文章等で確認をさせていただいた折に、私の申し上げたことが事実でないことではございましたので謝罪をし、撤回をさせていただいた次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○磯崎哲史君 非常に摩訶不思議な答弁だと思ひます。私は、塚田先生が委員会の委員長をされておられるときにもその委員会にも所属をしておりますし、これまでも政治家の活動の中で先生と御一緒させていただくことがございました。非常に聡明な方です。常に落ち着いておられる方です。冷静沈着な方です。そんな塚田さんがついその場の雰囲気にもまれてうそを言つてしまつたというのは、本当に信じられないんです。であるならば、その場でうそを言われたのか、本当はそのときは本当のことを言つておられたのか、本日はそのことを言つておわびを申し上げます。

通告しておりますが、総理に一つお伺いをしたいことがございます。

有権者の方々の前で、たとえその場の雰囲気がいかに盛りがついても、政治家が支持を集めるためにその皆さんの前でうそをつくということ、この点について、総理、どのように受け止めますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、政治家は、有権者の前で真実を語らなければならないわけであり。あるいは、目指すべき方向あるいは実現すべき政策について真実を語ることである。もちろん、ただ、それが結果として実現できないことがあるかもしれませんが、目指すべき方向についてその方向を実現しようという考えとどうと、こう思うわけでございます。もちろん、真実を述べなければならぬ、このように考えております。

○磯崎哲史君 総理、今私が申し上げたのは、現実のものに対して、起きてしまったことに對して、それがうそだったということに對してどうお考えになりますかということをお伺いしました。総理が今言われたのは、こういうことを目指したい、それに対して努力をした、でもそれが至らなかった。全く言っていることが違います。

私は、実際にうそをついたという事実に対してどのようにお考えになりますかということをお伺いしました。もう一度御答弁をいただいてよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 事実と異なることを有権者の前で述べたということは、これは重大な問題であろうと、こう思います。塚田議員におきましてはしっかりと肝に銘じていかなければならないと、このように考えております。

○磯崎哲史君 それだけ重大な問題を犯したことに對して、肝を銘じるだけでよろしいのでしょうか。やはり総理として大きな決断をされるべきではないかなと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私この発言の詳細についてまだ承知をしていないわけでございますが、本人も事実と異なる発言と認めておられまして、そうした発言をしたことは問題で、先ほど申し上げましたように問題であります。

既に本人から撤回し、謝罪したところと承知しておりますが、本人からしっかりと説明すべき

であり、そのことを肝に銘じて職責を果たしてもらいたいと思います。

○磯崎哲史君 ですので、総理に是非事実を、真実を知っていただきたいと思ひまして、御本人にも来ていただけて、詳細についてお話をいただきたかったんですが、残念ながら真実を語ろうとしない。こういう場があつても真実を語ろうとしない。何がそのなか、何が真実なのか、全く分かりません。分かるのは、副大臣御本人、塚田さんです。是非、責任ある態度を御自分でお決めにされることを改めて私からはお伝えをさせていただきたいと思ひます。

本件についてはまだまだ質疑がありますけれども、ほかにも案件ございますので、次に移らせていただきますと思ひます。

続いて、これもやはりこの平成の時代に起こつてしまつた行政の不祥事です。障害者雇用の水増し申請についてということでございます。これまでも度々いろいろな委員会でも取り上げてこられたものではあります。

一枚、パネルを用意をさせていただきました。(資料提示) これは、テレビを御覧の皆様も大まかな内容については御理解いただいている件だといふふうに思ひます。障害者の雇用が法律上義務付けられている中で、その法定雇用率という率を達成するために、数字上、さも障害者の方を雇用しているように偽つて行政が申請をしていたというところであります。

下の方に赤字で書きまされたけれども、例えば視力の悪い方。普通に眼鏡を掛ければ視力が一・〇や一・二に回復する方、その方たちを視覚障害者だといふことで申請をされてきた。その意味では、私も眼鏡掛けていますけれども、私もそういう意味では視覚障害者扱いに、もしかすると、公務員として勤めていなければならないのかもしれません。

それから、既に退職された方。現場は退職された方を除いたリストを申請していたにもかかわらず、最終的には、人事を担当する部署が既に辞め

られた方を復活させて申請をしたということ。完全な、認識をした上での、単なる間違ひではありませんが、故意的に行つた、そういう不祥事であります。

この結果として、表の左端になりますが、一番上のところは数字を記載をいたしました。四千名の方が実は雇用がされてない、雇用しなければいけない数字ということになります。国の中央だけで四千名、それ以外にも、地方を含めると合計で一万名の方を、障害者の方を雇用しなければならぬのが今の状況ということになります。

既にこの振り返りが行われまして、公務部門として今雇用を行っているということになりますけれども、厚労大臣にお伺いをいたします。

既にほかの委員会の中で、民間に例えれば勤めておられる障害者の方が公的部門に移動されてしまつてはどうか、また、これから働きたいと思つている方が、より大きな雇用の受皿となつております。公的部門の方に流れてしまつてはどうか、結果として民間企業の障害者の方の雇用に大きな影響を与えるのではないかと、これはもう従来から民間からも懸念として示されていた意見であります。

これに對して、既に大臣は、雇用の影響というものもしっかりと確認をしないといけないといふことで、調査を行うといふことを明言はされておりますけれども、いつまでにどのような調査を実施するのか、この点について確認をさせていただきます。

○国務大臣(根本匠君) 各府省の採用計画に基づく障害者の採用状況について、現在調査を実施中であります。

具体的には、平成三十一年一月一日から三月三十一日までと四月一日に採用された方について、障害者種別、常勤、非常勤の別に加えて、国家公務員の障害者選考に合格したため民間企業を離職した人数などについて調査をしております。

各府省における作業に一定の期間を要することから、時期はお答えはできません。できるだけ、調

いずれにしてもできるだけ早期に取りまとめたいと思ひます。

○磯崎哲史君 大臣、その調査を行うことで、民間企業への影響があつたかどうかということは確認できるということよろしいのでしょうか。

○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。

今大臣から御答弁申し上げましたように、国家公務員の障害者選考などに合格をしたため民間企業を離職した方、これが今度の採用の中にとればど人数が含まれているかということが分かつてまいると思つておりますので、その意味で、民間から公務部門に移られた方の状況が分かってくると思つております。それを分析をして御報告を申し上げますと思つております。

○磯崎哲史君 実際に移られた方ということではありますけれども、本当は移られた方だけではなくて、さつき言つた、まあそもそもどっちにいうことですね、大きな固まりが公務部門の方に流れてしまつて、これも本来であれば影響だと私は思ひますけれども、こうした影響については何か調査することは考えられていますか。

○政府参考人(土屋喜久君) 今回の調査では、まず採用の状況を確認をするといふことで、三月までの採用と四月一日採用について調査をし、かつ、はっきりした影響という意味では、やはり民間を離職してこちらに移られた方といふことであるうかと思つておりますので、その点を調査をさせていただきますといふところでございいたします。

○磯崎哲史君 多分、調査はなかなかし切れないと思ひます。そういう流れというのは、そういう意味でいくと、影響というのは完全には分からないのかもしれません。

でも、今言われた移つてきた方、移転されてきた方というのは、はっきり数字としては分かるわけです。影響があつたと認められた場合にはどのような対応を取られますか、大臣。

○国務大臣(根本匠君) その実態を踏まえて、調

査での実態を踏まえて具体的な対応策を検討したいと思いますが、その実態把握の結果を踏まえて、民間企業への影響に関する対応について、何ができるか検討してまいりたいと思います。

○磯崎哲史君　そんなにいろんな現象ないと思うんです。人がこっちに移ってくるという、現象としてはそれしかないんです。その結果として現れることは、民間企業が法定雇用率に達することができなかったと、これしかないんです。そんなにいろんなパターンないと思います。

今からでもシミュレーションして対応策って考えられるんじゃないでしょうか、大臣。

○国務大臣(根本匠君)　まず、実態がどういふことか、その実態把握を踏まえての対応を考えたいと思います。

○磯崎哲史君　実態が現れたときは、既に影響が現れたときです。民間企業は既に影響が出ています、出るということになります。つまり、被害を受けるということになります。

被害を受けた方たちへの対応をどうするかというのを、その場になって何かあったら考えるということ、それが行政の、ましてや今回不正を起したのには行政側です。民間企業には何の責任もありません。その皆さんに影響が出たことに対して、なぜそんな後手後手の対応でいいという判断ができるんでしょうか。明らかにおかしいと思います。

今からでも急いで対応策検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(根本匠君)　やっぱり、まずは実態把握だと思えます。その実態がどういふ実態かということ踏まえて、どういう対応があり得るか、それを考えていきたいと思えます。

○磯崎哲史君　大臣、今回不祥事を起こしたのは誰ですか、お伺いします。今回不祥事を起こしてしまった立場なのは誰なんでしょうか。

○国務大臣(根本匠君)　まあ、それぞれの省庁が、本来率先して障害者雇用を行うべきそれぞれの国の機関において不適切な対応があったという

ことで、これは、それぞれの省を含めて我々国としてのそういう責務があったわけですから、その意味では、それぞれの、政府全体の話だと思っております。

○磯崎哲史君　政府全体の話ですね。民間企業には責任ないですよ。だとしたら、あの不正によつて障害者の方たちがある意味被害者になりました。これは、前回、総理にもお話をさせていたいただきました。障害者の方の声、名前なき被害者がいるんだと、これをみんなに分かつてほしいということ、これが障害者の団体の責任者の方が言われた言葉です。

今回、政府が障害者の方を雇用するのは、これはもう当然だし、やつてもらいたいんです。是非やつてもらいたいんです。でも、その結果として新たな被害が生まれてはいけないと思います。ですから、今のうちにそれに対応するための考えを持つておくべきじゃないですかということをお願いしているんです。考えることは今すぐにでもできるんじゃないでしょうか。なぜ考えることを先送りするんですか。すぐに考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(根本匠君)　少し我々の基本的な立場を申し上げたいと思いますが、我々、今、障害者の雇用、これは全省庁を挙げて取り組んでおります。そして、民間企業を離職する障害者が実際に一定程度発生することは考えられますので、民間との競合が起きないように、まず対応していくことが重要だと考えています。

やはり大事なことは、まず、我々、現在求職が実現していないハローワークの求職者などに対して、ハローワークと関係機関との連携によつて、大事なことは、やはり障害者御本人の希望に沿つて、これまで以上にきめ細かな職業相談、職業紹介などのサービスを提供していきたいと思えます。これによつて、やはり私は大事なことは、障害者の就職促進や職場定着を官民間問わず進展させて、全体として障害者雇用の底上げを図る。そして、最初の質問に戻りますが、やはりこれ

は、今実態の調査をしておりますから、実態把握として、その上での対応だと考えています。

○磯崎哲史君　だから、障害者の方を雇うのは、雇用を促進させるのは、今回の事業があったからじゃないですか、大臣。元々法律で決めたんです。国会で決めたんです。言われなくたってやらなきゃいけないんです。そんなこと聞いていません。それに對して不具合が発生している、その現象に對して早く早めに考えておくべきじゃないですか、何で考えることを先送りするんですかということをお話をさせていただいてるんです。

もう多分何も答えてもらえないと思うので、改めて厚生労働省あるいは大臣の極めて後ろ向きな対応が明確になったんだと思います。大変残念です。

この件については、また法案の審議もございまして、場を改めてしっかりと詳細については確認をさせていただきたいと思えます。

それでは、次の案件に入つてまいりたいと思います。次なんです、この平成の時代、一つには変化の時代というふうに評価をされるという意見もございまして。様々なことの変化が行われてきました。当然、政治や、あるいは政治が大きく関わる税という単位についても様々な変化があった時代だというふうに思えます。

私がこれまでずっと取り上げてきました自動車関係諸税という観点においても大きな動きがあったのがこの平成の時代だったというふうにも承知をしております。そして、その自動車関係諸税の様々な変化において、この平成の最後の年、最後のタイミングでもまた大きな見直しが行われるということになりました。

まずは総理に全般的なお考えを確認をさせていただきたいと思うんですが、今般の、三月末になりましたが、まとまりました税制の中身につきまして、自動車関係諸税についても大きな見直しがございました。この見直しによるユーザー負担の変

化について、どのように総理はお考えになっておりますでしょうか。その点について、まず確認をさせていただきたいと思えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　消費税率の引上げは、社会保障の充実等のため、自動車のみならず、幅広い取引を対象として広く国民に御負担をいただくものであります。

他方、そうした中でも、自動車については、前回の消費税率8%への引上げの際、耐久消費財を中心に大きな需要変動が生じた経験を踏まえ、消費税率引上げ後の消費を下支えするため特別の措置を講じたところであります。

具体的には、自動車税について、一九五〇年の制度創設以来初となる恒久減税を行うとともに、消費税率引上げから一年間は取得時の税負担を1%軽減するなどにより、ユーザー負担の軽減を図っております。その上で、今後も自動車の消費動向についてはしっかりと注視をしていきたいと思えます。

○磯崎哲史君　総理、ありがとうございます。今、自動車税の点について総理からお話をいただきました。

その一方で、当然、今総理がお話をいただいたことは私も認識をしております。その後、この税制の中身が与党の税制大綱として発表された後に、私も各地動き回っている中で、具体的に関係の方々、具体的には販売店ということになります。が、そういった皆さんともお話をしました。なかなか理解が進んでいないなというのが正直な、つまり総理が今おっしゃったような動きについて理解が進んでいないなということ、正直、私自身感じてきたところでもございまして。

改めてその点について総理にも一つお伺いしたいんですが、今回のこの自動車の税制の見直しについて、その内容について正しい理解が進んできているということ、この点についてはどのように総理はお考えになられておりますでしょうか、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　今回の税制改正に

よる消費の下支え効果をしつかりと発揮させるには、ユーザーへの周知徹底は極めて重要だと思ひます。

その意味におきましては、まだ説明等は緒に就いたばかりでございますが、自動車ユーザーの目線に立てば、自動車購入に関心のある方々が見るインターネットサイトを通じた広報や、あるいは販売店におけるポスターの配付など、税制改正がしつかりと消費喚起につながるよう、効果的な周知、広報に努めてまいりたいと思ひます。

○磯崎哲史君 これからという認識、これから広まっていくと、正しい認識ということでお話をされたというふうに受け止めたが。

一つ、パネルに準備をしました。細かいところはもう説明はしないんですけど、つまりなぜこんな細かくなったかという、今般の自動車税制の改正でこれだけの項目が実は変更されているということなんです。大きく丸を付けた項目が①、②、③とございますが、今年度、あつ、昨年度の与党の税制改正大綱で発表された内容が①の部分になります。トータルで六項目が実は変更となっております。実はそれ以前にも、例えば平成二十八年度の税制改正大綱で②の部分に既に決まっていたり、あるいはそれこそ平成二十四年の社会保障と税の一体改革、その内容で消費税の増税、つまり③になります、こうしたものがまとまっていた。こうしたものが今年度の十月の消費税増税のタイミングで全て中心にして動き出すというところもありますので、ここに記載したぐらゐのボリュームの税制の改正があったということ、その意味でも大きな見直しがあったということとであります。

その中でやはり大きかったのは、今総理にも御説明をいただきましたけれども、自動車税の恒久減税が行われた、これは戦後初の出来事でありまゝす。我々も、これまでいろいろな場面、麻生大臣にもいろいろな御意見をいただけてきました、やり取りをさせていただきまして、この自動車税の恒久減税が戦後初行われたというこ

と、これは大変大きなポイントだというふうに認識をしております。

あわせて、今回ではなくて、既に二年ほど前になりましたけれども、自動車の取得税が廃止をされるということも決まっています。これも、私どもが従来からずっと言い続けてきたこの取得税の廃止ということが決まったというものでありますので、やはり大きなユーザー負担の軽減に向けた取組が行われたということ、これは一つ大きな評価として認識しておくべきことだというふうに思っております。

その一方で、下の方に赤字で記載をいたしましたけれども、残念ながら、私の立場からすれば非常に残念ながら、こうした負担増の項目も生まれてきたということでもあります。特に、自動車取得税については廃止をされましたが、自動車税に係る環境性能制という新たな税金まで今回は生まれてきているということでもありますので、この点についてはやはり私としてはなくした方がという思いがございまして。そうはいいまして、今申し上げました大きな負担減もありますけれども、その一方で負担増ということもあり、トータルでこうした状況になっております。

その意味で、ここまで確認した上で改めてまた総理にお伺いをしたいんですが、やはり消費税増税のタイミングで消費を喚起をしていくこと、これの重要性を、総理、やはり訴えられました。ただ、この一番下に記載をしたんですが、合計というところに記載をしました、二つわざわざ分けて書いたんですけれども、自動車固有の税に限って言えば、やはりユーザー負担軽減になっているんです。

これは大きなやはり前進だというふうに認識をしておりますが、ただ、これだけ税が複雑になってまいりますが、ユーザーとしては中身も訳分りませんで、結果としては、自分が支払っている、自動車を購入あるいは維持していく上で支払っている全てがやはりユーザー負担という認識をユーザーの方は持たれると思ひます。結果とし

て、消費税を含むという観点で見ますと、税収としてはやはり増額になっていくと、増収ということになってまいりますので、さつき、くしくも総理がおっしゃられた、ユーザー目線というお言葉を使われました、ユーザー目線で見ると、やはり負担というものが減ったという実感は得にくいのではないかな、これがユーザー目線を見たときの実感ではないかなというふうに思ひますけれども。

今、私が、ちょっと長くなりましたが、御説明をさせていただいた内容について、通告してない内容ではございますけれども、このユーザーの受け止めという観点で、御説明をさせていただいた内容について総理の御所見をいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の、我々、この税制の改正についての狙い等についても御説明をいただいたと思ひますが、そこで、ユーザーの目線からいえば、そういう配慮もしつつ、しかし負担もあるじゃないかということなんだろうと思ひますが、この消費税率の引上げは、社会保障の充実等のため、自動車のみならず幅広い取引を対象として広く国民の負担をお願いするものでございまして、その一端も担っていただいているというふうに我々は考えているわけでございまして、お願ひをさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

○磯崎哲史君 税を設計している立場でいけば、今総理が言われた内容というのは重々理解をしております。消費税が何のために、それはもちろん、当時の民主党あるいは自民党、公明党、三党で合意をした内容ですから、社会保障をしつかりと充実させるという意義があることは重々理解をしております。

ただ、その一方で、今お話をさせていただいた、ユーザーの目線で見たとときに、これだけ複雑化しているものに対して一個一個を理解というのは正直なかなか難しいのではないかなと。結局は、そういうものをトータルで受け止めたときに

ユーザーの消費行動や経済行動というものに移っていくのだとすると、やはりまだまだここについてはユーザー負担の軽減というものを考えていくべきだと私は思っておりますけれども、そういう観点でユーザー負担の軽減、進めていくべきということに対して、総理、お考えいかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 税制抜本改革法以来、長年の懸案とされてまいりました車体課税の見直しについては、今回の税制改正において、自動車税の恒久減税を実現するとともに、特例措置の見直しや国から地方への税源移譲により、減収額に見合った地方税財源を確保し、あわせて、需要平準化対策として環境性能制の臨時的軽減を行うなど、車体課税全般にわたる大幅な見直しを行ったところであります。この大幅な見直しを前提に、与党大綱において最終的な結論と記載されたものと承知をしております。

なお、今後の自動車関係諸税については、同じ与党大綱におきまして、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、そしてまた環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税の在り方について中長期的な視点に立つて検討を行うとされていくと認識をしております。

○磯崎哲史君 今の総理が御答弁いただいたのは、本当は次に質問しようかなと思つていた内容ではあるんですが、ちょっと質問が細かくなったのでそこを答弁されたのだと思ひます。

与党の税制改正大綱には、車体課税の見直しについては今般の措置をもって最終的な結論とするという、こういう言葉がございましたので、その意味合いについてということで質問を準備しております。今、総理、その中身についてお答えをいただいたんだというふうに思ひます。

先ほど、やはり我々はまだ道半ばだという印象を持っています。ましてや、今回、ここに縦に並べた項目だけでも相当あるということは認識をい

ただけると思っています。

税の三原則、これは、公平と中立と簡素ということであります。財務省のホームページを見ると、今もこれがしっかりとそこには記載をされておりまして、とすると、とてもじゃないですが、やっぱり簡素という観点においてはもう道半ばだということとは、これはお認めいただけるというふうな思いです。その観点でいけば、やはりまだまだその観点でも見直しをしていくことは必要だと思ひますし、今総理お話をされました、もう一つの今後の課題ということで、税収の安定的な確保ということ、これももちろん、税を集めていく、徴税をしていくという立場でいけば大変重要な観点なのかもしれませんけれども、やはり税の三原則、ここもしっかりと進めていく必要があると思ひます、その簡素化という観点。

その意味でいくと、その最終的な結論とするとされたものが、社会保障と税の一体改革以来進めてきたそうした観点の一つの結論なんだという言い方を説明としてこれまで受けてきているんですが、としますと、その社会保障と税の一体改革の中では、簡素化や負担の軽減及びグリーン化、こういう観点もその中には記載をされているんですね。まさに、税の三原則に記載がされている内容をしつかりと取り組んでいくんだということが、その社保の一体改革のときに書かれていたこと。そうすると、今回、最終的な、これを最終的な結論とするとされてしまいますと、この簡素化というこういうキーワードも含めて一旦終わらなんでしょうが、今、ちょっと繰り返しになりますけれども、やはり税の三原則、こうした簡素化ということも含めて、ユーザー負担軽減というものも含めて今後も検討いただける、そういう認識だと、あくまでもこの間のくくりの中では、あの期間としては終わらなければならない、あの期間とやっています、こういう認識でよろしいんでしょうか、確認させていただきます。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回、税制大綱に書か

れている結論というのは、今お話しになつていて、この数年來議論している自動車にまつわる税制の議論が一つの区切りが付いたということでありまして、今委員御指摘のように、まだまだ自動車産業を振興する立場から申し上げると議論していかなくないけないテーマというのはたくさんあると思ひますので、その点は来年度以降また議論をしつかり続けていきたいというふうな思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに今、自動車産業を所管する経産大臣としての立場でもお答えをさせていただいたところでございますが、確かにこの与党の税の議論におきましても、これは複雑じゃないかという議論も随分あります。また同時に、今後、先ほども答弁させていただいたんですが、相当これ大きく変化が起こってくるであろうということが予想されるわけでございまして、まさに保有から利用へという変化も起こってくるでしょうし、また環境変化の動向というのもあるでしょう。そうしたことも含めて常にこれは検討していかなければならないと、このように考えております。

○礪崎哲史君 是非、消費行動、まさにユーザーの視点に立つたときに、税の設計がユーザーにとつて、あるいは社会、消費行動含めて、経済行動にとつて一番大きな流れがつけられるような、そうした税の設計に引き続き取り組んでいただきたいと思ひますし、我々も引き続き、道半ばだと思ひておりますので、意見を言っていきたい、提案をしてまいりたいというふうな思ひます。

今、税についてのお話をさせていただいたんですが、もう少し大きな単位で、ユーザーの負担軽減という観点から、税とはちょっと違いますけれども、高速道路の走行料金という観点も大きなユーザー負担という観点でいけばあるかというふうな思ひます。

そこで、一つ御提案なんですけれども、この高速道路の走行料金に關しまして、例えば償還期間を大幅に延長する、こういうことをすることに

よつて、料金の見直し、言つてみれば引下げを実施するというのも考え方の一つとしてあろうかと思ひますけれども、こういった点の検討をいただくということについてはどうでしょうか。

○国務大臣(石井啓一君) 我が国の高速道路は、その建設や維持管理に要する費用を利用者からの料金収入で賄ひ、債務の償還満了後は無料開放することを原則としております。

この債務の償還に關しまして、平成二十六年の道路法改正時の附帯決議におきまして、償還期間の短縮や償還満了後の利用者負担の在り方などを検討することとされております。

現在、国土交通省におきまして、これらの課題について検討しているところであります。利用者の理解といった点にも留意をしながら議論を深めてまいりたいと考えております。

○礪崎哲史君 当然、償還後の無料という原則、これも当然あるのかというふうな思ひます。です、その範囲の中でユーザー負担軽減を目指すというのを考えると、一つ、償還期間を延ばすということもあるのではないかなというふうな思ひます。

今大臣が言われました、前回、その有料の期間を延ばすというときに、あわせて、その附帯決議の中でも、できるだけ償還期間が短くできないか、そういったことの検討もするということが、これは附帯決議の中にも書かれてあります。

そもそも、ただ、このときは、今後道路建設にどれだけの税金が掛かるかということに關して少し検討から漏れていた項目もあり、結果的にはその金額が膨れてしまった、その結果として、ユーザー負担を、高速料金を上げるわけにはいかない、償還期間を長くしたという背景がございいます。当然、そうした背景からすれば、できるだけユーザー負担がこれ以上長くないように、大きくならないように、できるだけ短くしていこうというものがやはり附帯決議で付けられるということとは、当時の判断からして私は必要だったというふうにも思ひます。

ですが、これからのやはり道路の修繕も含めて行つていくということも含めると、なかなかこの償還期間を短くしていくということも現実的な問題として、現実的な問題として難しいという考え方もあると思ひます。だとすれば、その難しいものに引き続き政治として考えていくというよりも、であれば、逆転の発想で、償還期間を長くすることによつてユーザー負担軽減を図っていく、そして、結果として高速道路に乗る方を増やす、経済活動を活性化していく、そうした社会的な考え方もあるのではないかと思ひまして、そういう提案をさせていただいたんですけれども、そういう観点を含めて検討すること、国交大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石井啓一君) いろんな御議論があらうかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、利用者から理解が得られるかということが一番重要な視点かと思ひますので、高速道路の利便性の向上、利用促進を図るべく議論を深めてまいりたいと思ひます。

○礪崎哲史君 是非、利便性と利用率の高くなるような、そういう施策に向けても御検討を是非いただきたいと思います。

それと、あともう一つだけこのユーザー視点ということでお話をさせていただいたんですが、やはり車の必要性に關しては、特に地方の生活の足という、生活の必需品ということで御意見を言つていただいた議員の方も多いというふうに承知をしております。やはりその観点で、今後も地方の必要な大切な足として車というものが普及していくべきだというふうな思ひますし、あわせて、その中でやはり安全性意識の高まりということも、これも実際あるのかというふうな思ひます。

昨今、安全技術を搭載したサポートカーというものもございいます。ユーザーだけではなくて、社会的なやはり安全への意識の高まり、こうしたものを更に後押しをしていく、こうした安全性の高い車の普及というものも目指して、そうした普及

を押しするような政策的なバックアップする、
そうした制度もあってもいいのではないかと。
あわせて、つい先日の新聞になりますけれど、
も、高齢者の方が免許返上されたということも、
何万人、何十万人という人数がされたということ
も記載をされておりました。やはり地方に住んで
おられる高齢者の方が引き続き安心して車を運転
し、自由に行動ができる、そういう環境を残して
いくことも大変重要かというふうに思います。

その意味では、今言いました安全技術を搭載し
た車がやはり普及することと併せて、そういう運
転そろそろというふうな思いもある高齢者の方に
対して、例えばそういった車限定の免許を創設し
ていく、こういうことも社会的な意義としてはあ
ろうかというふうに思いますが、こうしたサポー
トカー限定の免許制度やそうした車の普及に向け
た政策的な後押しについての御意見をいただきた
いと思います。

○国務大臣(山本順三君) お答えいたします。

今ほど委員から、特に高齢者運転による交通死
亡事故の発生状況等を踏まえて、平成二十九年七
月、政府の交通対策本部において、高齢運転者
による交通事故防止策について、こういうのが決定
されたところでございまして、サポートカーの話
もその中で出てきておるわけでございまして、こ
の決定によりまして、サポートカー限定免許とい
った運転免許制度の更なる見直しについても検討
することになっております。

実は、昨日、私は磯崎先生がお勤めになってお
られた会社に出向きまして、自動運転の車に久々
に乗ってまいりました。横浜の公道を走ったわけ
でございまして、やはり乗るたびに年々
歳々技術レベルが上がってきたというのを痛
感するわけでございまして、このサポートカーにつ
きましても自動運転と同じようにこれからどん
レベルアップしていくと思いますので、その普
及に努めていかなければならないというふうに思
いますし、また、未来投資会議におきましても、
七十五歳以上の高齢者を対象としたサポートカー限定

免許の創設についての検討がなされているという
ふうに聞き及んでおりまして、警察におきまして
は、これらの政府決定等を踏まえまして、現在、
有識者の検討会を開催し、高齢運転者の運転能力
に応じた限定条件付免許の導入の可否等について
様々な観点から検討しているというところでござ
います。

○磯崎哲史君 今、大臣、実際に物に触って触れ
られて、これはいいと思ったということでありま
すので、是非とも、それに、普及に向けて進捗が
図られるようにお願いを私はさせていただきます。
それでは、次の案件について話を進めてまいり
たいというふうに思います。

まず、これも総理にお伺いをしたいと思いま
す。人手不足という、こういうキーワードで様々
新聞報道もあろうかというふうに思います。ま
ず、率直に総理にお伺いしたいと思います。現在
の経済状況を測る様々な指標というものもござい
ますけれども、こういった経済活動に人口減少が
与える影響について、まずどのように御認識をさ
れておりますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 人口減少は経済や
労働市場の需給の両面に影響を及ぼすため、様々
な労働関係指標に対して及ぼす影響について一概
にお答えすることは困難であります。人口が減
少する中であっても、国民生活にとって最も大切
な雇用は大きく改善をしております。二〇一二
年から二〇一八年までの六年間で、生産年齢人口
が五百万人減少する中であっても就業者数は三百
八十万増加をし、また景気が回復したことによ
って仕事が増加し、そして正社員の有効求人倍
率は調査開始以来最高水準となっているわけで
ございまして。

言わば人口が減少するから有効求人倍率が上が
る人ではないかという御指摘もありますが、しか
し、人口が減少する中であって、例えば消費者の
数も減っていくわけでありまして、また、成長につ
いては、明らかに、生産年齢人口が減っていくと

いうことはまた消費者も減っていくということでも
ございまして、マイナスになるわけではございま
すが、その中で、我々、経済を成長させたことに
よって雇用も増えていると、実際に職の数自体が
これ増えている、就業者数自体が増えているとい
うことでございまして、こうした指標は雇用の状
況を把握する上でも引き続き重要と考えていると
ころでございまして。

○磯崎哲史君 今の人口減少あるいは人手不足と
いう観点でもう少しこの後、深掘りをしていき
たいと思っております。

やはりいろいろな経済指標、数字というものが
あります。これは今総理がお話をされたようなこ
とにはなるんですけども、やはり私も、間違い
なく、この人口減少というものは、その中には確
実に何らかの影響を及ぼしている、これが実態だ
と思います。ですので、様々な数字が出てきたそ
の数字の裏側にある現象、一つ一つの現象が何な
のかということをしつかりと見ていかないと、そ
の数字そのものが持っている意味合いを間違え
て捉えてしまう可能性もあると思っております。
で、少しその数字の先にあることについて今日は
深掘りの議論を残りの時間させていただきたいと
思っております。

それで、パネルを一枚用意をしたんですが、こ
れ、私の中で考えていたことを図式化したもの
なので、ちょっと皆さんに分かりづらいのかも
しれませんが、一つの労働市場というものがあ
って、それが黄色い三角形だというふうにして
け止めていただければというふうに思います。

これまでの、退職者の方が多いのが働いてそれ
なり、世の中の市場の原理というものが働いてそれ
なりの形がつくられてきたということでありま
す。で、特にこの三角形のななやいけなとか上
の職種がどうのこうのと、そういうものを限定
したものではありません。あくまでもイメージと
いうことで捉えていただければと思います。

そういう中で、今、人口減少という段階を迎え
ている中においては、やはり定年退職者の方、こ

の方たちがだんだんだんだん労働市場の中からは
退出をされていく。特に、近年、団塊の世代の
方たちが多くこの定年退職者の中には含まれてお
りましたので、従来にも増してこの労働市場の中
から外に出ていける方の人数が増えたという
こと、これがよく言われる労働人口の低下とい
うことになろうかと思っております。

そこに対しまして新卒者の方たちがこれまでど
おり参入をしてくるわけですが、やはり新
卒の方たちにとっては、少しでも労働条件がいい
ところだったり職場の魅力だったり待遇だつた
り、こうしたところにその人たちは就職をしたい
というのを当然の気持ちだと思いたす
し、実際にそういうデータもアンケートを取ると
出てきています。

結果としまして、新卒者の方たちが少しでも職
場の魅力的なあるいは待遇のいいところに行きま
すと、大量の労働者が抜けた部分に新卒者、これ
は退職者の方たちよりも、やっぱり少子化です
から人数減っています。その人たちがより待遇のい
いところに集中的に就職をされていきますと、結
果として、待遇がそこまで上げられない企業で
あったりそういう職種に関しては、就職者の数が
減っていく。

でも、人手はやっぱり必要なわけです。それ
は、なぜならば、定年退職者として多くの方が出
ていきますから、これは全産業から退職をされてい
くわけでありまして、結果として、必要な人材
がある程度の規模あるにもかかわらず、その就職
先に偏りが出ていってしまう、それが左の方の青
い線になります。有効求人倍率として低いところ
と高いところの結果として分かれていってしまう
ことも一つ要因として、要因としてあるだろうと
いうことです。

あわせて、女性の再就職、これも、安倍政権と
してM字カーブを少しでも回復しようという努力
を重ねてこられています。実際に回復してきてい
ます。それから、外国人労働者の枠拡大というこ
ともやられてきました。まさにこれが、新卒の方

含めてなかなか人が採れないところに対して、こうした皆さんが就職をしていくということにつながっているのではないかなと思っています。

結果として、今の労働市場が、濃いオレンジ色で描きましたけれども、少しやはり上の方が、つまり高いスキルを持つておられるベテランの人たちが抜けて、その穴が埋め切れず、どちらかというと下の方向に人が集まり始め、でも、本当に、下の方のところにますます待遇がなかなか上げられないところについては更に絞ってきて人手が足りない、結果としてその有効求人倍率が更に高まっていく、こういう結果に結び付いているのではないかなというのをちょっと頭の中で想像していたものを図式化したものであります。

もちろん、さつき総理が言われました景気回復によってバイ全体が広がっているだろうということについては、私は否定はしません。そうだと思います。でも、それだけではいんじゃないかという問題提起です。

ですから、さつき申し上げました実際に出てきている数字の裏側にあるもの、そこには景気回復の分もあるだろうし、でも、その一方で、人口減少による人手不足というものもあって結果としてそういう数字になっているのであれば、やはりそのことをしっかりと認識をした上で政策をつくっていくかないと、いびつな労働市場の固定化につながってしまうのではないかなというのが私の懸念になるんですが。

ちょっと済みません、説明が長々となりましたけれども、そういう意味で、やはりこの労働市場、人口減少というものが私は大きな影響を与えている一つの要因だという認識を持っているんですが、その観点で改めて総理のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、磯崎委員が御指摘をされた問題はまさにそのとおりなんだと思うと思いますし、その問題意識は基本的には共有しているところでございます。経済を成長させ人口が減少するということは、

ていく上においても、あるいは産業、経済両面にとってもこれはむしろ負荷、マイナス要因となるわけでございますが、同時にですね、同時に、これから高齢者の方が更に仕事を続けたいと思われる、あるいは女性の皆さんもそれぞれ自分たちの才能を開花させたいというときには、それをチャンスにすることができると。言わば一億総活躍社会のチャンスにもできますし、IoT等々を、AI等を導入していく上においても導入しやすい状況にはなっていくんだらうと、一人一人の生産性を上げていくという大きなインセンティブにもなっていくと思います。

ただ、今委員が挙げられたように、本来であれば、有効求人倍率が高くなれば自動的に、売り手市場ですから賃金が高くなればいけないのでございしますが、なかなかそうもならないという、例えばよく介護の現場等について例として挙げられます。ただ、介護の場合は給付の、社会保障の中に入っておりますので給付の世界の中でもあるわけでございます、完全に市場の原理だけでいくわけにもいかないという難しさもあるわけでございます。

しかし、そういう中におきましても、例えば運送業のトラック業界においても今回割と思い切った賃上げを行ったところでもあると承知しておりますが、徐々にですね、徐々にこの有効求人倍率が上がり、そして労働市場がタイトになることによって賃上げがしっかりと行われることを期待をしていきたいと思っておりますし、またそういう環境をつくっていききたいと思うんですが。

そこで、例えば、そこを単に、この中にある、この青く高いところですね、ここに言わば外国人労働者を入れることによって、これが固定化することのないようになければならないとも思っているわけでございます。言わば、なるべく多くのスキルを身に付けていただきながら、なるべくそれぞれの生産性が、個々の生産性が上がり収入も高くなっていくということも目指していかねばならないと、このように考えております。

○磯崎哲史君 今の総理の御答弁の中からちょっと二つほど伺いをしたいと思うんですけれども。介護の職員のお話をされました。まさに、この後、高齢化社会、少子高齢化の中で労働の需要としてもどんどん膨れていくところだと思

います。あわせて、少子化対策ということでは、保育士さん、こうした人たちもやっぱり増やしていかなければいけない分野だというふうに思います。この保育士や介護士の方を含めて、これ国家資格であります。国家資格は、私の認識でいけば、それはやはりある程度の仕事の品質といましょ

うか安全性といましょか、やはりある程度のスキルを持つて、水準を持つてその仕事に当たってもらう必要がある、ですから、きちんと国家資格というものをつくって、それを取った上で働いてもらう、大切な指標なんだというふうに思っています。

ただ、その一方で、それだけ国家資格を設けなければいけないという認識がある仕事がある一方で、まさに保育士さんや介護士さん、それ以外にも自動車の整備士であったり、こうした皆さんの処遇が世間一般よりもやっぱり低い、それだけの高度なスキルを持った、知識を持った人たちの処遇がやっぱり低いということそのものが問題ではないのかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国家資格を必要とする業種の方々については、高い専門性に見合う処遇が確保されることが重要だと思

います。例えば、議員が御指摘になった保育人材については、政権交代以降、月額三万八千円に加えて、技能、経験に応じた月額最大四万円の処遇改善を実施しました。さらに、今年度からは、新しい経済政策パッケージに基づいて、月額三千万の処遇改善を行っています。

また、介護職員につきましては、自公政権で月額五万一千円の処遇改善を行ってまいりました

が、本年秋からは、介護福祉士の資格を有するリーダー級の職員を対象に最大八万円相当の処遇改善を実施をし、他産業と遜色ない賃金水準に向けて取り組んでまいります。

さらに、今御指摘がございました自動車整備業につきましては、人材確保の観点から、経営者向けのセミナーを開催し、経験や能力に応じた給与水準の確保を促すなど、自動車整備士の処遇改善に取り組んでおります。自動車整備要員の年間平均給与は、平成二十五年度から六年連続で増加をしております。

引き続きまして、人材確保の観点から、全体の賃金水準の底上げを促しつつ、国家資格を必要とする業種の方々について、その専門性に見合った処遇改善が図られるように環境整備に取り組んでまいりたいと思います。

○磯崎哲史君 やはり政治からのメッセージというものが、これをしっかりと出していくということは大変重要ではないかなと思っておりますので、是非よろしくお願いをいたします。

あともう一点、時間がないんですが、さつき、外国人労働者がこの下の方の有効求人倍率が高いところ、言ってみれば処遇が低いところに固定されるのは良くないということで総理言われましたけれども、であるならば、本来、失業率が本場に今、底辺レベル、非常に低いところまで来た今この瞬間が、本来であれば、総理がこれまで進めてこられた政策であれば、この瞬間がまさに賃金が上昇していく局面に差ししかかっているのではないかなと思います。

その局面に差ししかかった段階で、今回、外国人枠の労働者の拡大を行われました。政策としては、私はこれは真逆の方向を向いているのではないかなと、逆に、総理が求めておられました賃金上昇の足を引っ張る行為ではないかなと私は思っているんですが、この点についての政策としての不一致を私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員がおっしゃっ

た点もまさにポイントだと私も思っております。そこで、今回は、外国人材について活用する業種の分野については相当不足することが予想されまして、その中ではむしろ人が集まらなくて廃業せざるを得ない分野が出てくるを得ない、あるいは、必要な介護について、介護が必要な方々が受けることができないぐらいの我々も危機感を持ちながら、外国人材を活用しようという判断をしたところでございましたが、今回の新たな外国人の受入れについては、生産性の向上や国内の人材確保のための取組を行ってもなお当該業種の存続、発展のために外国人材が必要と認められる分野において行うものでありまして、また、受入れ分野において必要とされる人材が確保されたと認められるときには外国人材の新規入国を一時的に停止することができそうです。

さらに、受け入れる外国人材について、同等の業務に従事する日本人と同等の報酬を確保することとしており、制度上、日本人の労働市場に影響を与えないよう十分配慮したところではございますし、今御指摘の点が起こらないように……

○委員長(石井みどり君) 御答弁は簡潔にお願いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 重々注視していきたいと、このように思います。

○磯崎哲史君 質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(石井みどり君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、磯崎哲史君が委員を辞任され、その補欠として古賀之土君が選任されました。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

昨年に引き続き、決算全般質疑で質問の機会をいただきました。

四月一日、新元号令和が発表されました。その名前のように、デフレ、少子高齢・人口減少社会、さらには、多くの災害を春風とともに乗り越

え、更に安心、安全な社会となることを念願して、質問に入ります。

初めに、平成二十九年度の決算を総括する観点から質問をいたします。

まず、資料一を御覧ください。(資料提示)

平成二十九年度の税収額は五十八・八兆円と前年比三・三兆円増、プライマリーバランスは前年度比五・六兆円の改善、しかし、国の長期債務残高は二十二・二兆円の増加となりました。平成二十九年決算の総括をどのように認識しているか、総理に伺います。

また、平成三十年六月に出された経済財政運営と改革の基本方針二〇一八に基づく新経済・財政再生計画では国、地方のプライマリーバランスの黒字化目標が二〇二五年に先送りされましたが、政府として今後どのような方針で財政健全化に取り組むのか、併せてお尋ねをいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安倍内閣では、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、財政健全化に大きな道筋を付けてきたところでありました。

委員御指摘のとおり、平成二十九年度決算においては、前年度決算に比べて、税収は三・三兆円増加、一般会計プライマリーバランスは五・六兆円の改善となる財政健全化に着実な成果を上げたところでありました。

一方で、国の長期債務残高は八百八十一兆円と、前年度より委員御指摘のとおり増加をしておりますが、アベノミクスの取組によって名目GDPが増加をし、GDP比で見れば上昇ペースは鈍化をしております。

二〇二〇年度に実現を目指していたプライマリーバランスの黒字化目標については、税収の伸びが当初想定より緩やかだったことや、全世代型の社会保障制度へと転換し、少子高齢化という国難を克服するため、選挙による国民の信を受けた上で消費税率引上げによる増収分の使い道を見直したことで等により、二〇二五年度の実現を目指すこととなりました。

引き続き、新経済・財政再生計画に沿って経済再生を図り、歳入と歳入両面の改革を続け、二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化を実現し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいりたいと思います。

○若松謙維君 ちよつと経済的に様々なリスク要因が見られますが、是非その際には、G20またG7とクイックな対応をしていただいて、リスク軽減に御尽力、総理並びに麻生大臣、よろしくお願い申し上げます。

次に、会計検査院が作成した平成二十九年度決算検査報告書から質問いたします。

この報告書は千六百五十五ページと膨大であります。三キロぐらいでしょうか、こういうものですけれども。この報告書とは別に、平成十七年十一月に会計検査院法が改正され、随時国会や内閣に報告できるようになりました。その一例として、平成三十一年三月十九日付けの会計検査院が意見表示として、国民健康保険団体連合会が実施いたしますレセプトチェック、審査ですね、につきまして都道府県間のばらつきが認められるとの指摘があります。

レセプトチェックの統一化で業務効率化を図り、医療費削減に資すべきと考えますが、厚生労働大臣の今後の対応についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(根本匠君) 国民健康保険のレセプト審査は、各都道府県に設置された国保連合会において行っております。

審査業務の効率化、高度化に向けて、平成二十九年に国保中央会及び国保連合会が共同して国保審査業務充実・高度化基本計画を策定いたしました。例えば、コンピュータチェックによる審査を拡大すること、統一的なコンピュータチェッククルールの設定などでありました。この計画の中で、国保連合会間の審査の平準化に向けた取組を進めてまいりました。

今委員御指摘のように、今般、会計検査院から、コンピュータチェックが統一的行われる

ような方策を検討すべきなどとの指摘を受けました。コンピュータチェックの統一的な実施は、審査の精緻化や審査事務コストの低減などが見込まれますから、今委員御指摘のように、国民負担の軽減の観点からも重要な課題と認識しております。

今後、国保中央会及び国保連合会における審査の平準化の取組の中で、会計検査院の指摘も踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

○若松謙維君 このレセプトチェックはもう大変な実は作業で、チェック項目が約五千三百三十六項目ということですから、それを当然コンピュータ使用でしようけど、その使い方がばらばらということなんです。ですから、それで何億枚というレセプトチェックもしておりますので、いわゆる業務の効率化を重要視していただいて、統一化を是非お願いしたいと思っております。

それでは次に、多子世帯の幼児教育、保育の無償化制度について伺います。

資料二を御覧ください。

保育料につきましては、現行の多子世帯の負担軽減制度では、例えば、第一子が保育所の五歳児クラスに在籍し、第二子が二歳児クラス、第三子がゼロ歳児クラスに在籍しているような多子世帯の場合、第二子の保育料が半額に、第三子の保育料が無償となります。このような多子世帯負担軽減の制度であります。このような多子世帯負担軽減の制度でありまして、十月以降の無償化制度後になくなってしまおうのではないかと心配が公明党にたくさん届いております。

十月以降の新たな幼児教育、保育の無償化制度開始後でも現行の多子世帯負担軽減制度は存続され、十月以降も多子世帯に対して新たな負担増に絶対ならないと認識していますが、宮腰少子化担当大臣に確認をいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 幼稚園や保育所の保育料に関しまして、第二子は半額、第三子以降は無償としております。多子世帯の負担軽減につきましては、委員御指摘のとおり、今年十月の幼児教育、保育の無償化の後にも継続いたします。

例えば、委員御提示のパネルの例では、保育所において第一子が五歳児クラスに、第二子が二歳児クラス、第三子がゼロ歳児クラスに在籍している世帯の場合、これまでは第一子の保育料は満額が必要ですが、第二子は半額、第三子は無償となっております。今年十月からは五歳児の第一子の保育料が無償となりまして、第二子、第三子につきましては現行どおりということになります。

この多子負担の軽減につきましても、今般の幼児教育、保育の無償化と併せ、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

○若松謙維君 これは、公明党の長年のいわゆる制度改革によりまして本当に子育て世代の負担軽減のためにやってきた制度でありますので、是非、新たな制度に対して、全体的には負担軽減になっておりますので、そこはしっかりと伝えていただいて、無用な心配のないように、PRのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、復興・創生期間終了後の復興庁の後継組織について伺います。

東日本大震災から八年がたちました。あと二年で復興・創生期間が終わり、復興庁も廃止される予定です。

先月、公明党東日本大震災復興加速化本部で、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域等九市町村を視察いたしました。資料三を御覧ください。

特に、双葉駅等の避難指示解除準備区域でありますけれども、来年三月までの常磐線全線開通に向けまして、除染、駅改修が急ピッチで行われております。そして、この駅周辺部分の避難指示解除が行われて、初めて乗降客が駅に降りることができるようになります。そして、約一万人の作業員の方々が福島第一原発又は中間貯蔵施設で仕事をしていたに比べてありますが、そこへの移動は、当然、避難指示でありますので歩いて行けないと。ですから、バス利用というストップ・アンド・ライド方式で環境再生事業が行われることとなります。

そこで、六町村八か所あるこの特定復興再生拠点区域、この面的環境再生を行い、その後の避難指示解除になるまでは更に数年を要するわけでありまして。津波被災地では住宅や産業の再建が進んでいますが、福島原発事故からの復興はこれからであります。

先般、政府は、復興庁の後継組織を置くことを決定しました。また、政治がリーダーシップを取るとのこと、担当大臣も置かれるということですので、当然のことなんです。福島県民は安心しておりまして、その決定方針に感謝するところでございます。

新しい復興庁の組織をどのようにするかは、今後予定されている復興加速化のための与党第八次提言の中で議論されることになっていきますが、特定復興再生拠点区域の復興など、中長期を要する事業推進のための国、県、市町村を含む財政フレーム又は人材確保策など、関係自治体は一日も早い、一刻も早い後継組織と財政フレームの姿を待ち望んでいますが、復興大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺博道君) お答えいたします。

復興・創生期間後について、地震・津波被災地域においては、心のケアなど被災者支援等について一定期間対応が必要であると思っております。また、原子力災害被災地域においては、帰還促進のための環境整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者、農林漁業者、並びに風評払拭、リスクコミュニケーションなど幅広く対応することが必要であり、国が前面に立つて取り組む必要があると思っております。

今回の復興の基本方針の見直しにおいて、政治の責任とリーダーシップの下で、復興庁と同じような司令塔機能を果たす後継組織を置くこととするにとともに、財源を含めた復興を支える仕組みについて、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう検討することを明記したところでございます。

今後、後継組織と復興を支える仕組みについて、被災自治体の要望等を踏まえ、速やかに政府部内で検討を進めてまいりたいと存じております。

○若松謙維君 さらに、この復興庁の後継組織の姿についても伺いをいたします。

公明党は、東日本大震災からの復興の経験を含め、後の災害にも生かすべきだと主張してきました。すなわち、現在、災害一般は内閣府にある防災統括官が所管し、復興庁は東日本大震災からの復興だけを所管しております。

熊本地震などでも、地元自治体からは、私たちの災害でも復興庁のような復興の際の一元化した窓口が欲しいと、こういう声が上がりました。また、残念ながら、毎年のように大災害が続いております。南海トラフ等地震も可能性が高いと予想されております。

そこで、一案、一つの案として、新しい組織は、内閣府の機能を含め、防災・減災、復興、これを切れ目なく進める組織として強化し、これから起こるであろう大災害の際の復興も担うことが必要ではないかと考えますが、復興大臣の見解を伺います。

○国務大臣(渡辺博道君) お答えいたします。

後継組織の具体的な在り方については、まさに検討を着手したところでございます。被災自治体の要望等も踏まえまして、本年中には後継組織の具体的な在り方をお示しできるよう、速やかに検討を進めてまいりたいと存じます。

○若松謙維君 是非、しっかりと私たちの意見も聞いた上での御配慮をよろしくお願い申し上げます。

ちょうど昨日夜、都内で、これ質問じゃございません、是非知っていただきたいんですが、ラ・キャラバン・ボナベティという解団式がございました。これは、実は郡山の方とフランスの方々、いわゆるコラボで、特に、在日フランス人の方々、八年間六十一回にわたりまして二万六千食、これをバス三万五千キロ走って、三百人のフランスの方々がいわゆる被災地の方々に届けたと、これ

の解団式なんです。もうこれは、一つの復興の進行の一つでしょうけど。

そのときの会場にいらした、浪江の自動車学校を経営されている方ですけど、今、御存じのように経営できません。しかし、雇用十何人を自分の自費で確保しながら、何とか回復したいという涙ぐましい話もあるわけでありまして。そういう入り交じった長期的な、やはり特に福島復興は大変時間が要しますので、安倍総理も何度も来ていただいていると思うんですけど、また、Jヴィレッジ、聖火ランナーのスタート、是非、安倍総理の顔を見たいんですけども。

そういうことも含めて、引き続き寄り添っていただくことをお願いして、次の質問に行きたいと思っております。

次に、災害復旧復興の遠隔支援の環境整備について伺います。

広域大規模災害が多発し、支援自治体職員が現地入りするケースが増えてまいりましたけれども、被災地支援業務がスムーズに稼働するには実際には時間が掛かっております。

資料四を御覧ください。

このパネルですが、今後の大規模災害の際、被災地自治体が罹災証明の発行システム等がダウンした場合でも防災拠点から代替システムを、いわゆる黄色いこのセットであります。これをハリコプターで搬送して、ICTを活用して他の支援自治体が遠隔操作で業務を支援できる、こういうイメージ図であります。このようなシステム環境、実は整いつつあります。

このような技術を活用して自治体の支援体制の整備を一層進めることが必要ですけれども、個々の自治体がこのシステムを自力で整備するということとは人員、予算面で大変困難であります。是非、被災地自治体での業務を遠隔地から他の自治体が支援可能なシステム研究を国が積極的に進めるべきと考えますが、防災担当大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本順三君) お答えをいたします。

昨年の平成三十年七月豪雨、それから北海道胆振東部地震、これにおいて被災地以外の多くの自治体から応援職員の派遣が行われたことは御案内のとおりでございます。大変大きな成果を上げたというふうに思っております。

昨年、杉田内閣官房副長官の下で実施をされました平成三十年七月豪雨に係る初動対応検証チーム、このチームで取りまとめられました検証レポートにおきまして、このような自治体支援が被災自治体の体制強化に大きく貢献をし、マンパワー不足をカバーする人員の確保がなされたなど、大変な評価をいただきました。一方で、被災自治体において十分な受援体制が整備されていない等、ニーズの把握や円滑な応援職員の受入れに支障が生じた例があったなどの課題も指摘をされたところでございます。

御指摘のとおり、大規模災害からの回復力を向上するためには、復旧に必要な人的、物的資源をいかに早く集めるかということが課題でございます。このためには、今ほどお話しのとおり、ICTの積極的な活用、あるいは福島では福島イノベーション・コースト構想、これが展開されることとなりますけれども、そのような地域での先端研究との連携や業務の標準化を図って応援・受援力を強化することが重要であると思っております。

先ほど御紹介した検証レポートでは、自治体支援のシステムの充実を図ることというふうにいたしておりますけれども、内閣府といたしまして、大規模災害時に被災情報や避難所の情報などを集約、地図化して地方公共団体の災害対応を支援するISUT、インフォメーション・サポート・チームでありますけれども、これの全国運用を本年度から開始をしたところでございまして、このほか、ICTを活用した物資調達・輸送調整等の支援システムの機能強化など、これ関係省庁としっかりと連携しながら、引き続き市町村の防災力の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

○若松謙維君 是非、この放送ですけど、いわゆる遠隔操作、御存じのように、今は自治体も職員数が少なくなっております。最近の災害でも、非常に、送ること自体、気持ちはあるんですけどなかなか送れないと、こういう状態でありますので、総務大臣もお聞きしていると思うんですけど、是非、防災担当大臣と知恵を出し合いながら、この遠隔操作、こういうICTを活用した、そういった時代に合った、是非新たなシステム開発というものをお願いしたいと思っております。

そこで、これからの具体的な作業になるわけですが、是非私の一つの主張としても聞いていただきたいと思います。ちょうど東日本大震災の際には、福島空港が救援活動拠点として機能しました。これは、実は原発の爆発がだんだん拡大するまでの本間に二、三日だったわけでありまして、けれども、いずれにいたしましても、福島県としては防災備蓄拠点が既に確保をされております。今後、ICT遠隔支援機能を、これを是非検討していただきたいと思いますけれども、御存じのように、福島は当時首都圏移転という話もありましたので、いわゆる首都圏に近く、かつ首都圏直下型地震の影響を直接受けない等を考慮しまして、具体化する場合には福島空港を活用していただきたいことをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、オリンピック、パラリンピックでございます。三月二十六日、オリパラの聖火リレーのスタート会場が、先ほどもお話ししましたが、檜葉町、広野町のJヴィレッジに決定し、大変うれしく思っております。

先日、山形県山辺町に参りました。ここは、NHKの大河ドラマ「いだてん」のランナーとなります。山田和伸さんは実は山辺町の出身でございます。この山辺町の遠藤町長から、聖火、ルートは今検討されていると思うんですけど、当然、通らない市町村も出てくる。そういった場合に、そういった市町村も子供たちが聖火ランナーに何らかの形で参加できる、そんなようなことを是非検討

討していただきたいという声がありました。また、福島県の南相馬市などからも同様の声がありました。

是非、櫻田オリパラ担当大臣、組織委員会へそのような声があったということを伝えていただき、実現できるよう御尽力をよろしくお願い申し上げますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(櫻田義孝君) お答えさせていただきます。

オリンピック聖火リレーのルートについては、各都道府県の実行委員会が検討した内容を踏まえて、現在、大会組織委員会が検討を行っているところと承知しております。その聖火ランナーについては、大会組織委員会において、今年の夏頃を予定している全国の聖火リレールート公表以降にその選定方法の公表を予定しているとのことであり、また、聖火リレーの一日の終わりに、その日に到着した市町村で聖火の到着を祝うイベント、いわゆるセレブレーションを実施する予定であり、イベントの内容は、現在、各都道府県や組織委員会において検討されていると聞いております。

このような機会を通して、より多くの人々が聖火リレーに関わり、大会に向けた機運を盛り上げていただくことは大切なことだと考えております。本日いただいた御要望は、聖火リレーの検討を進める大会組織委員会に伝えてまいります。

○若松謙維君 是非よろしくお願いいたします。

ロンドンの場合は、たしか二、三キロの間に百人ぐらいバトンタッチされたとか、いろいろな方法にはありますので、是非全市町村が参加できるように、特に子供たちが参加できるように、御尽力を重ねてをお願い申し上げます。

次に、統計問題とガバナンス強化についてお尋ねをいたします。

昨年、公文書書換え又はイラク日報問題があり、今年も国会で統計問題に多くの審議時間が取られることは大変残念ですが、一方、政府の対応も進みまして、毎月勤労統計の不正、支給の追加

給付に、厚生労働省は、三月十八日からホームページで簡易計算ツール等を設け、同日から雇用保険の適正額で支給が開始された、これは六十四万人ぐらいですかね、ということで一歩改善ではないかと思っております。

でも、なぜこのようなことが何度も起こるのか。それは、省庁設置法や公務員倫理法等には、公務員の法令遵守義務を違反した場合の罰則規定はあるのですが、不正又は誤謬、いわゆる誤り、ミス、これを防止する仕組みを規定する条文はほとんどありません。

会計検査院法には、事務事業の経済性、効率性と業務の有効性検査、いわゆる3E監査のほかに会計経理の合規性、いわゆる法令遵守、これがあります。今回の統計問題始め、政府の業務の正確性を検査する機能も会計検査院にあるのか、会計検査院長にお尋ねをいたします。

○会計検査院長(柳麻理君) お答えいたします。会計検査院は、憲法第九十条の規定に基づき、国の収入支出の決算の検査を行うほか、会計検査院法第二十条の規定に基づき、法律に定める会計の検査を行い、会計経理が適正に行われるように監督するという職責を担っております。

そして、会計検査院としては、ただいま御発言のあった統計調査を含め、政府の業務に係る会計経理について検査を行っており、不適切な事態が見受けられた場合には、その結果を検査報告に掲記しております。

他方、会計検査院の職責から、会計経理を離れて業務の正確性の検査を行うものではないと考えております。

○若松謙維君 ということ、会計検査院の仕事は経理の範疇ということですね。

それでは、今度、総理にお尋ねするんですが、今回の統計不正問題を始め、これまで行政の信頼を損ねる様々な問題が発生しておりますが、それぞれ対症療法的な対応にとどまっております。不正や先ほどの誤謬、これを未然に防止するための統一的な仕組みは構築されておられません。上場

会社や都道府県、政令都市以上の自治体は内部統制の整備が義務化されております。

そのため、例えば、これ個人の考え方としては、会計検査院法を改正して、会計経理の法令遵守だけではなくて業務の正確性を検査する機能を付与することや、又は政府の行う重要業務につきまして内部統制を義務付ける制度、いわゆるG、これはガバメントですね、SOX、これはこの法律の米国の立案者の頭文字なんですけど、いわゆるG-SOX、この導入を進めるべきだと考えますが、総理の見解をお尋ねいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 委員御指摘のとおり、国の行政機関においても内部統制の確保は重要です。

各府省では、例えば、全ての事業を対象に、プラン、計画の立案、ドゥー、事業の実施、そしてチェック、事業の効果の点検、アクション、改善のサイクル、いわゆるPDCAサイクルが機能するよう点検、見直しを自ら行い、リスクの分析や対処を含め、事業の改善に役立てているところがあります。

こうした各府省内部の統制機能とともに、各府省の外部からチェックを行う仕組みも重要であります。総務省行政評価局が行政評価・監視、そして会計検査院が会計検査を行う体制が設けられ、それぞれ業務や会計の合規性や、そして正確性を含めたチェックが行われており、こうした機能を運用面も含めて一層充実させていくことが重要と考えています。

そして、委員が御指摘になった政府統計の分野においても、各府省に統計幹事を置き、品質確保を含め統計業務を統括をしています。また、統計委員会が第三者機関として設置をされ、法令遵守のみならず、中立公正かつ専門的な見地から各府省が行う統計についてチェック機能を果たしており、こうした機能を十分に活用し、行政における不正や誤謬を未然に防止していくことが重要であると考えております。

○若松謙維君 是非、なかなか内部統制と

も見えないんですけれども、要は外部チェックが大事です、内部のチェックも大事なんです。

じゃ、チェックをするには内部統制という、これは自ら、まず、不正というのは実は必ず起きます、実際に起きているわけですから、起こさないためにどうしたらいいかと。外部チェックだけじゃ駄目なんです。やっぱり内部のちゃんと起こさないシステム、それはいわゆる会社でいうと社長を中心に内部監査室をつくる、この中央省庁ですと、総理を中心にして起こさないためのそういうチェック機能をつくる、そのための仕組みづくり、これを、やはり法令遵守主義ですから、やはり法律改正も今後政府としても検討していただきたい、それを要望して、次の質問に移ります。

次に、LAWS、いわゆる自律型致死兵器システムの開発規制について伺います。

三月十一日、公明党自律型致死兵器システム開発規制検討チームが河野外務大臣に、人間の意思にかかわらず人工知能、いわゆるAIですね、が攻撃目標を設定し殺傷するLAWSですか、これ軍事分野では銃の発明、核兵器の発明に続く第三の武器の革命と、こう言われておられて、国際人道法や倫理上の観点から到底看過できないとの立場で具体的な提言を申し入れました。

三月二十五日から二十九日に特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みの下で開催されました自律型致死兵器システムに関する政府専門家会合、これで日本の考え方をまとめた作業文書を提出されましたが、この会合の結果につきまして政府はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。また、NGO等の市民社会の声を聞くことも大事であり、日本政府としてNGOとの連携も積極的に進めたいと考えていますが、外務大臣の考えをお尋ねいたします。

○国務大臣(河野太郎) 今回の政府専門家会合に先立ちまして、我が国の考え方を取りまとめた作業文書を提出いたしました。将来的な方向性に少し貢献をしたいと思つたわけでございまして、やはり今回も各国の立場、認識に大きな隔た

りがございまして、残念ながら何か成果文書を取りまとめるということには至りませんでした。

引き続き、今年八月下旬に予定をされている次の政府専門家会合を見据えて、NGOとの意見交換も含め、議論の先頭に立つていきたいというふうに考えているところでございます。

○若松謙維君 総理にお尋ねしたいんですけど、このLAWS、もう恐らく国際人道法又は倫理上の観点から看過できないという理解はされていると思いますが、残念ながらこのLAWSに関する、先ほど外務大臣がお話ししました、各国の立場の隔たりが大きいということでありまして、やはり国際社会の合意形成に向けた日本の果たす役割は大事ではないかと思ひますし、ましてや唯一の被爆国でもあります。

そういうことで、今年は、総理の四月下旬の欧米訪問ですか、それからG20等の外交日程も予定されておりますので、そのような場でLAWSの開発規制への理解、これを広げていただきたいのですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 現在、自律型致死兵器システム、LAWSについては、その使用における人間の関与、国際人道法上の課題等について国際的な議論が行われている途上にあります。各国の立場には、たがいま外務大臣からも答弁させていただきましたが、いまだ大きく隔たりがありまして、共通の認識を得られる状況には残念ながら達していません。

我が国としては、有意な人間の関与が必須であるとの立場を主張しており、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を明確にしています。本件については、軍事面における技術革新や、それを踏まえた兵器システムのルールの在り方等の観点から、更に専門的な議論を深めていく必要があります。

このような観点から、政府としては、特定通常兵器使用禁止制限条約、CCWの枠組みの下で三月下旬にジュネーブにおいて開催された政府専門

家会合に先立って、我が国の考え方をまとめた作業文書を提出し、国際社会が人道と安全保障の双方の視点を勘案したバランスの取れた議論を行い、将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく、会合での議論に活発に参加をいたしました。この政府専門家会合は八月下旬に次回会合を行う予定であります。

我が国としては、引き続き、有意な人間の関与が必須であるとの立場から、日本の安全保障の観点も考慮しつつ、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加をしてまいります。

○若松謙維君 是非いろいろな場で発言をしていただきたい、再度要請をして、SDGsに関する質問をさせていただきます。

いわゆる持続可能な開発目標、これは今世界的な広がりを見せていると思ひました。ちよつと私もこのパッジを付けてさせていただいております。

これは、貧困や飢餓の根絶、環境対策、平和の実現等十七項目から成る国連で採択された国際目標でありまして、公明党といたしましては、日本が国際協力で主導的役割を果たすべきと訴えてまいりました。また、全国の地方自治体も積極的にSDGsに取り組むよう、公明党の地方議員が働きかけを続けております。

国際社会が協力してSDGsに取り組むためにも、我が国は国際金融機関等を通じた人道支援を一層強化すべきであります。また、拠出金に見合う各国国際機関の幹部職員にも多くの人材を育成すべきと考えますが、外務大臣の考えをお尋ねいたします。

○国務大臣(河野太郎) 誰一人取り残さない社会というSDGsのこの理念は、人間の安全保障を訴えてまいりました日本の考え方に非常に近いものがございます。今年のG20、TICADⅧ、あるいはSDGsのハイレベル会合が開催される中であって、日本の取組を国際社会に発信する絶好のチャンスだと思っております。しっかりとそうしたことをやってまいりたいと思っております。

また、二〇一七年末の時点で、難民あるいは国内避難民六千八百五十万人と、第二次世界大戦後最大となっていました。SDGs達成のためには、国際機関などを通じて人道支援というのが非常に重要だと認識をしております。これまで同様に、WFP、UNHCRといった国際機関と連携し、人道支援、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、国際機関における日本人幹部職員の活躍は、このSDGsを始め地球規模課題に対する日本の人的貢献として非常に重要だと思っております。日本人の幹部職員の数を一層増やすために、引き続き様々な省庁と連携をして努力をしていきたいと思っております。特に、若手を将来の幹部候補生として育てていくということも大事です。中堅レベル以上を幹部候補として国際機関に送るといふこともしっかりとやらなければならないと思います。

また、それ以上に、国際機関のトップを取るためには我が国も政治家を候補として擁立していくということが必要でございますので、積極的に参議院の皆様にも手を挙げていただいて、それをしっかりと外務省として後押ししてまいりたいと思います。

○若松謙維君 是非、河野大臣も、語学力、もう大変な能力でございますので、手を挙げることも期待しておりますし、ちょうど、この人道支援の予算ですか、平成二十五年が四百十四億、二十七年六百四十四億、二十九年三百九十八億と、いろいろな環境変化があるんでしょうけど、是非やはり数値目標を示しながら、どんどんこの人道国家で、推進のために御尽力いただきたいと願っております。

それでは、地方創生についてお尋ねをいたします。特に、地方所得の向上と地方創生の関係についてなんですが、公明党は全国加重平均で最低賃金千円を目指して様々な政策提言をしております。

しかし、大都市圏と地方の間ではいまだに賃金格差が存在しております。最低賃金の格差が平成二十七年から平成三十年の四年間で僅か〇・九%、年〇・二五%しか解消しておりません。最高額九百八十五円、最低額七百六十一円、この差額が二・七%ありまして、百年掛かります。やはりこの差が埋まらないと、地方創生、掛け声倒れになってしまいますので。

さらに、四年前に公明党が提唱いたしました地方版政労使会議、それが今どんな状況になって成果がどのようなものがあるのか。また、建設業、運送業の適正な取引価格の実現と引上げが働き方改革につながって、地方所得を向上させる地方創生にどのようなつながっているのか等について、是非この賃金格差ですね、これ埋めるために今後どのような政策を進めていくのか、安倍総理に伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最低賃金の引上げは、経済の好循環を回していく上で極めて重要であると考えています。

安倍政権では、最低賃金を政権発足以降の六年間で時給で百二十五円引き上げました。平成三十年度は二十六円の引上げを行ったところでございますが、これはバブル期以来の引上げ幅でありまして、地域間格差についても、少しずつではあります。四年連続実数はこれ改善をしているんです。

引き続き、年率三%程度を目途として引き上げ、当面は全国加重平均で時給千円を目指してまいります。

御党御提案の地方版政労使会議については、各都道府県で毎年開催されております。中小企業が働き方改革に適切に対応できるよう、労働環境や処遇の改善等に向けた政労使の連携強化を図られていきます。

建設・運送分野における取引価格の適正化については、特に地域における働き方や賃金向上の観点から重要と認識しております。詳細は国土交通大臣から答弁させますが、適切な工事代金、運

賃や賃金水準の確保、労働条件の改善に向けて、制度的対応を含めた様々な取組を行ってきたところであります。

引き続き、アベノミクスの取組によって全国の雇用・所得環境の底上げを図り、地方にも景気回復の動きを更に広げていくことで賃上げの動きを浸透させていきたいと思っております。

○国務大臣(石井啓一君) 建設業、運輸・運送業についてお答えいたしますが、将来の担い手を確保する上でも、働き方改革とともに適正な賃金水準の確保が重要と認識をしております。

このため、建設業につきましては、設計労務単価を七年連続で引き上げてきたところであります。こうした労務単価の引上げが現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながるよう、適切な請負代金で契約をし、技能労働者の賃金水準の確保に努めていただくことにつきまして、この三月にも私から直接、建設業団体のトップに対して要請を行ったところであります。

また、公共工事の入札契約におきまして、この四月から、低入札価格調査基準の上限を予定価格の九〇%から九二%に引き上げるなど、ダンピング対策を強化をしているところであります。

トラック運送業につきましては、働き方改革を進める上で取引環境の適正化が必要不可欠であり、荷主所管省庁とも連携しながら、標準運送約款の改正を通じて運賃と附帯作業等に対する料金との別建て收受を促進するとともに、昨年十二月にガイドラインを作成をし、運送に必要なコストに関する荷主、運送事業者双方の共通理解を促進するなどの取組を進めております。

さらに、昨年末に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正をされまして、標準的な運賃の告示制度が設けられたところであります。ドライバーの労働条件の改善等の改正の趣旨に沿って適切に対応してまいりたいと考えています。

○若松謙維君 是非、石井大臣、やれることをどんどんやっていただいて、先ほどの賃金格差解消に御尽力を総理と一緒によろしくお願い申し上げます。

また、それでは次に、ICT企業の地方移転と地方創生についてお尋ねいたしますが、ちょうど津若松市では、平成二十六年に、市、会津大学、アクセンチュアの共同提案で内閣府の地方活性化モデルに採択され、以降、市の事業として進めてきたICT関連企業を集積するICTオフィス、AICT、これが今月の二十二日にオープンして、首都圏から十三社四百二十名の若い世代が会津地方に移住し、今後、地方大学卒業生の受皿としても機能いたします。

地方の給与アップには、生産性向上に資するICT関連企業支援策を更に強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。地方創生担当大臣と経済産業大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(片山さつき君) 御指摘のとおり、ICTは居場所に関わらず情報入手、活用可能ということで、ICT関連企業の地方への移転は、非常に地域の産業や生活の向上、それから地方創生の底上げ、もちろん給与の底上げということに寄与できまして、今回の十三社四百二十人の移住というのは大変な成果であると思っております。こういったことを地方創生の推進関連交付金を通じて積極的に後押しをしてきております。

この本件もそうですし、全国的にそうでございますが、これに加えて、議員御地元の福島県では、インバウンドですね、インバウンドのプロモーションにもこういったことを動線データを使って会津若松で生かしているらしいし、私もこれは伺ったんですが、田村市、田村市ではテレワークの導入、廃校活用、ここでも仕事も増やし、ICTも使い、最近通ったばかりの三十一年度予算の第一弾地方創生推進交付金でも、ビッグデータを活用して県内中核企業の抽出と取引拡大という大変な活性化の取組をされておられます。こういったことを基にして、我々は、現在検討中の第二期まち・ひと・しごと総合戦略の将来方針の一つにICTを含めた未来技術による地方創生を重要なテーマの一つとして掲げ、専門の検討

会まで立ち上げましてこの方向を模索しているところでございます。ICT関連企業の地方進出、これは活性化の大チャンスだと思っておりますので、委員の御指摘も踏まえて、地方創生の観点から積極的に支援をさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(世耕弘成君) 経産省としても、ICT関連産業が地方に立地をする、集積をしていくということは、高い付加価値を地方で生んで地方の質上げにつなげていくという意味で非常に重要だと思っております。

いろいろな取組をやっていますが、一番代表的な取組はやはり地方版IoT推進ラボであります。これは、全国九十三地域を選定をいたしまして、選定された地域に対しては、例えば地方版IoT推進ラボのマークの使用権を与えるとか、あるいは独立行政法人IPAからITの専門家を派遣をしていろいろな事業を支援する、あるいは日本のITの今一番大きなイベントでありますCEATECなどへの出展を支援をするというようなことをさせていただいております。

会津若松市は、実は二〇一六年七月にこの地方版IoT推進ラボに選定をされています。ITの専門大学である会津大学があるというのを強みとして、IT産業の集積によって東京以上の収入が得られる質の高い雇用をつくって地域を活性化しようというところに取り組んでいただいて、もう既に自動運転ですとか、そういったことでいろいろな成果が出てきております。

こういったことを今九十三地域でやっていますけれども、全国レベルへ展開していくことが非常に重要だと考えております。

○若松謙維君 質問通告していませんので、IT担当大臣、平井大臣、恐らく思いもかなり強いと思うんです。是非、全国十以上ぐらい、こういう成功事例をつくっていただきたいと思うんですが、どんな思いでしょうか。

○国務大臣(平井卓也君) 先生も会津若松を応援いただいていると思うんですが、私も、このプロ

ジェクト、用意ドンのスタート、構想段階から関わってきた人間として、いよいよビルが完成するというのは一つの大きな成果だと思いますし、私も開所式の方にお伺いさせていただこうと思っております。

このプロジェクトは、東日本大震災を受けて、福島に対して外資系企業がどのような協力をしようかという議論の中で実は生まれてきました。いろいろな地域考えた中で、やはりその中で、会津若松市という行政の受入れ体制、特に、地方大学ですけれど、会津大学というのは非常にIT系の人材が豊富だし、英語で授業もやられているという意味で非常に人材の確保もうまくできたと。その中で、やっぱりアクセシビリティさんの要するに決断が大きかったと思います。

それと同時に、行政が地域連携の包括協定というのを結びました。これは普通と違って、産官学にあと三つ、金労言、ここを入れるんです。金融機関、労働界、言はまスコミなんです。その地域の連携によってプロジェクトが進んでいるので、つまり、民間企業だけではなくて行政の総意としてプロジェクトを進めていくという力が非常に大きかったと思うので、是非、会津のようなモデルをほかの地域につくるとしたら、そういう全体の強い、前にドライブする力が必要だと、そういうふうに思います。

○若松謙維君 是非期待しております。

それでは、資料五、見ていただきたいんですが、これは、法務省のデータ、済みません、これは実は郡山市からいただいたデータで、彼らの調べた数字なのでちょっと法務省とはかなり違うんですけど、ちょうど元年末の法律数は約千六百本、平成三十年度は約二千本ということでありまして、いずれにいたしましても、私、地元郡山なんですけれども、平成二年から三十一年にかけて、いわゆる法令に基づいて自治体で作られなければならない計画数、三十一ということが増えておりまして、もう職員ただでも少ない自治体、悲鳴を上げております。

ちょうど地方分権改革推進委員会でも計画策定の義務付けですか、こういったことを具体的見直し措置が勧告されているということでありまして、けれども、どうも実態と違うなと思いますので、今後どのように対応していくのか、地方創生担当大臣に伺います。

○国務大臣(片山さつき君) 郡山の品川市長には、私も、元郵政審議官だった方なので、よくこういった御指摘、お叱りも伺うことがございます。

御承知のように、計画策定などの義務付け、法律があつてそこに義務付けがされるということで増えちゃうお仕事というもので、地方分権改革の第三次勧告で、一定の場合を除いては基本的に規定そのものを廃止するか、あるいは単なる奨励ですね、できる、努めるにしようということになっております。かなり順次具体的に見直しは行っております。これに加えて、つまり規定そのものを廃止した例も、できる規定にしたものもございまして、多くございます。そして、現在も義務付けの新設が必要最小限となるように、我々内閣府において、関係省庁とも連携し、法令協議などを通じてチェックを行って、実際にそのような形をしております。

御懸念のとおり、確かにこのように相当な数増えてきてしまっていることはありますが、必要以上に自治体の負担が増えるということとは自治体の自主性の強化、自由度の拡大という趣旨に反するものでございますので、今後とも、できるだけ必要最小限となるように厳しくチェックするとともに、地方の発意に基づいて課題を一つ一つの具体的に解決するという趣旨から、平成二十六年から導入しております提案募集型の分権、これを進めるといふことをやっております。受け取った提案のうち七割から八割ということは実現をさせていただいていると。こういった努力も含めて、今後もこの方向できちっと対応させていただきたいと思っております。

○若松謙維君 じゃ、また二、三年後に実施状況を調べますのでまた質問させていただきますが、ちょうど次、資料の六なんですけれども、これはちょっと答弁は、済みません、時間の関係で求めませんが、ちょっと紹介だけ。

これは本当に安倍総理の御尽力いただきましたし、浪江に福島水素エネルギー研究フィールドというものができました。ここでできた水素を、秋から試運転開始ですけど、それを東京オリンピック・パラリンピックの会場で使われると。画期的な実は制度でありまして、是非今後、G20等でのような技術を更に皆さん、世界と連携しながら伸ばしていただきたいということを、茂木経済担当大臣、お願いをして、ちょっと恐縮なんですけれども、質問をほかの質問に移らせていただきます。よろしく願います。

次に、風力、太陽光発電等でポテンシャルが高い北日本、東北、北海道であります。ここには再エネ導入加速化のための東北北部エリア電源接続案件募集プロセスとか秋田沖洋上風力のプロジェクト等が進んでおりますが、非常に再エネの発電量が増えますので既存の送配電では限界があるということで、しかし、二〇二〇年四月には送配電分離が行われるということでありまして、再エネ投資時代に応じた送配電投資が急増すると。

こういう中で、再エネ主力電源化は我が国全体で取り組むべき政策であること、さらに、再エネのポテンシャルには地域偏在性がありますので、送配電投資に伴う費用負担に地域間の不公平感が発生する懸念がありますが、今後、費用負担の在り方について経済産業大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘のように、再エネを導入していくこととなりますと、これは系統の増強が必要になります。あるいは、今までの地域独占型を前提としたネットワークではなくて、やはり分散型を前提としたネットワークにつくり変えていかなければいけないという面もあるわけ

あります。今のままやっていると、再エネ導入が進む地域ほど託送料金が上昇するというような現象が発生してしまうわけであります。

そこで、この系統の形成やその費用負担の在り方について、今年の二月から経産省の審議会において議論をしていただいております。適切な受益と負担の関係を留意しながら、この費用を全国で支える仕組みも視野に入れながら、来月頃にも一定の方向性を得るべく、審議会での議論も踏まえて適切に対応してまいりたいと考えています。

○若松謙維君 最後の質問ですけど、今JR北海道、御存じのように、いよいよアクションプラン、本来三月末だったんですが、これが出ます。二〇一九年、二〇二〇年の二年間で国から総額が四百億円の支援をいただけるということは本当に感謝しております。

このアクションプランを今後JR北海道が策定するんですけど、これの実施に当たりまして、いわゆる国交省として期待すること、さらに今後の支援策、さらに、総務大臣にも、当然国と同様の支援を地方自治体も行うと、こういう流れになっておりますので、その際の財政措置等も含めた総務省のお考えも併せてお尋ねをいたします。

○国務大臣(石井啓一君) 国土交通省は、昨年発出したしましたJR北海道に対する監督命令におきまして、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区につきまして、今年度からの二年間、JR北海道と地域の関係者が一体となって利用促進などに取り組むことをまとめたアクションプランを策定するよう求めております。

現在、アクションプランの公表に向けてJR北海道において調整を進めているところと聞いておりますが、このアクションプランの策定の段階から、地域の関係者の皆様にもしっかりと協議に参画いただいているものと承知をしております。JR北海道には、アクションプランの策定を通じて培われた地域との関係を持続発展をさせて、地域と一体となって利用促進やコスト削減な

どに向けた取組を着実に実施していただくことを期待をしております。

また、国土交通省による今後の支援につきましては、昨年七月、JR北海道の徹底した経営努力を前提といたしまして、二〇一九年度及び二〇二〇年度の二年間で総額四百億円の支援を行うこととしたところであります。二〇二一年度以降につきましては、支援を行う根拠法の規定に付された期限が到来いたしますので、その時点におきまして、JR北海道による経営改善に向けた取組状況と、JR北海道及び地域の関係者によるアクションプランに基づく取組状況を検証いたしまして、着実な進展が確認されることを前提として、JR北海道の経営自立に向けた国の支援を継続するため、所要の法律案を国会に提出することを検討してまいります。

○委員長(石井みどり君) 簡潔にお願いします。

○国務大臣(石田眞敏君) はい。

今国交大臣からお話ありましたように、鉄道を維持、持続性を維持するため具体的な仕組みについての協議を行われているというふう聞いております。まず国と地方の役割分担や地方負担の額、あるいは対象路線への支援スキームなどの具体的な検討が行われることが必要でございます。この議論に基づいて、それを踏まえた総務省としての適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

○若松謙維君 ありがとうございます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、景気判断と消費増税について質問をしたいと思います。

新元号が発表されて大変盛り上がりを見せる中、若干水を差すような話で恐縮なんですけれども、景気判断に関しまして、最近どうも余り樂觀視するのは良くないかなというふうな数字が、データが出始めています。(資料提示)

まず上の方ですけども、四月一日に発表されました、これは日銀の短観です。大企業、製造業

の業況判断指数、DIが前回の十二月の調査より七ポイント悪化した。この悪化幅というのは六年三か月ぶりの悪化幅になるということなんです。

三月の月例経済報告、これは政府の公式な経済判断で内閣府がまとめるものですけれども、これも、「緩やかに回復している」という文言が入っているものの、「このところ輸出や生産の一部に弱さもみられる」、こういった言葉も加えられたということなんです。

こういった今の経済状況、景気状況に対して、まず総理はどのような認識をお持ちでしょうか。

〔委員長退席、理事西田昌司君着席〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国経済は、中国経済の減速などからこのところ輸出や生産の一部に弱さも見られますが、個人消費、設備投資という内需の柱の増加基調は続いており、景気は緩やかに回復していると考えています。

また、先日発表された、今御紹介いただきました日本銀行の短観、日銀の短観の企業の景況感について、製造業で前回十二月調査よりも低下したものの、全体では良いと答えた企業数が悪いと答えた企業数を依然としてこれ上回っています。非製造業では、前回調査と変わらず高い水準が続いています。

こうした背景には、中国経済の減速や情報関連財需要の一服に伴い製造業の輸出、生産活動が鈍化はしているものの、雇用・所得環境の改善や、振れは見られるものの高い水準にある企業収益といった消費や設備投資を支えるファンダメンタルズがしっかりしていることがあります。

特に、国民生活にとつて最も大切な雇用は大きく改善をしております。二〇一二年から二〇一八年までの六年間で、生産年齢人口が五百万人減少する中であつても就業者数は三百八十八万人増加をし、そして、景気回復により仕事が増加したことによって正社員の有効求人倍率は調査開始以来最高の水準となり、正規雇用者数も百三十一万人増加をしております。賃上げも、連合の調査によ

れば五年連続で今世紀に入って最高水準の賃上げが実現をしております。今年の春闘においても力強い賃上げの流れが継続するなど、確実に経済の好循環が生まれております。

今後も引き続き、経済最優先で、通商問題の動向、中国経済の先行きなど、海外経済の不確実性には十分留意しつつ経済運営に万全を期してまいりたいと思います。

○清水貴之君 今、中国経済の話が出ました。確かにその影響で大変大きいんだと思います。

景気というのはやはり波がありますから、ここところずつと、おっしゃったとおり上昇気流で来ているのが今若干とどまってきたのかなという感じなんです。これは総理としてはどうなんでしょうか。あくまで、今海外の様々な状況があつて一時的なもので、また持ち直していくというか更に上がっていくという見込みなのか。それとも、ちょっとしばらく大分いい形で来ていますよね。ということとは、やっぱり波ですから、どこかでとどまるところもあるし下がるところもある。またそこから上がっていくわけじゃない話なんですけれども、こういう流れの中で、こういう今位置付けにあるというふうな認識でしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 景気の山そして谷の判断、これは専門家によりまして事後的な検証を経て正式に決定をされるわけでありまして、現時点で景気回復が途切れたと、このように考えておりません。昨年十二月に戦後最長に並んで本年一月に戦後最長を更新した可能性があると、こういう認識については変わっておりません。

先ほど総理の方からも答弁をいただいたように、確かに輸出、そして一部の生産に弱さが見られる。ただ、GDPに占めます輸出、これは大体一八%でありまして、さらには、輸入との間の純輸出でいいますとほぼゼロ近傍という形になります。これに対して、先ほど総理の方からもありました個人消費そして設備投資、これがGDPの七割を占めるわけでありまして、これは依然として堅調な状態が続いていると。

もつともつと、僕は、地方でもいろいろな方がポイント使うようになって、カード使うようになって、キャッシュレスというのが普及するとうのを目指してやっていらつしやるものだというふうに認識していますので、この数字というのがどうなのかなというふうに思っているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) この事業は、やっぱりキャッシュレス事業者にヒアリングをいたしましたして、今回新たにこのプロジェクトに参加する方々は、中小・小規模事業者では二〇%ぐらい、フランチャイズは逆に六〇%ぐらい参加をするだろうというふうに、それで積算をしたということでありまして、何も二〇で切っているつもりはありません。

これだけの予算を投入したプロジェクトで、政策効果としてどうなんだろうという問題意識だと思えますけれども、これはちゃんと遺産が残るんですね。我々、今回、端末の導入支援をやります。その端末は消えてなくなりますが、そして、手数料の引下げも要請しますので、引き下がったままになる事業者もかなり出てくるというふうに思います。こういったものは将来ずっと日本のキャッシュレスを進めていく上で資産として残ります。

もう一つ大きな資産は、やっぱりみんな一回使ってみる人が出てくるということでありまして。高齢者の皆さんには決して使いくれないです。めちゃくちゃ使いやすいです。私はこれで、これでキャッシュレスですから。これやりますと、ポイントから財布を出して、お金を出して、相手が計算するのを待っていて、お釣りをもらって、それをもう一度財布に入れてポケットへ入れるという行為がいかに面倒くさかったかというのがよく分かる。もう耐えられないです、私、現金で払うの。

そうすると、一回でも体験した方、これは便利だということでもキャッシュレス使い出す。そういう意味で、いろいろな意味で政策効果が後々効いて

くる、そういう政策になるというふうに思っています。

○清水貴之君 確かに、使ってみればなんですね。世耕大臣だから、それは使われるのにもう何のちゅうちよもないと思うんですけど、なかなか……(発言する者あり) あつ、西田先生も。いやいや、ここにいる方々はそうかもしれない。いやいや、ここにいる方々はそうかもしれない。

やっぱりなかなか、地方これ回れば回るほど本当に、お店もそうですよね、現金でやっているのに、本当にカードをうちやるの、導入しなきゃいけないの、高年齢の方も、それはもう分かんないよ、もう現金しかという方が多いのはこれはもう事実だと思います。

もう一点、世耕大臣、今おっしゃったカード会社の手数料ですね、引き下げることにしたということ、これも最初聞いたときに、大分カード会社の手数料というのは店によって扱いが違っていて、中小なんかですと高いからカードを導入するのを二の足踏む業者が多いと。それを下げるように要請しますという話でしたので、そんなこと、民間企業のやり方に、何かうまくいことコントロールできるのかなというふうに疑問に思ったんですが、それがかなって三・二五%ですか、上限にするということ、さすが監督官庁だなというふうに思っています。

でも、一方、これ最近また出てきた話ですと、この三・二五%、上限を定める期間というのは、そのポイント還元がある九か月間だけになる会社もあると。終わりの次第に元に戻す、上げるということですね、にするカード会社が、これが多いんじゃない、大手はほとんどそうじゃないかといううなことを見まして、となりますと、これ結局、導入しようかなと思っている中小店舗からしたら、えっ、一時だけ、一瞬だけなのか、その安いのはと。だったら、もうやめておこうかなという話になるでしょうし、カード会社からしても、何かやっぱりいいとこ取りの、うまく盛り上がったときに、お金が入ってくるのときだけそれに乗って、そうじゃなくなるとまた元に戻ってしまうと

いうのはどうも腑に落ちないところがあるんですけれども、その辺り、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回の還元事業をやるに当たっては、決済事業者が手数料を三・二五に引き下げることを条件に国が三分の一を負担する、そうすることによって仕上がり最大でも二%の負担率で小売事業者は済むということでありまして。

今御指摘のように、元へ戻すというような場合は、ちゃんと今回の事業で小売店勧誘するときに明確に九か月たったら元へ戻しますよということをしちつと明示をしるということをルールにさせていたでいます。

これ、みんな戻るんじゃないかとおっしゃいますが、そんなことはないですね。一部報道で戻すクレジットカード会社もあるというのは私も聞いていますけれども、今、この決済ビジネスは激しい囲い込み競争なんです。QRコード事業者なんかは手数料ゼロで勝負しています。そんなときに、これ後で、九か月たったら元の例えば五%とか七%へ返しますよと言っているカード会社、小売店は恐らく選択しないんじゃないかというふうに思っています。

これ、あくまでも、ですからクレジットカード会社等の経営判断だと思っていますけれども、私は、このまま、三・二五のまま据え置く事業者が結構出るんじゃないか、それよりももっと低い事業者ももつともつと出てくるんじゃないかというふうに考えています。

○清水貴之君 そのように消費税の対策を本当に政府を挙げてという形で進めるということなんです、そうなりますと、総理、今度お聞きしたいのが、この九か月間というのは、消費税を上げるの、この秋から来年のオリンピックまでという話ですね。オリンピック・パラリンピックが始まると、外国人の観光客の方もたくさんいらつしやいますし、日本経済も活況を呈するだろうということ、そこまでの景気の落ち込みを防ぐための対策だと。

で、今度オリンピックがあります。となりまして、オリンピックというのとは大体、パラリンピック、二か月間ですから、それが終わった後が、じゃ、今度どうなるのかと。今から一年半後、消費税が上がってからちょうど一年後ですね。これだけいろいろ対策取って、お金もつぎ込んでやった後というのがやっぱり心配になりますし、よほどまた次の対策を考えないと、落ち込みというのはまたそのギャップが大きくなるんじゃないかと思うんですけども、総理としてはどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費税引上げに伴う対策や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の終了以降も我が国経済が力強く成長するためには、中長期的な観点から、物的、人的投資を喚起しながら生産性を引き上げ、経済の成長力を強化していくことが重要と考えております。

先ほどのポイント還元でございしますが、そうしたカードをしつかりと普及していくことによって、それはその後もまさに遺産として残っていくわけでありまして、我々、来年四千万人を目指しておりますが、さらに、大阪・関西万博に向けて更に観光客を増やしていく。

そうなりますと、例えば観光、海外から来ている観光客の皆さんは、もしキャッシュレスであればもつと買ったのという人は七割いるわけでございまして、そうしたものが、インフラが整っていけば更に、更にですね、そうした消費が持続する可能性も出てくるんだらうと。そうしたことも含めまして、生産性を引き上げ、経済の成長力を強化していくことが重要と考えております。

また、本年のラグビーワールドカップや来年の東京オリンピック・パラリンピックを好機として、その後の需要変動には留意をし、政策運営に万全を期しつつ、自律的な経済成長を確かなものとする中で、戦後最大のGDP六百兆円の実現に向けて着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 続いてお聞きしたいのが、アベノ

ミクスの三本の矢、新も出てきました、旧になるんですかね、旧三本の矢で、我々維新としましては、やっぱり三本目の矢のところですね、規制緩和、成長戦略、ここをやっぱり力を入れてやってほしいという思いがあります。

その中の一つとして、今日はライドシェアについて質問をしていきたいと思っています。

今、人口減少が進んでいて、高齢化が進んでいて、本間に、特に地方都市では、高齢者の皆さんの公共交通機関、こういったものの手配というのが本当に大変大きな課題であったりとか問題というふうになっています。

その地域の移動を担う交通手段ということで、いろいろ自治体も考え、国も考え、バス、まあ普通の通常のバスもあればデマンドバスもあって、タクシード、タクシーから乗り合いタクシーがあつて。その下の自家用有償旅客運送と、名前は市町村などが主体になって運営を委託してやるというような乗り合いがあつたりとかするわけですね。

私が今回非常に注目している、気になっているのが、一番下の道路運送法の許可、登録を要しないものというのがあるんです。ですから、これ、法律上の許可とか登録、こういったものが要らないんですけれども、これどういふことかといひますと、車に乗せてもらうわけですね。乗せてもらった場合に、実費はお支払をする。ガソリン代とか道路を通ったその費用とか駐車料金とか、プラス自発的な謝礼、これも支払うていいですよということになっているんですが、この自発的な謝礼というのが非常に分かりにくいなというふうに思っています。

この自発的な謝礼というのはどういったものなんでしょうか。

○国務大臣(石井啓一) 国土交通省におきましては、従来からの通達によりまして、運送行為の実施者の側から対価の支払を求めた、又は事前に対価の支払が合意されていたなどの事実がなく、

あくまでも自発的に謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とはみなされず、許可又は登録は不要であるとの考え方を示しているところであります。

さらに、昨年三月に、利用者が運転者に対して、ガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をウェブサイトで紹介するサービスが出ておりますけど、これに關しまして、謝礼の誘引の言葉を表示をし、又は謝礼の有無、金額によって利用者を評価すること等により謝礼の支払を促す場合、また、利用者に対し謝礼の決定をしなければガソリン代、道路通行料の決済ができない仕組みを提供する場合においては、自発的な謝礼の趣旨の支払とは言えず、許可又は登録を要することを確認しているところでございます。

○清水貴之君 次のパネルを御覧いただきたいんですが、自発的な謝礼って、国交省の方に話を聞いても、例えば、イメージとしては本間に、田舎などでもちょっと駅まで近所の方に送つてもらつて、じゃ、お礼でちょっと、ありがたうございましてとお渡しする、そういったものだということなんですけど、でも、実際、今大臣からも説明があつたとおり、今この東京の都心でも、携帯電話を使ってアプリを使ってそういうマッチングするサービスというのが実際に出てきています。

これ見ていただきたいんですけども、いわゆるこの緑の方、左の方ですが、ライドシェアと言われるものです。これは世界でもかなり普及をしているウーバー社などが有名ですけども、これは今、日本のこの法律では認められておりません。隣の、許可・登録不要、この青い方ですけれども、これが新しく今最近出てきております業態で、会社名ですとクルーという、そういったアプリでやつたりしていますけれども、これも、こつちは今の大官のお話にあつた通達の範囲であつたら認められるわけですね。中身がほぼほぼ一緒なわけですね。二種免許はどちらも不要です。運行管理も特に必要ありません、まあ飲酒をしているかどうかとかですね。車両の整備の管理とかもこ

れも必要ありません。事故起きたときの責任は、これはタクシー会社とかとは違って、会社じゃなくてもドライバー本人、乗せている本人が負います。で、一番だけ違うわけですね。有償なのか有償じゃないのか、実費プラス自発的な謝礼なのかという、ここだけが違うわけですね。

この左のライドシェアに關しては、やっぱりこの二種免許がないとか、運行管理がちゃんとしていないと、車両整備が曖昧だということなどで、これだつたらやっぱり危険があると、乗つているお客さんに対して危険があるからということとで、国交省は認めてこなかったんだということに思ふんですが、同じような形で運行して、同じですよ、もうやっていると、これは同じなだけで、実費プラス謝礼は渡していいですよという形で、実際にもうアプリで、この東京都内で自家用車が走っているわけですね。

これを認めてしまつていて、これ同じような形で併存していることが、併存、併存じゃないですけど、片方は認められていないわけですから。非常に曖昧な状態にあるんじゃないかというふうに思ふんですけれども、これについて、国交省、いかがでしょうか。

○政府参考人(奥田哲也君) お答え申し上げます。

このライドシェアというのはいわゆる有償運送でありますけれども、先ほど大臣から紹介のありました通達の中にこういった通達を制定した経緯がいろいろと書かれておるわけですけども、これは、平成二十九年六月九日に閣議決定をされた規制改革実施計画に基づきまして、自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であるということを確認しているところにあるような有償運送につきましては、そのような実態でございますので、タクシーと比較

しますと、二種免許がない、運行管理も行われない、車両管理も行われない、また保険も付保の義務がございません。タクシーの場合には、八千万円以上の対人ですね、保険を掛けるということとで義務付けたりしておりますので、そういった安全性の確保を図りながら有償の運送を行うということが道路運送法の大前提でございますので、このライドシェアはいわゆる白タクに該当するということとで認められないということでございます。

○清水貴之君 でも、同じ形のこのクルーなどが走っているわけですよ。運転しているのは普通の一般のドライバーですよ。同じ、今お話しされたことが全く認められていないわけですね、されてないわけですね。まあ有償じゃないという建前なんですけど、じゃ、自発的な謝礼って何なのかという話です。自発的な謝礼だつて、これ、本間にたまたま一回友達送つたという人もいるでしょうし、アルバイト感覚で空いている時間を使つてやつている方もこれもたくさんいらっしゃるというふうに思ふんですね。

としますと、一定程度のやつぱり収入があつたら、これはちゃんと確定申告しなければいけません。納税の義務も発生してきます。それが果たして本間に自発的な謝礼、職業であつたりアルバイトであるということにならないのかということところが非常に僕はグレーじゃないかと思ふんですが、この自発的な謝礼の扱い、これはどこに聞けばいいんですか。国税でいいんですかね。どのように入、収入としてきちんと把握するべきじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(並木裕君) お答え申し上げます。

御質問の登録不要運送の課税関係につきましては、事業ごとの個々の事実関係により課税関係が異なることから一概にお答えを申し上げられないことは御理解いただきたいと存じます。

その上で、一般論として申し上げますと、個人の方による自家用車を利用した登録不要運送による所得につきましては一般的には雑所得に区分されるものでございまして、この所得については、

一年間の総収入金額、すなわち、ガソリン代や道路通行料等の名目で受領する金銭あるいは自発的な謝礼として受領する金銭の合計額から必要経費を差し引いた後、残額がある場合には原則として確定申告が必要となるところでございます。

また、お尋ねのこうした所得の捕捉状況につきましては、現状、確たることは申し上げられませんが、支払調書制度など所得を捕捉する仕組みが十分でないことから、その捕捉が必ずしも容易でないものと考えておるところでございます。

そのような中、国税庁におきましては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集に努め、マイナンバーを活用して収集情報の名寄せ、突合を行い、必要があれば調査を行うなどして、適正、公平な課税の実現に努めているところであります。

さらに、加えて申し上げますと、こうした所得については、まずは納税者の方に自発的に、かつ適正に申告していただくことが基本でございますので、国税庁といたしましては、納税者に適切に申告していただけるよう、国税庁ホームページによる周知や、ブラットフォーム事業者や関係団体などから協力も得ながら、取引を行う方に注意喚起を実施すると。こういった取組を行うことなどをいたしまして、適正、公平な課税の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○清水貴之君 お言葉ですけど、やっぱりそれ为本当に、じゃ、収入を得た人が自ら申告するかといったら、よっぽど善意に取っているんじゃないかなというふうに思いますね。

だから、やっぱりこれ、間に、今回の場合、まあどっちもそうですけれども、間に会社ややっぱり入るわけですね。マッチングするんですから、携帯を使つてやるわけですから、そこでカードで決済、先ほどのね、それこそカードで決済をするわけですから、全部、つかもうと思えばどういってお金の流れかというのとは分るわけですよ。そういうのをちゃんとつかんだ上で、私はこれと言っているのは、ウーバーのライドシェア、こ

れ非常に業界団体も大反発をしています。国内でもまだまだなかなか危ないんじゃないかという意見が多いのも分かるんですが、これは、でも、新しい技術ですし、世界的に大変広がっているから、私は進めるべきだと思っているんです。

ならば、こういうグレーなところというのをきちんと整備をして、その法令、ルールを整えた上で、誰もが安心して使える形で広げていくべきじゃないかなというふうに思っているわけですね。

今の話でいったら、やっぱり自発的な謝礼で、これ年間百万だろうが二千万だろうが稼ぐ人だつてこれ出てくるわけですよ。そうしたら自発的な謝礼じゃないですよ。形は有償ですよ。でも、何にも運行管理もされていない、ドライバーも二種免許も要らない、その車が東京都内をいつぱい走ることになるわけですよ。それは、今国交省で通達でオーケーとなっているわけですから。こういうグレーな状態というのをやっぱり私は解消するべきだというふうに思っています。

こういう、これはあくまでライドシェアは一つの例なんですけれども、いろいろ技術革新が起きていて、新しいテクノロジーをどんどん導入していかないと、やっぱり日本としても置いていかれる、負けてしまうということになるんじゃないかと思ひます。

これ茂木大臣にお聞きしたいんですけども、未来投資会議ですね、これ第二十四回ですから、先月のその会議内において、このモビリティの話、こういう自動車とかの話について、これ、民間の議員ですけれども、フューチャーという会社のカネコ社長が、デジタル社会を前提にしていなかった法制度は実社会の進展に追い付いていないと、二十世紀のアーキテクチャーや成功体験をしたの二十世紀のアーキテクチャーが必要、中でもモビリティは第四次産業革命やササエティー五・〇の重要な鍵を握る分野の一つ、政府には早急な対応を求めるといふ発言がありまして、その後、茂木大臣なんです、これからの地方にとっても重要であると思ひし、来年には日本を訪れる

観光客は四千万人と言われている、海外でできることが日本にできないということはない、こういう状況はやはり改善をしていく必要があると思ひているという、大臣、発言をされておまして、こういうことに関して非常に前向きに捉えていらっしゃるんじゃないかと私は感じたんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 今御指摘いただきました新たなモビリティにつきましては、委員御指摘のとおり、三月七日の未来投資会議において議論を行いました。フューチャー、カナコではなくて金丸会長でありますけれど、当日の議論におきましては、地方を中心に交通手段の自動車依存が高い中で、タクシードライバー等の人手不足、これ深刻化しているわけでありまして。

自家用車を用いて提供する有償での旅客の運送については、利用者の視点に立つて、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要である。これに関連して、タクシ事業者と連携を図つてこのようなサービスを実現することは、自治体にとつて事業運営負担の軽減にもなり、また、利用者にとつても安全、安心なサービスを受けられるため、双方にメリットがある。このため、タクシ事業者が委託を受ける、あるいは実施主体に参画する場合については手続を簡素化する、容易化する、こういった法制度の整備を図るべきと。

また、タクシ事業につきましても、今、ITの活用と、こういったものが進んでおりまして、この余地が大きいと考えておりまして、例えばそれによって、相乗りの導入等によって利用者が低廉な料金で移動することを可能にする、こういったこともできるようになってくるんじゃないかと。

これは、地域の住民にとつても極めて重要であります、これから外国人観光客三千万、四千万という時代を迎えるわけでありまして、外国からの観光客の方にとつても、対象にすることが望ましいと、こういった議論が行われております。

か、この辺りというのは本当にもう技術がどんどん変わつていきますので、本当に対応できることというのとは本当に日々新しくなつて変わつてきていると思ひますね。こういうことに対しての積極的な対応、総理に是非お願いをしたいというふうに思ひます。

私の質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(石井みどり君) 関連質疑を許します。石井苗子君。

○石井苗子君 日本維新の会・希望の党の石井苗子です。

元号が令和となつて今日で四日を迎えました。国内……(発言する者あり) まだまだ、まだですか。なつていないです。令和と発表されてですね、今日で四日になりました。どうも間違えることが多いですね、済みません。

国内がお祝いのムードに包まれておりまして、令和という名前が、柔らかな響きの中にも凛とした薫りがあつて、国民の皆様も親しみを増してくると思ひますけれども、総理は、この令和、国民の皆様を受け止め方、どのように見えていらっしゃるのでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の元号につきましては、多くの方々に、多くの学識者、識者、有識者等、皆様の御意見によって、有識者会議の皆様はほぼ国書を典拠とすべきだという御意見がございまして、そして万葉集を典拠とするこの令和を推されたというふうに承知をしておりますが、まさにこれは、千二百年余り前の万葉集は、天皇、そして皇族から一般の庶民に至るまで多くの方々の歌を収めたものであり、そしてこの歌の中心におきまして、これは一人一人の日本人がそれぞれの花を大きく咲かせることができる日本でありたいとの願いを込めてこの令和と決定をさせていただいたところでございますが、国民の皆様方からも、大体、いろいろな調査によつても、好感を持って受け止めていただいたことを大

変うれしく思っているところでございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。

ちよつと平成と違うなと気が付いたところがありまして、令和が発表された翌日の新聞に候補となった六つの名前がずらつと発表された。しばらくすると、その考案者は万葉集の大家であるというようなことで、考案者に対してはマスコミがいろいろと取り上げて、これ、平成のときはもう少し情報の管理が厳しかったような気がするんですけども、この発表前と発表後で情報格差を感じていますが、総理は、これは好ましいことだと思つていらっしゃるか、あるいは仕方なかったかなと思つていらっしゃるか、どうでしょう、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 平成も今回も、新憲法、現行憲法後の戦後の改元ということになるわけですが、前回、平成に改元をされた、小淵当時の官房長官が発表されたときは、まさに天皇陛下の御崩御を受けて直ちに改元がなされたわけですが、発表され、その後すぐに改元がなされたのでございますが、今回の場合は一か月前に改元を発表させていただいたところでございます。

この違いもあるのかなと、こう考えているところですが、政府としては、考案者の氏名や令和以外の元号案等を公表することについては、考案者が氏名の秘匿を希望されていることに加えて、今般決定された新元号が他の案と比較して議論されることになり適当ではないと考えていることから公表を控えているところでございまして、今のこの報道状況についてはコメントを述べることは差し控えていただきたいと思います、このように思うところでございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。

私間違えちゃったんですけど、まだ時代は平成でございまして、四月の十日には在位三十年の今上天皇のお祝いもございまして、この平成と令和と、バランスを欠かないように両方がめでたいだきたい、両方の両立した祝典の形をお願いしたいと思ひます。

たいと思ひます。

ちよつと十連休についてお伺いしたいんですけども、祝日法が施行されてから初めてのことで、十連休というのは、年末年始に九連休というのがあったそうなんです、この五月の真ん中に十連休ということになりますと、ちよつと国民の皆様は、緊急のときはどうしたらいいんだろうか、行き付けの病院が開いているんだろうか、荷物も届けられなくなっちゃうんだろうかと、いろいろお聞きになりたいことがあると思うんですが、政府は万全を期しているという発表を書いておりますけれども、万全というのはどういう対策なんですか。国民の方は緊急の場合はどこで情報を手に入れたらいいのか、広報のことはちよつとお伺いします。

○政府参考人(嶋田裕光君) お答えいたします。政府におきましては、五月一日の御即位の日前後が長期の連休となることになりまして、国民生活に支障が生じることがないように、関係省庁連絡会議を開催するとともに、各省庁において地方公共団体や関係業界に協力を要請するなどの対応を進めておるところでございます。

先月の三月二十五日には、さきの臨時国会における法案審議の際に出されました、衆参の内閣委員会におかれてなされました附帯決議の項目に沿ひまして、これまでの政府の対応状況を分野別に取りまとめ公表させていただいたところでございます。まずこの中で、まずは各分野の所管省庁より経済団体、業界団体、地方公共団体等に対しまして、連休前後の必要な対応について、まず要請、依頼等を行ったところでございますが、単に要請するだけではございまして、継続してその実施状況とかの調査、あるいは業界団体等へのヒアリングとか意見公開を鋭意行っておりまして、御即位の日前後の連休に国民ごぞつて祝意を表する環境を整えられるよう努力をしておるところでございます。

あと、引き続き、取組を十分に進めまして対応に万全を期するとともに、連休前には再度進捗状況を更新して公表することにしておりまして、また、BS放送とかインターネット広報とか新聞広告、あるいは政府広報オンライン、ラジオ番組などを活用しまして、効果的な広報、周知に努めてまいりたいと思っております。

例え、行き付けの病院が開いていない場合は、区役所の、市庁舎の地下に緊急で診てもらえるところもありますので、大丈夫ですではなくて、それだけではなくて、国民の皆様がここはどうかというのかというのを手に入れられるような広報の形を考えていただきたいと思います。

持ちに寄り添った原発災害からの復興が進んでいるのか、特に風評被害の解決について、この対策を真剣に取り組んでいらっしゃるかどうかということについて御質問いたします。(資料提示)

○石井苗子君 是非きめ細かくお願いしたいと思ひます。

この大熊町のグリーンと黄色のところは町面積の四〇%、そこに帰還住民五百人と東電の職員の方九百人を呼び戻す計画です。現時点で、町の調査では、戻らないと答えていらっしゃる方が六〇%、戻りたいとおっしゃっている方が一〇%です。その避難指示解除計画というのは、この一〇%の戻りたい方が戻れるように要件を満たすという計画でございまして、この要件とは、まず空間線量率年間二十ミリシーベルト以下であること、除染が完了していること、生活のインフラが整っていることということで、最後に県と市町村と住民との協議で決まります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々、この与党が政権に復帰した原点はまさに東北の復興を加速させていくということでございます、特に原子力災害の被害に遭った福島県の復興は、他の県と比べても、災害被災県と比べても復興が遅れていたわけでございます、福島県の復興なくして東北の復興なし、そして東北の復興なくして日本の再生なしとの考え方を今後貫いていきたいと、このように考えております。

問題なのは、この避難指示解除の計画と一つ計画がございまして、福島県内にある汚染された土、汚染土と言いますが、これをトラックが町中を走って運び、パネルの右側にあります黄色いところの敷地、右側の黄色いところの敷地である中間貯蔵施設内に運び込みまして、その汚染土にピニールをかぶせて三十年間置いて放射能を半減し、土壌を再利用できるまでに戻していくという長期的な計画があります。これが一方でありまして、この二つの計画が住民の皆様への暮らしの安全を守るためにリンクして作られていないというのが問題です。

○石井苗子君 ありがとうございます。

それでは、福島県の中間貯蔵施設の計画についてお伺いをいたします。

平成二十九年東日本大震災復興特別会計歳出額二兆一千八百七十五億円のうち、原子力災害復興関連経費は七千五百十三億円となっております。これだけの税金を使つてここまで住民の皆様のお気

避難指示解除をして、一方では搬入トラックがこの汚染土を積んで走っているという、こういう環境に問題ないかということですね。汚染土の搬入計画というのは少し遅れがみでありますので、今後は現在の二倍の台数の十トントラックが三台ユニットとして一時間に二百台のトラックが道を走るということで、渋滞を起こす可能性もある中で、果たして町の人は安全な暮らしが担保されているでしょうかということなんです。

住民にとって何が一番不安であるかという点に立って、二つの計画がリンクしていないというのは問題であると思うのですが、いかがでしょうか。本来なら、汚染土のトラックの台数が少なくなってくるにつれとか、あるいは汚染土の搬入が完全に終わってからと、これから避難指示解除がなされるという順番ではないかと思うんですが、これがリンクしていない、ばらばらに計画が進んでいるということになっています。

住民にとっては汚染された土が運び込まれていくところに戻っていくということが安全なのかどうかという点について、まず、環境大臣の前に、総理はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この後、必要があれば大臣から、環境大臣からも答弁させますが、この三十年以内県外最終処分という方針、あつ、済みません、失礼しました、必要があれば経産大臣から詳細は答弁させますが、大熊町の避難指示解除については、これまでに解除された他の町や地域と同様に、原子力災害対策本部が定めた基準に基づき、自治体や住民の皆さんとも十分に協議しながら進めています。そして、今般、町内の一部地域について、福島県大熊町と協議の結果、四月十日に避難指示を解除する方向となったところでございます。

今後とも、戻りたいと願う住民の皆さんが一日も早く故郷に帰還できるよう、政府一丸となって取り組んでまいります。

その上で、御指摘の中間貯蔵施設への除去土壌

の搬入については、福島県や大熊町、双葉町の御意見も十分にこれ伺った上で、飛散、流出を防止するため運搬車両の荷台をシートで覆います。また、輸送路において放射線モニタリングを実施をします。そうしたことを行うなど、住民の皆さんの安全、安心の確保に最大限配慮しつつ取り組んでいるところでございまして、いわれなき風評によつて多くの方々が不安となることのないよう、こうした取組にしっかりと情報発信をしていくことが重要と考えています。

今般の避難指示解除に当たっても、引き続き、大熊町とも相談しながら、様々な形で周知徹底を行っていくと、このように考えております。

○国務大臣(原田義昭君) 今委員がお話しになったところ、ただいま総理がおおむね答えられましたけど、少し付け加えたいと思いますけれども、お話しのように、ちょうど今の時点で、避難指示が解除されて住民が自分の地元に戻っていくという部分と、そしてまた、除去土壌を中間貯蔵施設に運び込むというこの二つのあれが、いかにもばらばらなようでありませうけれども、これは決してそうではありません、それぞれプロパーな目的を持っていくものでありますから、一つずつそれを進めていくということが大事であらうと思っております。しかし、あくまでもこの住民の不安、それに対してきつちり応えていかなきゃいけないということでもあります。

環境省としては、大熊町、双葉町の中間貯蔵施設の除去土壌の搬入においては安全対策に万全を期すということを心掛けなきゃいけないと思っております。

ただいま総理からもお答えになられましたけど、具体的な対策としては、袋詰めにした土壌を車両に積載し荷台をシートで覆うことによる飛散、流出の防止、輸送路における放射線モニタリングの実施による住民の安全、安心の確保、GPSを用いたそのトラックの位置情報、走行状況のリアルタイムでの監視、ドライバの教育、研修、こういうものをしっかりと実施していくことが

必要である。

また、これらの取組につきまして……

○委員長(石井みどり君) 答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣(原田義昭君) 福島県、大熊町、双葉町、環境省が設置した中間貯蔵施設環境安全委員会において、委員である両町の住民代表等からしっかりと意見を聞きながら、まずは安全に最大限考慮しながらこれを進めていくということを私も心掛けておるところであります。

○石井苗子君 環境大臣にお聞きしたかったことは、今後は、先ほど言いましたように一時間にダンブカーが二百台通る予定でございまして、渋滞になれば汚染土を積んだまま止まっていることにもなります。新しいスマートインターチェンジができたそうですが、もし今後帰還促進を進めていくとなると、住民の近く、住居の近くを通るということになります。どういう方法で搬入トラックの走るルートを決めていらっしゃるかと、これを、ルートをお聞きしたかったんですけれども。

○国務大臣(原田義昭君) 非常にどのルートを通るかというのは住民にとっても大事なことであります。

除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送ルートにつきましては、福島県、関係市町村、道路管理者等の関係機関から構成されます連絡調整会議において調整の上、決定しております。その際、各市町村の意向は最大限尊重するということになっております。このような意見を踏まえれば、例えば四月十日に避難指示が解除される大熊町大川原地区については今年度からは原則輸送ルートとしては活用しない、こういうふうにも考えているところでもあります。

環境省としては、引き続き安全を第一に、地域の状況や地元の意向を踏まえ、除去土壌等の輸送を進めてまいりたい、こう思っております。

○石井苗子君 私がレクを受けたときに、もう少し迂回して別な道路を通って、六号線を通らない

ようにするというようなルートを考えているということをお聞きしておりますが、次の質問に行きます。

先ほど風評被害と申しましたが、やはりこのモニタリングについてお伺いしたいんですけれども、風評被害、リスクコミュニケーションという言葉があるんですけど、これは、不適切な不安材料をつくり出さないためにするコミュニケーションをリスクコミュニケーションと申します。ですから、線量のモニタリングですけれども、風評被害を払拭するためには、このリスクコミュニケーションの能力にたてなければならぬと思います。単に科学的なデータを示して、これが正確だと言ったか、この技術は素晴らしいんだということを出して幾ら安全だと説明しても、それを信じてもらえないことには風評被害というのは払拭できないわけです。

こういった、今質問させていただいたようなところに帰っていても大丈夫なんだというようなことなんです、私が支援活動しております富岡町の保健師の方に伺いましたが、政府が発表している放射線量のデータが信用できないという声があるんだということでした。これが依然として帰還してくる人を促さない理由になっている。これは、中には外国の人の観察データと違うじゃないかというような声が上がってきたり、比較すると高い線量になっているからこれは不安材料じゃないかというようなことがあつて、政府のデータがあつて、一方で、まあ外国のデータでもいいんですが、統一されていないものがあるという、ここに問題が存在していると思うんですね。

この観察データを信用していない人が一定程度いるということを、総理、政府としては把握をしております。どうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 放射線の健康影響に関する不安を払拭するためには、放射線などの正確な理解を浸透させることが重要と考えています。

そのため、政府としては、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略を策定をしまして、正確な情報発信に努めるとともに、住民の方々を身近で支える自治体の相談員に対して研修や専門家の派遣などの技術的支援を実施をしましてまいりました。

そして、御指摘のモニタリングについても、例えば海洋モニタリングでは、既に国際原子力機関の専門家と共同して測定、分析を実施し、結果についてこれ評価を受けています。その他のモニタリングについては、機械により測定された放射線量を更に第三者による検証などを行う例は国際的にも政府としては承知をしておりますが、モニタリング結果についての情報発信を積極的に行うことで、住民の皆さんの信頼確保に努めていきたいと思っております。

引き続き、住民の方々が地元においてしっかりとした安心感が持てるよう、双方向のきめ細やかなリスクコミュニケーションの取組を進めてまいりたいと思います。

○石井苗子君 私もそのとおりだと思えます。行って住民の信頼を得るというのがとても大変で、これは、私は政府のモニタリングの方法や中身に問題があると言っているのではなく、やり方というところに提案をしているわけでございます。こうした情報に町の人が振り回されるということが問題でありまして、政府は情報統制ですか、を行っていらっしゃるんじゃないかというふうな、こういう風評被害を払拭するためにどうしたらいいかということなんです。

本気になって風評被害を解決していこう、新しい時代をつくっていこうと思うのなら、政府の観察データに不信感が拭えない人というのがいる中でどうしていくかと。その政府の公正さとか適正化というのをどういうふうにやっていくかと思っているのかということを示すという態度が必要なんじゃないか。新しいモニタリングの方法が必要かと思えます。

最後になりましたけれども、総理にお伺いします。

例えば、私、行っていることなんですけれども、例えば、これからですよ、今までやってきたことに、政府の中身に問題があると言っているのではなくて、これから同じ機械で同じ機材で同じ場所、その海外からの専門家の観察チームと日本のチームと一緒に測っているところを国民の皆さんに見せる、それをデータとして一般公開して報道する、こういったことで、ああ、同じところと同じもののデータを測っているんだというのを見せるということでもリスクコミュニケーションに工夫をしていくという在り方、これ提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かにおっしゃる通りでありまして、今申し上げましたように、大変真面目にしっかりとやっておりまして、そして、機械で測定し、それをそのまま公表させていただいております。

そして、先ほどもちよつと触れたんですが、例えば、既にこの国際原子力機関の専門家と共同して測定をし、分析をし、結果について、国際原子力機関、また国際的にも評価を得ているんですが、そのことを知っていただけないというの、多くの方が御存じないのも事実でありますから、そうしたことを、いかにちゃんとやっているんだということを知っていただくための工夫も、今いただいた御意見なども踏まえながら、よく検討し努力をしていきたいと、このように考えております。

○石井苗子君 日本維新の会は、さんざん申ししておりますけれども、議員が歳費を削って被災地に義援金を持っていております。これからは国を挙げて、被災した方に今までは違うリスクコミュニケーションで風評被害を拭いていく工夫をしていただきたいと申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。ありがとうございます。

す。

下関北九州道路構想をめぐる塚田国土交通副大臣発言について、西日本新聞の四月二日の夕刊をパネルにいたしました。(資料提示) 御覧のとおり、「安倍・麻生氏の意向付度 利益誘導認め」と。地の記事には、塚田さんが、私は物分がりがいい、すぐそんなくすると話した、さらに、私は筋金入りの麻生派だとも強調したと。次は昨日の朝刊ですけれども、福岡県知事選は自民党分裂の選挙です。塚田副大臣が麻生派候補の集会で必勝鉢巻を締めて演説をしておられるという写真ですね。副大臣は昨日から、事実と異なる発言などと釈明をしますが、丸ごと否定するには、これ余りにもリアルな発言です。

主な発言内容をお手元にもお配りをしましたけれども、かわいいい弟分の大家参議院議員の要請があり、おやじ、つまり麻生副総理の顔が浮かんで応援に来た。大家さんが、私が逆らえない吉田自民党参議院幹事長と一緒に、地元の要望があると副大臣室に来たなど、参議院自民党の機嫌を少しばかり知る人なら、さもありなんというところだと思えます。吉田幹事長が、塚田、分かっているなと言ったかどうかは、副大臣室にいた人間だけが知るところですけれども。

今回の話の核心は、この事業を再スタートすると、そのために新年度で国直轄の調査計画に引き上げた、それは総理の地盤下関と麻生副総理の地元北九州の道路計画だからという部分なんです。これ、塚田副大臣、そこは正直なお話なんじゃないですか。

○副大臣(塚田一郎君) 四月一日、福岡県の会合におきまして、下関北九州道路にめぐる発言、私が事実と違う発言をしましたことよって大変な御迷惑をお掛けしました。改めて撤回をし、謝罪を申し上げます。本日に申し訳ございませんでした。

本件事業につきましては、関門トンネル、関門橋は慢性的な渋滞が発生しており、また、平成三十年七月豪雨では、関門橋から続く高速道路が四

日間通行止めになるなどの状況がございました。こうした状況の中で、下関北九州道路は、道路ネットワーク上大変重要な高い事業だということとで今回の形になったというふうに理解をしております。

○仁比聡平君 何だか言い方を変えてこられたようなんですけれども、関門橋はこれ設計交通量の半分以上しか通行していないんですよ。なのに二千億円、あるいは二千七百億円とも言われる事業費を掛けてもう一本橋を架けるのかと。NEXCO西日本は、トンネルも橋も阪神・淡路大震災並みの地震に十分耐える、健全で安全に使える、関門橋はあと百年使用も夢ではないというふうに言っている。不要不急の上、採算が取れる見通しはない。結局、国民にその負担がツケ回されるということになるわけですね。

このパネルは二〇〇八年の時点で国土交通省が提出をしていた資料です。私が、十一年前、この委員会室でこうして質問をさせていただいたときのものなんですけれども、下関北九州道路、いわゆる第二関門橋計画というのは、政府がかつて進めた全国六つの長大架橋海峡横断プロジェクトの一つです。東京湾口、伊勢湾、紀淡海峡、豊予海峡、そして島原・天草・長島ですね。

道路特定財源を聖域化して採算を度外視したこの構想に猛反対が起こりまして、私も委員会で取り上げて、二〇〇八年三月に中止するということになりました。そのとき、当時の冬寒国土交通大臣は、今後調査は行わない、格上げするときは国会に諮ると力んで繰り返し答弁されました。私の質問に対しては、一本一本法案にして国会に諮るとまで言われたんですよ。ところが、それを復活させたのが第二次安倍政権です。

今日、午前中の小川議員の質問に、総理は、総理大臣でございますから、当然そういう要望をすることはないとおっしゃいましたけれども、それは本当でしょうか。

私の手元に、平成二十八年三月三十一日付けの石井国土交通大臣宛ての下関北九州道路の早期実

現に向けての要望書というのがございます。これは閣門会という名前を出されていますけれども、その筆頭に安倍総理のお名前があるんですよ。

これ、冒頭部分読みますが、閣門会は、閣門すなわち下関、北九州にゆかりのある自民党、公明党国会議員の有志によって結成された会である。去る二月二十四日、安倍総理を囲み懇談会を開催させていただいたところ、その際、第二閣門橋の早期建設促進の件が話題となり、閣門会の総意として要請活動を行うこととなった。下関北九州道路の早期実現を図ること、具体的な検討を進め、調査を実施するとともに、これらに必要な予算を確保すること。

安倍総理が総理大臣なのに国土交通大臣に要望するというのは、これは異様な話でしょう。こうやってそんなくさせてきたんじゃないですか。大体、総理がこんなところに名前を連ねていいんですか。総理自身が加わった、まさに安倍・麻生道路ではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この閣門会というのは、今趣旨を読んでいたように、親睦会でございます。私自身、そういう要望書が出されたというところは、実は今拝見するまで知らなかったでございますが、メンバーではございますが、いずれにいたしましても、例えば、私が総理大臣としてそこに名前を載せているのではなくて、閣門会のメンバーの名前が載っているということだけなんだろうと、こう思うわけでございまして、そもそも、私は陳情する立場には、総理大臣として陳情する立場にはそもそもないわけでございまして。

○仁比聡平君 御存じなかったということで、びっくりしましたけれども。次回のこの委員会までにお調べいただいて、確認をいただきたいと思えます。委員長 よろしくお願いたします。

○委員長(石井みどり君) 後刻理事会において協議いたします。

○仁比聡平君 安倍総理が総理大臣ということ

を知らない人はいないわけですよ。実際、去年の十月二十五日に、総理官邸で吉田幹事長と大家参議院議員と会談をしていらつしやいます。そこで、早期建設に向けた活動にしっかり取り組むようにと整備に意欲を見せたというのが西日本新聞の十月二十六日付けの記事なんです。これは、そんなくというより、あからさまな指示なんじゃないですか。

麻生大臣にお尋ねいたしますが、先ほど下北道路は余り詳しくない、今選挙区じゃないものですからとおっしゃいましたが、平成二十八年の十二月以来、六度にわたる、一番最新は先月のものですけれども、政府に対する早期実現の要望書に下関北九州道路整備促進期成同盟会の顧問として名前を連ねておられるんじゃないですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 正直、地元のそういうものには名前がよく載つたかというの、その他の、ほかにも、これに限らずいろいろ、地元選出の国会議員としては出ているんだと思えます。

○仁比聡平君 いや、自民党というのはそういうところなんだと、ここから声が上がっていますけれども、そういう中で、利益誘導そのものという自民党の選挙の実態というのが図らずもあからさまになっているわけですね。今回の副大臣の発言は、そうしたいきさつの中で飛び出したもので

す。大体、夏、昨年八月の概算要求に今度の国直轄の調査というのはなかったんですよ。この件について、まだ予算が成立する前の三月の十九日に、県知事選挙の告示前、二日前ですよ、この日に石井国土交通大臣が福岡、山口両県の知事に伝えた。先ほどのとおりですが、十一年前の冬柴大臣のことを思い出しますと、いや、公明党も変わったものだと思います。まさに政治家へのそんなく、政治路線なんじゃないですか。

私は、四千万円を費やす国直轄調査はやめて、第二閣門橋構想、下北道路構想というのは直ちに断念すべきだと思います。副大臣を罷免すること

は当然だと思いますが、総理、いかがですか。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 発言の詳細は承知をしておりますが、本人も事実と異なる発言と認めておりまして、そうした発言をしたことは問題であります。

既に本人から撤回し、謝罪したところと承知をしておりますが、まずは本人からしっかりと説明をすべきであり、そのことを肝に銘じて職責を果たしてもらいたいと考えております。

○仁比聡平君 復活の理由も中止される前のときとまるで変わらないうわけですよ。御自身の関与も、それからむき出しの今回の副大臣の利益誘導発言も容認をするというんだつたら、もう安倍政権が予算を私物化していると言わざるを得ないではありませんか。

この計画は断念として断念をせよと強く求めて、質問を終わります。

○委員長(石井みどり君) 関連質疑を許します。吉良よし子君。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。この間、低賃金で劣悪な条件で働かされている技能実習生を始め、外国人労働者の問題が社会問題化しています。その中で、外国人留学生の深刻な問題も浮上しております。留学とは名ばかりで、日本に出稼ぎに来たいというアジアの若者の受入れ窓口として日本の大学や日本語学校が機能している、その留学生が大量に所在不明となっている問題です。今日は、まずこの問題、特に三年間で約千四百人もの留学生が所在不明となった東京福祉大の問題を取り上げます。

東京福祉大で大量の所在不明の留学生が出てきた背景、これにはこの大学が異常なほど大量の留学生を受け入れてきた実態があります。このパネルを御覧いただきたいと思えます。(資料提示)当初は三百人程度だった留学生の数が、二〇一八年で五千三百三十三人と急増しているわけです。しかも、この留学生は、ほとんどが非正規の学生、研究生という名の、法律による定員の定めもない、そういう非正規の学生であり、青天井で受入

れ拡大ができていたと、で、一人当たり約六十万円の授業料も取っていたと。

一方、この非正規学生に対する教育研究体制は極めてお粗末であり、報道によりますと、キャンパスの外の銭湯の二階、アパートの一室などを教室の代わりにしていたという、驚くほど大量の数の留学生受入れをしながら、その教育体制にはほとんど責任を負っていない。さらに、連絡が取れなくなった留学生も多数生じていたにもかかわらず、放置状態が続いていたというわけです。こうした実態を見ますと、東京福祉大で行われていたということは、留学生を大量に受け入れて、それにより莫大な入学金や授業料収入を得ることが目的の留学生ビジネスではないかと疑われるわけですが、文科大臣、この件いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 東京福祉大学においては、所在不明とも思われる除籍者が多く発生するなど、在籍管理に懸念があるほか、履修科目数や出席率を考慮すると、法務省令で定める在留資格の基準である週十時間の聴講時間を確保できない、できていない学生が存在する可能性があり、また、名目上、大学の正規課程の研修生、科目等履修生として受け入れているものの、実質的には、日本語能力が足りず大学に進学できない留学生のための予備課程となっている懸念があると考

えられます。このため、文部科学省では、留学生の適正な受入れが行われているのか、学習環境が適切に提供されているのかなどの観点から、法務省東京入国管理局と連携し、先日、実地調査を行ったところ

です。特に、今委員が御指摘の悪質な留学生ビジネスとなっているとすれば、これはまさにゆゆしき問題でありまして、文部科学省としては、法務省と連携し、引き続き徹底した調査を行うとともに、精査をし、必要な改善指導を行ってまいります。

○吉良よし子君 まさに悪質な留学生ビジネスの疑いもあると、懸念もあるという話でしたけれど

も、まさに東京福祉大の事例というのは、日本で学びたい、若しくは働きたいという留学生をもうけの対象とする留学生ビジネスというあしき事例だということだと思ふんです。

ちなみに、ある裁判資料によりますと、この東京福祉大の創設者であり元理事長である中島恒雄氏という方が、二〇一一年の九月に同大学の経営学部運営会議の中でこういう発言をしているわけです。留学生の受入れ拡大について、四年間上手にやりやあ、今の勝手な試算だけど、百二十億入るって、どうだ、すごいだろう、このアイデアは、そして、がばちよ、がばちよなど、留学生をもうけの対象とするという発言を行っている。

これだけでも問題だと思ふわけですが、それに従って留学生も増えていくわけですが、その発言している元理事長の中島氏は、二〇〇八年六月に強制わいせつ罪で実刑判決を受けて収監された人物なんです。それは、私立学校法第三十八条第八項における役員としての欠格事由に該当するわけです。その中島氏が服役後の二〇一一年に学校運営に係る会議に出席して発言して、その発言どおりに留学生受入れが拡大をされた。これは大問題だと、中島氏が学校経営に関与しているということであり、大問題だと思ふんですが、文科大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦) 平成二十二年に実刑判決を受けた元理事長につきまして、この東京福祉大学を設置する学校法人は、文部科学省に対して、以後、元理事長を法人の経営、教育へ関与させないという旨をホームページでも公表しております。

しかしながら、平成三十一年度に入ってから、元理事長が東京福祉大学の運営や教育に関与していると思われる情報が複数寄せられたことから、学校法人に元理事長の関与の状況について報告を求めたところ、元理事長が、例えば、教員研修会の講師として複数回にわたり講義しているというような回答もありました。

このため、平成三十一年度の私立大学等経常費補助金を五〇％カットしたところでございます。

○吉良よし子君 つまり、この中島氏が経営に関与していた事実があるのは間違いなく、実際、その発言のとおり留学生拡大が行われ、その留学生ビジネスが行われていたということなわけですね。

実は、問題は中島氏だけではないわけですね。この重大な問題を抱える東京福祉大学を運営する学校法人の理事に安倍政権の副大臣が就任していた。あきもと司環境省副大臣兼内閣副大臣であります。あきもと司副大臣は、二〇一四年に東京福祉大学を運営する学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事に就任して、先日、留学生所在不明問題がマスコミで報道された直後の今年三月十八日に理事を辞めたということです。

また、二〇一七年に国交副大臣に就任して以降は学園からは報酬は受け取っていないとマスコミ等に答えているわけですが、じゃ、それまでの間には理事として幾ら報酬を受け取っていたのか。また、元理事長の中島氏からの政治献金もあったということですが、その献金の額についても併せてお答えいただきたいと思ふます。

○副大臣(あきもと司君) お答えします。環境副大臣としては所管外でございますけれども、せっかくの御質問なので幾つかお答えをさせていただきます。

まず、私自身がこの学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事に就任したのが、今御指摘のとおり、二〇一四年四月から二〇一七年の七月までであります。そして、理事報酬を、この間は御指摘のよう

に理事報酬を得ておりましたけれども、副大臣に就任したこともありまして、就任直後からはもう既に理事報酬も辞退し、また理事会への出席、また理事活動というのは一切停止をさせていただいたというところでございます。

うに、そのもう当時の学校関係者じゃなくなった中島さん個人からは、多分陣中見舞いという形で選挙直前に政治献金という形で資金提供があったことは事実だと思ふます。

理事の報酬につきましては、大体月九万六千円程度だったと思ふます。

○吉良よし子君 理事報酬というのは月九万六千円程度であり、またその献金、収支報告書によると五十万円ほど中島氏から受け取っていたということですが、単純に計算すると、理事報酬だけで、九万四掛ける十二か月掛けるおよそ三年ということ、大体三百万円以上の報酬をいただいていたということになると思ふんですが、それよろしいでしょうか。

○副大臣(あきもと司君) 理事報酬としてはそのとおりだと思ふます。

○吉良よし子君 総額三百万円以上、理事として学園から報酬を受け取っていた事実があったということですね。

そもそも、じゃ、なぜ、あきもと副大臣はこの学園の理事を引き受けたのか、学園とどういうつながりがあったのか、その点もお答えください。

○副大臣(あきもと司君) 学園との直接の関係につきましては、私が、多分、参議院選挙が終わった後、浪人中に時間があつたもので、自分の経験をどこか大学で生かせないかという、そういったことを私の友人から声を掛けていただきまして、客員教授として、そしてまた非常勤講師として経済学部と政治学の授業を一年間受け持たせていただいたというのが学園との直接の関係であります。

その後、衆議院選挙を経て、私も政治活動、すなわち現職として国政に復帰したものでありますから同学園は辞めさせていただいたわけでありまして、私が直接そういった授業をやらせていただくという機会をいただいたということもございまして、そこでの現場経験もあるから、その後、ただ学校を去るだけじゃなくて理事としてひとつ受けてくれないかという御相談がありました。

ので、まあ、私は非常勤であるならば私のできる範囲でのアドバイス活動はいたしましょうということの中で理事を受けさせていただいたというのが事実であります。

○吉良よし子君 客員教授だったことがそもそもきつかけだったということですが、先日、しんぶん赤旗の日報紙の取材に答えて、理事を拝命した理由として、大学の理念に賛同して理事を拝命していたがと、そういう発言もされていた。ということは、あなたは理事として東京福祉大学の留学生ビジネスに賛同していたと、そういうことになるのでしょうか、いかがでしょうか。

○副大臣(あきもと司君) お答えしますけれども、私は確かに理事としての立場はありましたが、私も、その東京福祉大学が経営を行う際に、その外国人留学生をそこまで拡大をしている云々は、実は私のところには理事会も通じて報告がなかったものでありますから、実際、この福祉大学がその留学生に対する拡大を何かするということについては、私は直接知り得る立場じゃなかった。というのが事実であります。

○吉良よし子君 いや、直接知らなかったとおっしゃいますけど、実は、このあきもと副大臣が報酬を受け取って理事していた二〇一四年から一七年の間にも留学生が急増している時期なんですよ。まさに重なっているんです。しかも、あきもと副大臣のホームページ見ますと、その掲載されている選挙時の法定ビラの決意というところで、全産業に共通する問題として人手不足が深刻化しています、今後は外国人労働者に対する雇用の拡大を図るべく、留学生や就学生に対しても門戸を広げ雇用機会の拡大を図ることが必要であると、そういう決意を述べられているわけですね。

外国人労働者の雇用拡大のために留学生への門戸を広げる、つまり東京福祉大で行われている名ばかりの留学生増やしていく、そしてその先で労働者として活用するということとまさに同じ考えにつながるのがじゃないかと思ふわけですが、その点いかがですか。

○副大臣(あきもと司君) お答えします。

私自身が、政治活動の思いとして、外国人労働者に対する雇用の問題であるとか、就学生、留学生に対する思いはあるのは事実であります。それは、私も自分がこれまでの各選挙等で訴えてきたことでございますけれども、それとこの東京福祉大学が今日に行っていることは別問題でございまして、私自身が、東京福祉大学の例えは理事会等にこういってやるべきであるとか、そして大学からこのようなビジネスをすることに対する報告があつてそれを私が後押ししたというところは一切ございません。

○吉良よし子君 後押ししたことはないかもしれませんが、もしかしたらね、でも、知らなかったとか関心がなかったと言ふには余りに不自然じゃないですか。何しろその決意の中で述べられている、留学生に門戸を開こうと、外国人労働者の雇用拡大のためにと言っていることと東京福祉大学で起きていることはほぼ一致するわけなんですよ。だから、それを知らないとか関心なかったとか言ふのは余りに不自然だと言わざるを得ないと思うんです。

総理に伺いたいと思うんです。この留学生をもうけの対象としている留学生ビジネスを進めていた東京福祉大学に、安倍内閣の副大臣がもししたら学園の考え方に強く賛同して理事に就任していたかもしれない。とするならば、現時点で理事を辞めているからといってそれで済む問題ではないと思うんですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政治家一人一人の、一人一人の政治家は、内閣、与党、野党を問わず、その活動について何らかの指摘を受ければ、国民の信頼が得られるよう、常に自ら襟を正し、説明責任を果たしていくべきであらうと、その上で与えられた職責をしっかりと全うしてもらいたいと思います。

○吉良よし子君 何言っているか分からないんですよけれども、安倍内閣の副大臣がこういう留学生

ビジネスをやっていたその東京福祉大学の理事であつたということ、しかもその理念に賛同していたかもしれないということとは問題ではないかと聞いているんですが、その点はいかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおりでございます。まさに、一人一人の政治家は、内閣、与党、野党を問わず、その活動について何らかの指摘を受ければ、国民の皆様から信頼を得られるように、常に自ら襟を正し、説明責任を果たしていくべきであらうと、その上で与えられた職責をしっかりと全うしてもらいたいと考えております。

○吉良よし子君 あきもと副大臣が、私、説明責任を果たしているとは到底思えないんですね。不自然なところが多過ぎるわけですから、それは職責果たしているとは到底言えないと思うんです。それと同時に、やはりこの問題というのは、あきもと副大臣だけの問題ではないということも指摘しておきたいと思うんです。

この間、自民党は、国際人材議員連盟というものをつくっています。これは二〇一六年に解散はしているんですけど、その前身である自民党がつくった外国人材交流推進連盟というところが二〇〇八年に日本型移民政策の提言というものを発表し、その中で留学生三十万人の受入れを早期達成と提案した。その直後、同じ二〇〇八年に留学生三十万人計画が閣議決定をされた。そして、その十年後の二〇一八年には留学生の数は二十九万八千九百八十人と、この計画はほぼ達成したところに来ていたわけなんですけれども、その裏で、今御紹介したような、東京福祉大のような悪質な留学生ビジネスが横行していたわけなんです。東京福祉大だけじゃないと、日本語学校などでも、留学生からバスポートを取り上げて派遣バイトに従事させたような問題なども様々発覚しているわけです。

つまり、こうした留学生三十万人計画がこのような留学生ビジネスとか人材ビジネスの温床になつていたということだと思いませんか。総理、

いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 東京福祉大学の問題については、現在、文部科学省と法務省が共同で実地調査を行うなど、実態の早期解明に向けて取り組んでおりますが、就学目的の確認もせず、多くの所在不明者が発生するようなら、厳正に對管理が行われていた事実が判明すれば、厳正に對処していく必要があると考えています。

さらに、この事案に限らず、今後の制度悪用の防止策などを強化するため、関係省庁において緊急に対応策を取りまとめ、再発防止の徹底に万全を期すこととしたいと、このように考えております。

○吉良よし子君 こうした問題は、政府が留学生三十万人と数字を高々と掲げた下で起きている問題なわけですよ。

東京福祉大学側は、当初、国策に沿っているんだと開き直る発言もしているわけです。まさに、そういう国策がこうした留学生ビジネスの温床となつているというのは事実としてある。その背景には、やはり留学生をも安価な労働力として使おうという政府や与党の狙いまで見えてくるわけです。

この間、四月から特定技能の受入れも始まったわけですけども、昨年末の国会で指摘された多くの問題、解決していませんし、法務省が公表した外国人技能実習生の失踪事案について、死亡事例、把握できなかったという話もあります。不法就労、ブローカーの暗躍など数々の問題を放置したまま外国人労働者や留学生の数だけを増やそうという安倍政権の姿勢そのものが問題だということと強く指摘して、次に移りたいと思います。

続いて、私は国民健康保険について取り上げます。この間、我が党は、国保料、国保税、この負担が重くなつていくことを何回も国会で取り上げ、その値下げを求めてまいりました。この高過ぎる負担増の下で、今、国保料、国保税が払えないという事態が広がっております。

そこで、厚労省、数を確認いたします。国保の滞納世帯数、それが全加入世帯に占める割合、そして滞納によつて正規の保険証でなくなっている世帯、短期保険証、資格証明書の世帯数、それぞれお答えください。

○政府参考人(梶見英樹君) お答えいたします。まず、滞納世帯数でございます。平成二十八年

度における国保の滞納世帯数は二百八十九万世帯、全世帯数に占める割合は約一五・三％というふうになつております。ただ、これはここ数年減少傾向にございます。

それから、もう一つのお尋ねでございます。資料で書きだしております短期証、資格証ということになりましたけれども、まず国民健康保険の短期被保険者証、いわゆる短期証につきましては、平成二十八年度における交付世帯数は約八十二万世帯です。

それから、資格証の方。恐縮です、一言。この資料で医療費の全額が自己負担となると書いてあるんですが、これは事後に償還払いで保険給付が行われて、結果的に三割負担にできる仕組みですので、ちよつと誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、この交付世帯数は約十八万世帯でございます。

以上です。

○吉良よし子君 短期証は八十二万世帯で資格証が十八万世帯という数字でした。数字だけをお答えいただきたいと思うんですけども。

まず、滞納世帯数が全加入世帯のうちの五・三％に上つている、本当にこれがもう重い負担になつていくことを示していると思うんです。

この国保加入者というのは、年金生活者若しくは非正規雇用労働者などの低収入世帯なわけですよ。真面目に皆さん何とかやりくりしながら支払っているわけですけど、一たび失業とか病気とか何かがあつたら、払いたくても払えない状況にすぐに陥つてしまふ、そういう状況なんだということですよ。

そして、その滞納世帯に交付されている短期

証、資格証、これ、パネルを御用意しました。短期証というのは、有効期間が一月から六か月と、通常の保険証から比べて極めて低いものになります。そして、資格証というのは、やはり病院に行つた場合には、まずはその病院で、その場で医療費の全額自己負担を払わされると、そういうものなんです。だから、後で戻されるとしてもその場では全額払わなければならぬ、そういう資格証、保険証とは言えない資格証なわけですけれども。

ここで、短期証について厚労大臣に確認します。これは、あくまでもペナルティーではないと、たとえ滞納があつたとしても必ず本人に交付するというところでよろしいでしょうか。端的にお願いします。

○国務大臣(根本匠君) お尋ねの短期保険証は、保険料を滞納している被保険者の方に対し、通常よりも有効期間の短い被保険証を交付することに市町村の国保窓口の接触の機会を確保することを目的にしております。

そして、実はこの制度は、これをきっかけに保険料の減免や分割納付をも含めた納付相談を行う、そして納付相談に加えて必要に応じて生活困窮者支援制度の相談支援窓口につなぐことによつて保険料の納付につなげていくことを図るものであつて、これはペナルティーということではありません。

○吉良よし子君 必ず交付するというところでよろしいですね。一言でお答えください。

○国務大臣(根本匠君) 私、今、性格について説明しました。ですから、それは交付をいたします。

○吉良よし子君 はつきり答えていただきたいんです。ペナルティーではないということなんです。それで相談も行っているということですよ。それは分かっています。それ確認したいと言っているだけで、はつきりと短くお答えく

ださい。

そして、ペナルティーではないというわけですが、資格証、先ほど言ったように、病院で十割負担を払わなければならぬ。そういう意味でいえば保険証取上げとしか言いようがないです。よねというところで、この間、我が党はこの問題も取り上げてまいりました。

その中でも、特に子供への資格証交付というのは事実上の子供の無保険状態になるわけだからと大問題になって、二〇〇八年、たとえ資格証の世帯であつても中学生までは子供に対しては短期証を交付すると、議員立法が全会一致で成立したわけです。二〇一〇年にはその対象が高校生まで拡大されました。

もう一度、厚労大臣に確認します。短くお願いします。

現在、短期証世帯、資格証世帯、それぞれの世帯の子供への対応どうなっているか、端的にお答えください。

○国務大臣(根本匠君) まず、短期保険証が交付された世帯であつても、今委員がおっしゃられたように、高校生世代以下の子供に対しては有効期間を六か月以上とすることにしています。また、資格証明書が交付された世帯であつても、高校生世代以下の子供に対しては、資格証明書を交付せずに、有効期間が六か月の短期被保険証を交付することとしています。よろしいですか。

○吉良よし子君 六か月以上の短期証をどちらの世帯についても交付していると。速やかに手に渡すよう、郵送も含めて対応するようにと自治体にも通達をしていることだと思ふんですけれども、実際にはそうなっていないんです。

東京のある自治体では、シングルマザーの方が生活困窮で滞納になりました。区の窓口でちゃんと納付相談も行つて、毎月数千円ずつ払つていたけれども、幾ら払つても、それは全て過去の滞納額の解消に充てられるばかりで、当年度分の支払には充てられないままだったと。そんな中で、

昨年の秋、子供の保険証の交付を求めるために自治体の窓口を訪れたら、滞納額二十七万円全額すぐ払うか、四万五千円ずつ六回で払わない限り子供の保険証を渡さない、渡さないと云われた。これは、先ほどの、すぐに手渡す、交付すべきということに関して言えば、あつてはならない対応だと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(根本匠君) 短期被保険証というのは、通常の被保険証と比較して有効期間が短いのみで、医療機関において通常の窓口負担で受診が可能であります。短期被保険証という趣旨を踏まえて、市町村においては、個々の滞納世帯の状況に応じて有効期間を適切に設定するとともに、交付については電話連絡や家庭訪問等を実施することで速やかに被保険者の手元に届くようにするためなど、きめ細かな対応をするように指導しております。

滞納があつたときも、きちんと納付相談に応じているようなアドバイスをしている、それぞれの市町村においてそういう対応をされているものだと思います。(発言する者あり)

○委員長(石井みどり君) 御答弁は簡潔に願います。

○吉良よし子君 私が聞いているのは、先ほどの事例は問題じゃないかと聞いているんです。速やかに交付されていない事例でしようと言っているんです。

それは、決して一つの自治体の問題じゃないんです。山梨県甲府市では、保護者が国保料を滞納して短期保険証、資格証明書となつた世帯の子供百四十八人に保険証が渡つていなかったことが判明しているんですよ。滞納したのは親です。けれども、その責任を子供に負わせるのは余りにもひどい話なのではないかと私はこの場で訴えているわけなんです。

療は、何があつても命と健康は守り抜く、総理、そう言うべきではないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 家庭の経済事情にかかわらず、医療を受ける機会を確保し、そしてその生命と健康を守っていくことは、私たち大人の全員の責任であります。そのことはまず明確にさせていただきたいと思ひます。

厚労大臣からも答弁させていただいたように、国保の保険料を滞納している世帯であつても、子供については通常の窓口負担で医療機関を受診することができるとしています。

今後とも、こうした仕組みによつて子供に配慮するとともに、引き続き、厚生労働省において、滞納世帯の実情に応じたきめ細やかな納付相談等の対応について市町村に徹底させたいと思ひます。

○吉良よし子君 市町村に徹底と言いますけれども、やっぱり国保の滞納の責任を子供に問うべきではないんです。今、全国で子供の医療費無料化制度というのが広がっています。ただ、手元に保険証がなければその制度だって受けられない状態になってしまう、もうこれは本当に問題なわけです。

どんな経済状態であつても子供の命を守るというのであれば、やはり子供についての保険証、留め置きはやめさせる、もう短期証じゃなくて正規の保険証を速やかに子供に交付すべきだと思ひますが、最後、大臣、いかがでしょうか。

○委員長(石井みどり君) 時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣(根本匠君) 子供たちの医療が途切れることのないように、短期被保険証を適切に運用すべき旨、市町村に指導していきたいと思ひます。

○吉良よし子君 話にならないですけれども、引き続き子供への医療確保を求めて、質問を終わります。

○委員長(石井みどり君) 他に御発言もないよう

ですから、本日の審査はこの程度といたします。
次回は来る八日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

第一号中正誤

五ページ二段二十行から二十一行、二十三行から二十四行、二十六行から二十七行の「(第百九十七回国会提出、衆議院継続審査)」は、「(第百九十七回国会提出)」とするはずの誤り。